平成３０年１月現在

トラック運送事業を適正に行うには

― 業務管理の要点 ―

一般社団法人 東京都トラック協会
適正化事業部

トラック運送事業を適正に行うには

― 業 務 管 理 の 要 点 ―

目次

Ⅰ部　適正な事業の運営

適正化事業の概要 ---- 4
巡回指導の流れ ---- 5
巡回指導の３７項目と帳票類 ---- 6
巡回指導で指摘を受けたら ---- 8

第１　貨物自動車運送事業者の遵守事項

1　法令により義務づけられている帳票類の作成・保存 ---- 9
2　法、規則によって定められた遵守・禁止事項 ---- 10
3　許可・認可申請、または届出・報告を必要とする事項 ---- 12
4　自動車事故報告、事故の記録 ---- 14
5　過労運転防止の管理 ---- 17
6　労働保険・社会保険 ---- 19
7　就業規則 ---- 21
8　３６協定 ---- 22
9　健康診断 ---- 23

第２　運行管理者の業務

1　運行管理者の選任、講習 ---- 25
2　運行管理者が事業者の代わりに行える業務 ---- 26
3　運行管理者、補助者による点呼 ---- 27
4　アルコール検知器使用の義務 ---- 29
5　点呼記録簿 ---- 31
6　運行指示書 ---- 35
7　運転者台帳 ---- 37
8　運転者に対する安全教育の年間計画と実施記録 ---- 39
9　特定の運転者に対して行う指導及び監督 ---- 47
10　運転者適性診断 ---- 51
11　無事故無違反・運転記録証明書 ---- 52

第３　整備管理者の業務

1　整備管理者の選任、研修 ---- 53
2　定期点検整備・車両台帳 ---- 55

第４　乗務員の遵守事項

1　ドライバーの義務 ---- 58
2　乗務記録（運転日報） ---- 59
3　日常点検整備 ---- 64

Ⅱ部　安全性優良事業認定制度の概要紹介

貨物自動車運送事業安全性評価事業の概要（Gマーク） ---- 70

Ⅲ部　省令等の改正

第１　標準貨物自動車運送約款等の改正概要 ---- 82
第２　荷待ち時間等の記録義務付け ---- 85
第３　運行記録計装着義務範囲の拡大 ---- 87
第４　速報制度 ---- 88
第５　監査方針・行政処分の基準改正 ---- 90
第６　過労運転の処分 ---- 91
第７　運輸安全マネジメント ---- 92

付録　1　帳票注文書
　　2　連絡先一覧

《凡例：本文中に出てくる法、施行規則、安全規則等は以下の用語を示す。》

法	：貨物自動車運送事業法
施行規則	：貨物自動車運送事業法施行規則
安全規則	：貨物自動車運送事業輸送安全規則
車両法	：道路運送車両法
運送法	：道路運送法

Ⅰ部 適正な事業の運営

適正化事業の概要 ---- 4
巡回指導の流れ ---- 5
巡回指導の３７項目と帳票類 ---- 6
巡回指導で指摘を受けたら ---- 8

第１　貨物自動車運送事業者の遵守事項

1　法令により義務づけられている帳票類の作成・保存 ---- 9
2　法、規則によって定められた遵守・禁止事項 ---- 10
3　許可・認可申請、または届出・報告を必要とする事項 ---- 12
4　自動車事故報告・事故の記録 ---- 14
5　過労運転防止の管理 ---- 17
6　労働保険・社会保険 ---- 19
7　就業規則 ---- 21
8　３６協定 ---- 22
9　健康診断 ---- 23

第２　運行管理者の業務

1　運行管理者の選任、講習 ---- 25
2　運行管理者が事業者の代わりに行える業務 ---- 26
3　運行管理者、補助者による点呼 ---- 27
4　アルコール検知器使用の義務 ---- 29
5　点呼記録簿 ---- 31
6　運行指示書 ---- 35
7　運転者台帳 ---- 37
8　運転者に対する安全教育の年間計画と実施記録 ---- 39
9　特定の運転者に対して行う指導及び監督 ---- 47
10　運転者適性診断 ---- 51
11　無事故無違反・運転記録証明書 ---- 52

第３　整備管理者の業務

1　整備管理者の選任、研修 ---- 53
2　定期点検整備・車両台帳 ---- 55

第４　乗務員の遵守事項

1　ドライバーの義務 ---- 58
2　乗務記録（運転日報） ---- 59
3　日常点検整備 ---- 64

適正化事業の概要

貨物運送事業は、国民生活や産業活動に欠かせない貨物の輸送サービスを提供する重要な事業です。事業者の皆様がこの事業を安全かつ法令に則って行うことをお手伝いするのが適正化事業部の仕事です。事業を適正に行うに当たって、わからない事や困った事などがあった場合には、お気軽に相談してください。

皆様の事業が合理的かつ健全に発展するために、平成２年１２月から「貨物自動車運送事業法」が施行され、これに基づき「貨物自動車運送適正化事業実施機関」が設置されました。

実施機関では２年に１回を目標に、各都道府県トラック協会の**会員・非会員を問わず全ての事業所を対象に巡回指導を行っています。**巡回指導の概ね１か月前には、実施通知を送付いたします。

適正化実施機関の仕事

1　貨物自動車運送事業者に対する指導

巡回指導や街頭パトロールなどを通じて、事業者の皆様が法令を遵守し適正な事業を行えるよう、注意喚起や指導を行います。

2　無許可運送行為防止のための啓発

自家用貨物自動車による営業類似行為（いわゆる白トラ）を防止するための啓発活動を行います。

3　その他の啓発・広報活動

貨物自動車運送に関する輸送秩序の確立のための啓発活動・広報活動を行います。

4　苦情処理活動

貨物自動車運送事業者や荷主からの苦情等への対応を行っています。

5　行政への協力

当該法律の施行のために行う各種の行政措置に対して協力を行っています。

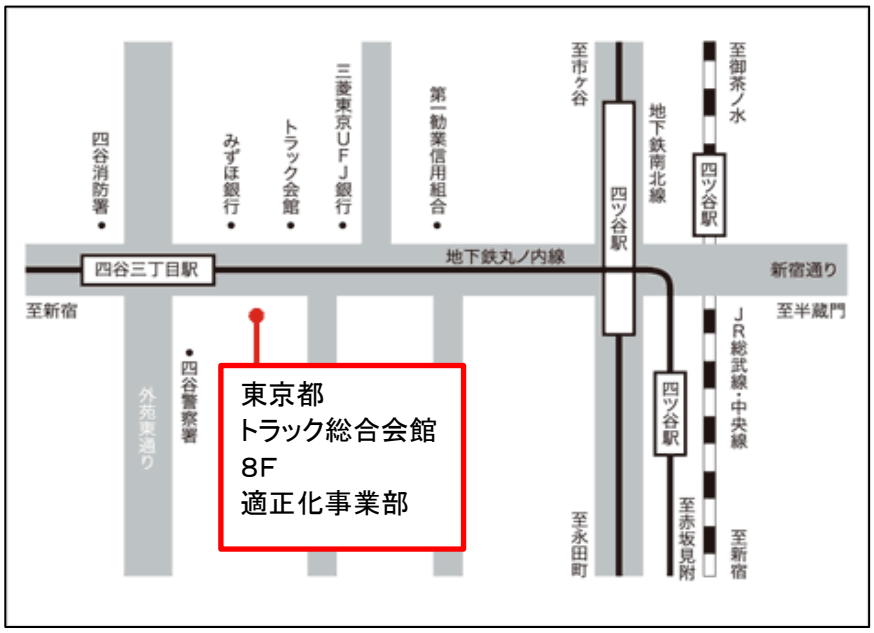

※巡回や改善事項などについてご質問があれば、適正化事業部まで気軽にお電話ください。

（一社）東京都トラック協会　適正化事業部　〒160-0004　東京都新宿区四谷3-1-8
TEL：03-3359-4138　FAX：03-3359-6009

＜巡回指導の流れ＞

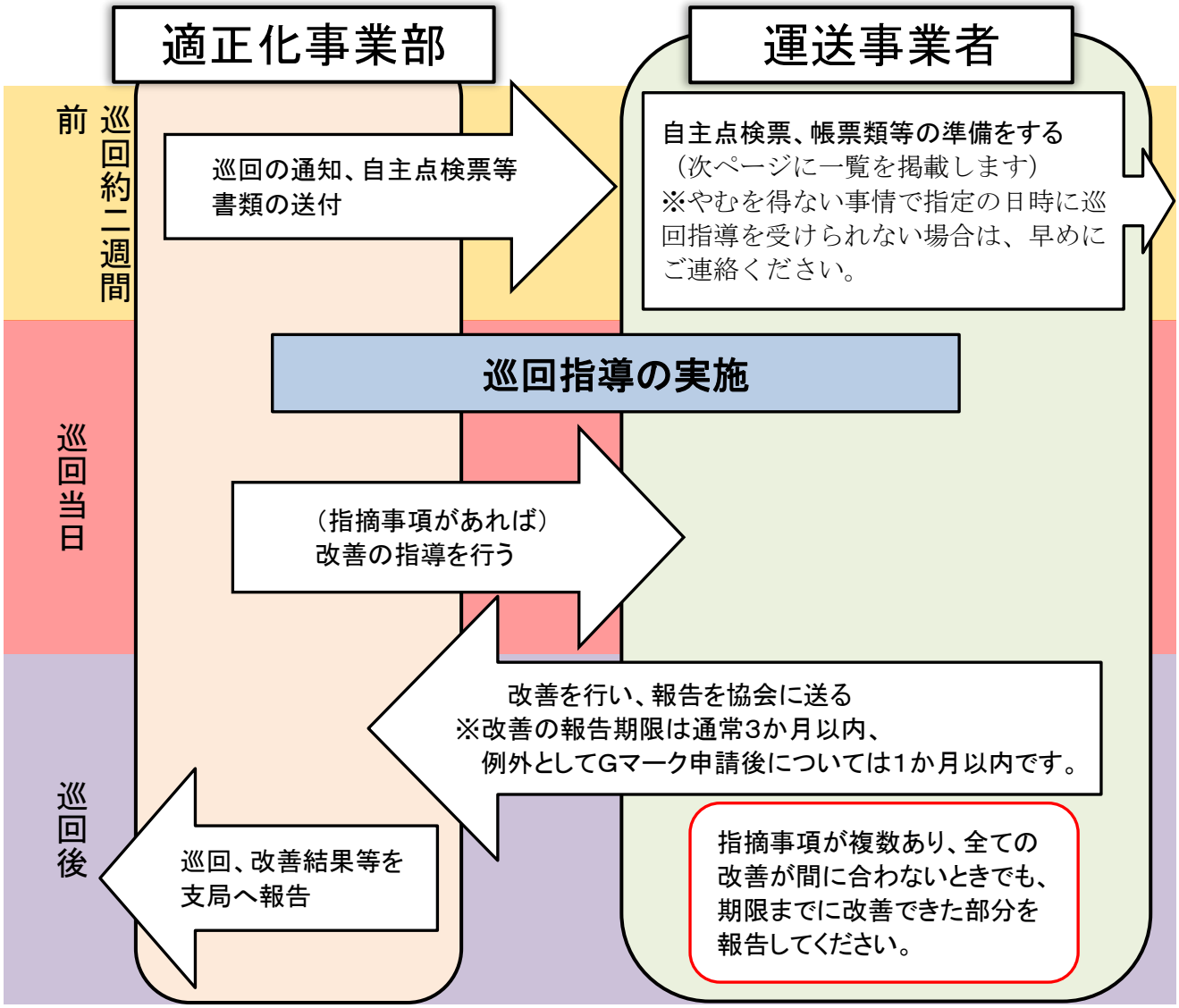

巡回指導における評価基準

巡回指導の結果、以下の５段階で評価がなされます。

- Ａ：適正に行われている項目が90%以上
- Ｂ：80～90%
- Ｃ：70～80%
- Ｄ：60～70%
- Ｅ：60%以下

※最重点項目及び重点項目が「否」とされた場合は、１段階下の評価となります。
項目毎の重要度は6、7ページの＜巡回指導の３７項目と帳票類＞をご覧ください。

※適正化事業実施機関は、巡回指導を行うに当たり、事業者に対して必要な資料の提出等を求めることができ、当該事業者は、この求めに対して正当な理由なく拒んではならないことになっています。
（貨物自動車運送事業法 第39条の3）

※巡回指導の結果、法令を遵守していない等の問題があった場合には、行政による監査が実施されることがあります。

＜巡回指導の３７項目と帳票類＞

Ⅰ．事業計画等

１．主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。（重点項目）
２．営業所に配置する事業用自動車の種別および数に変更はないか。
３．自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。（重点項目）
４．乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。
５．乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。
６．届出事項に変更はないか。

［確認する主な帳票類］

登記簿謄本等	事業計画変更事前届出書
経営許可申請書	〃　事後届出書
役員変更届出書	〃　認可申請書

７．自家用貨物自動車の違法な営業類似行為（白トラの利用等）はないか。（重点項目）
８．名義貸し、事業の貸渡し等はないか。（重点項目）

［確認する主な帳票類］

総勘定元帳	リース契約書
固定資産台帳	保険関係加入台帳
経費明細書	現金出納帳

Ⅱ．帳票類の整備、報告等

１．事故記録が適正に記録され、保存されているか。
２．自動車事故報告書を提出しているか。
３．運転者台帳が適正に記入力され、保存されているか。
４．車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。
５．事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。（本社巡回に限る）

［確認する主な帳票類］

事故記録簿	車両台帳（自動車検査証の写し等）
自動車事故報告書（控）	事業報告書・事業実績報告書（控）
運転者台帳	

Ⅲ．運行管理等

１．運行管理規程が定められているか。
２．運行管理者が選任され、届出されているか。（最重点項目）
３．運行管理者に所定の講習を受けさせているか。
４．事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。
５．過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。（最重点項目）
６．過積載による運送を行っていないか。（最重点項目）
７．点呼の実施及びその記録、保存は適正か。（最重点項目）
８．乗務等の記録（運転日報）の作成・保存は適正か。（重点項目）
９．運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。（重点項目）
10．運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。（重点項目）
11．乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。（最重点項目）
12．特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。（重点項目）
13．特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。（重点項目）

［確認する主な帳票類］

運行管理規程	運行記録計による記録（タコチャート、グラフ）
運行管理者選任・解任届（控）	乗務実績一覧表（拘束時間管理表）
〃　資格者証	点呼記録簿・点呼執行要領
〃　講習手帳	乗務記録（運転日報）
運転日報	運転者への指導教育計画表・同記録簿
運行指示書	適性診断受診結果表
乗務基準　※特別積み合せ事業に限る	運転記録証明書
運行計画及び勤務割当表	無事故無違反証明書

Ⅳ．車両管理等

１．整備管理規程が定められているか。
２．整備管理者が選任され、届出されているか。（最重点項目）
３．整備管理者に所定の研修を受けさせているか。
４．日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。
５．定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。（最重点項目）

［確認する主な帳票類］

整備（車両）管理規程	日常点検基準
整備管理者選任・解任届（控）	日常点検表
〃　資格者証	定期点検基準
〃　研修手帳	定期点検整備実施計画表
	点検整備記録簿（12か月、3か月）

Ⅴ．労基法等

１．就業規則が制定され、届出されているか。（重点項目）
２．３６協定が締結され、届出されているか。
３．労働時間、休日労働について違法性はないか（運転時間を除く）。
４．所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。（重点項目）

［確認する主な帳票類］

就業規則	出勤簿
労基法36協定	健康診断結果

Ⅵ．法定福利

１．労災保険・雇用保険に加入しているか。（重点項目）
２．健康保険・厚生年金保険に加入しているか。（重点項目）

［確認する主な帳票類］

労災・雇用保険加入台帳	賃金（給与）台帳
健保・厚生年金加入台帳	

その他法令で定められている項目

１．利用運送事業（旧取扱事業）に関する届出事項、業務に変更はないか。
２．特別積合せ貨物運輸に関する届出事項、業務に変更はないか。
３．車体表示、運賃料金の届出等その他の項目が適正に行われているか。

［確認する帳票類］

自主点検表（巡回の通知に同封されます）

・巡回指導の際は、これらの帳票を見せていただくことになります。帳票の種類が重複しないように記載しましたが、複数の項目にわたって関わりのある帳票は、その都度必要になることもあります。そのため、巡回時にこれらの帳票類を１か所に揃えていただけるとスムーズに進行します。

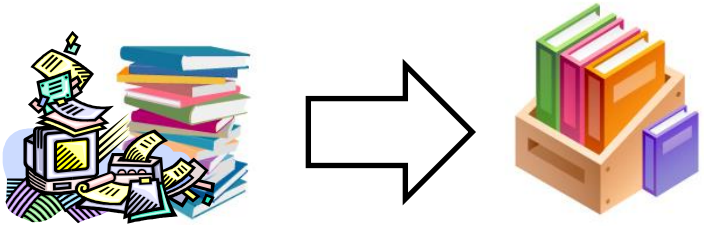

巡回指導で指摘を受けたら

巡回時に指摘事項があった場合、事業者の皆様に改善を行っていただくため、以下の２枚の用紙をお渡しします。

１．改善通知書

改善をお願いする指摘項目を箇条書きにし、改善報告書提出の期限を記入してお渡しします。

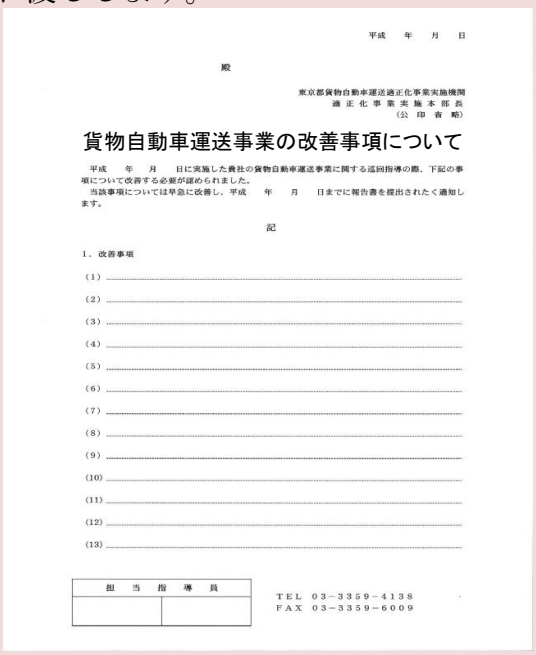

平成　年　月　日

殿

東京都貨物自動車運送適正化事業実施機関
適正化事業実施本部長
（公印省略）

貨物自動車運送事業の改善事項について

平成　年　月　日に実施した貴社の貨物自動車運送事業に関する巡回指導の際、下記の事項について改善する必要が認められました。
当該事項については早急に改善し、平成　年　月　日までに報告書を提出されたく通知します。

記

１．改善事項

（1）
（2）
（3）
（4）
（5）
（6）
（7）
（8）
（9）
（10）
（11）
（12）
（13）

担当指導員	

TEL 03-3359-4138
FAX 03-3359-6009

２．改善報告書

通知書に照らし合わせて、指摘項目をどのように改善したかを記載してください。

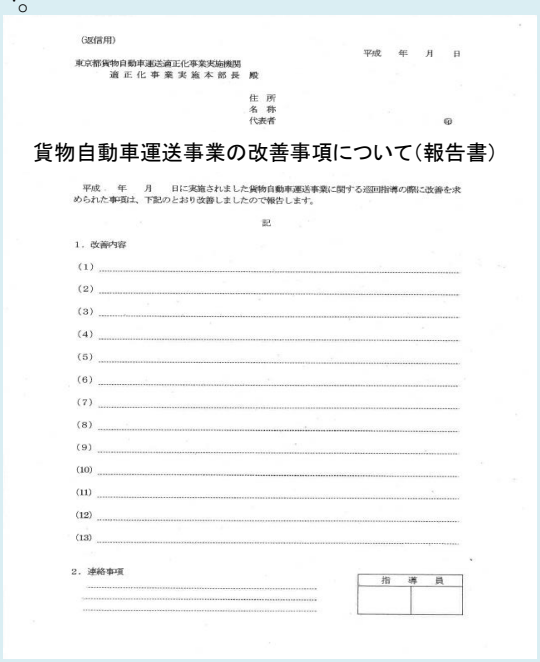

（返信用）

平成　年　月　日

東京都貨物自動車運送適正化事業実施機関
適正化事業実施本部長　殿

住所
名称
代表者　㊞

貨物自動車運送事業の改善事項について（報告書）

平成　年　月　日に実施されました貨物自動車運送事業に関する巡回指導の際に改善を求められた事項は、下記のとおり改善しましたので報告します。

記

１．改善内容

（1）
（2）
（3）
（4）
（5）
（6）
（7）
（8）
（9）
（10）
（11）
（12）
（13）

２．連絡事項

指導員	

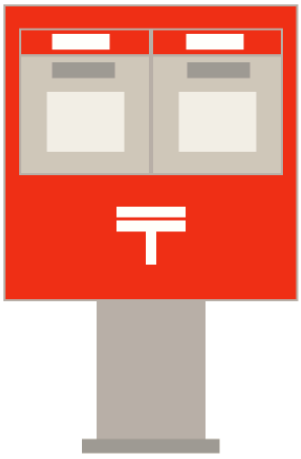

改善報告書と、改善状況が分かる書類を合わせて東京都トラック協会まで郵送してください。

※提出していただいた書類は返却できませんので、必ず写しを送付してください。

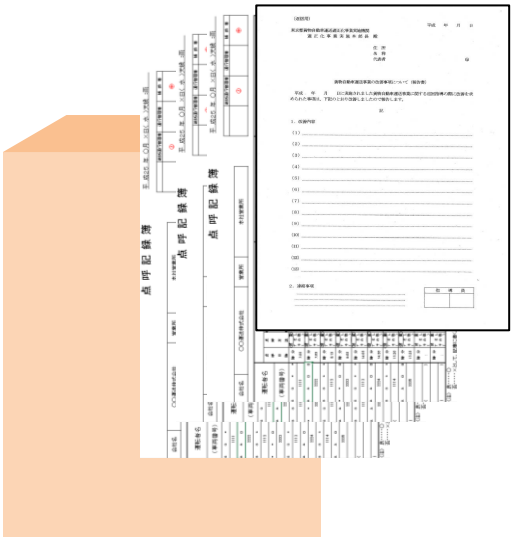

〒160－0004
東京都 新宿区 四谷 3丁目1番8号8階
一般社団法人　東京都トラック協会
適正化事業部

※送っていただいた改善内容は支局に報告しています。そのため、改善が認められない場合は再度提出をしていただくこととなります。

もし改善点について質問があれば、提出前に適正化事業部へご相談ください。

第１　貨物自動車運送事業者の遵守事項

１　法令により義務づけられている帳票類の作成・保存

	帳票	重要度	作成者	保存期間	根拠法令
その都度記録（又は転記）	**点呼記録簿**	●	運行管理者	1年	事業法第17条 安全規則第7条
	乗務記録（運転日報）	●	運転者	1年	事業法第17条 安全規則第8条
	運行記録計 （車両総重量7トン以上または最大積載量4トン以上で装着）	●	運転者	1年	事業法第17条 安全規則第9条
	運転者台帳（記入及び転記）		運行管理者	運転者でなくなった日から3年間	事業法第17条 安全規則第9条の5
	日常点検		運転者		道路運送車両法 第47条の2
	運行指示書	●	運行管理者	1年	事業法第17条 安全規則第9条の3
	乗務割	●	運行管理者		事業法第17条 安全規則第3条第4項 安全規則第20条第3項
	指導教育記録簿	●	運行管理者	3年	安全規則第10条第1項 国土交通省告示第1366号
定期的に作成	**点検整備記録簿** （3か月毎、12か月点検） ※写しを営業所に保管	●	自動車の使用者 (整備管理者等)	1年	事業法17条 安全規則第13条 車両法第49条
年に１回報告又は提出	**事業報告書**		事業者		貨物自動車運送事業報告規則
	事業実績報告書		事業者		〃
	３６協定		事業者	3年 労働基準法 第109条 (記録の保存)	労働基準法第36条
変更または報告事由が発生したとき	**事業計画の変更** （国交省への認可申請・届出事項）	●	事業者		事業法第9条 事業法施行規則 第5条、6条、7条
	自動車事故報告書		事業者	3年	自動車事故報告規則第3条
	運行管理者・整備管理者変更届		事業者		事業法第18条 安全規則第18条・第19条 車両法第50条・第52条 車両法施行規則第33条
	事故記録		運行管理者	3年	事業法第17条 安全規則第9条の2

２　法、規則によって定められた遵守・禁止事項

１．事業者が遵守すべき事項

(1)輸送の安全性の向上(法第15条)　平成18年10月1日施行

事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

(2)輸送の安全(安全規則 第2条の2)　平成18年10月1日施行

事業者は、経営の責任者の責務を定めることその他国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

(3)事業計画(法第8条)

業務を行う場合には、事業計画に定めるところに従わなければならない。

国土交通大臣は、事業者が事業計画に違反していると認めるときは、事業者に対し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

(4)運賃及び料金、約款の掲示(法第11条及び施行規則第13条)

運賃及び料金(個人を対象とする引越、宅配、霊柩)、運送約款その他国土交通省令で定める事項(運行系統、緊急調整地域に係る事業の範囲の限定、許可認可に付された条件又は期限)を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(5)輸送の安全の確保

①過労運転の防止(法第17条第1項及び安全規則第3条)

ア. 事業用自動車の数、附帯する作業に応じた運転者及びその他従業員の確保

イ. 乗務員の休憩睡眠施設の整備管理保守

ウ. 適切な勤務時間及び乗務時間の設定

エ. 酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。

オ. 健康状態の把握に努め、疾病、疲労その他の理由により安全な運転をし、又は補助することができないおそれのある乗務員を乗務させないこと。

カ. 長距離運転又は夜間運転の場合で、疲労等により安全な運転を継続できないおそれがある場合の交替運転者の配置

キ. 特別積合せ運送事業者の運行系統に係る乗務基準の作成

②疾病により安全な運転ができないおそれがある場合の医学的知見に基づく措置

(法第17条第2項及び安全規則第3条)

事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じること。

③過積載の防止(法第17条第3項及び安全規則第4条)

ア. 過積載運送の引受、過積載運送を前提とした運行計画の作成及び運送の指示をしてはならない。

イ. 運転者その他の従業員に対する適切な指導及び監督の実施

④国土交通省令で定める事項の遵守(法第17条第4項及び安全規則)

ア. 貨物の積載方法	(安全規則第5条)
イ. 自動車車庫の確保	(安全規則第6条)
ウ. 乗務の前後、途中の点呼	(安全規則第7条)
エ. 乗務等の記録	(安全規則第8条)
オ. 運行記録計による記録	(安全規則第9条)
カ. 事故の記録	(安全規則第9条の2)
キ. 運行指示書による指示	(安全規則第9条の3)
ク. 運転者台帳の作成備え付け	(安全規則第9条の5)
ケ. 乗務員に対する指導及び監督	(安全規則第10条)
コ. 異常気象時における措置	(安全規則第11条)
サ. 定期点検整備	(安全規則第13条)
シ. 点検等のための施設の確保	(安全規則第14条)
ス. 整備管理者の研修	(安全規則第15条)
セ. 運行管理規程の制定	(安全規則第21条)

ソ. 運行管理者に対する指導及び監督　　（安全規則第22条）

タ. 運行管理者の講習　　（安全規則第23条）

⑤運行管理者の選任（法第18条、安全規則第18条･第19条）

営業所の**車両数に応じた数の運行管理者を選任する**とともに選任届を提出すること（解任、変更するときも届出を行う。）。

⑥運行管理者への権限の付与（法第22条第2項）

運行管理者に対し業務を行うため必要な権限を与えなければならない。

⑦運行管理者の助言の尊重（法第22条第3項）

運行管理者が業務として行う助言を尊重しなければならない。

⑧整備管理者の選任（道路運送車両法50条･52条）

車両数が5両以上の営業所に整備管理者を選任するとともに選任届を提出すること（解任、変更するときも届出を行う。）。

⑨整備管理者への権限の付与（道路運送車両法50条第2項）

整備管理者に対し、職務の執行に必要な権限を与えなければならない。

(6) 車体の表示（道路運送法第95条）

自動車の外側に使用者の氏名その他国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

２．事業者として禁止されている事項

①被利用運送事業者の輸送の安全確保を阻害する行為の禁止（法第22条の2）

②公衆の利便を阻害する行為の禁止等

ア. 荷主に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為の禁止（法第25条第1項）

イ. 運送事業の健全な発達を阻害する結果を生じるような競争の禁止（法第25条第2項）

ウ. 特定の荷主に対する不当な差別的取扱の禁止（法第25条第3項）

③名義利用等の禁止（法第27条）

ア. 名義を他人に貨物自動車運送事業のため利用させること。

イ. 事業の貸し渡し、その他いかなる方法をもってするかを問わず、貨物自動車運送事業を他人にその名をもって経営させること。

④有償で旅客の運送の禁止（道路運送法第83条）

※過疎地域等においては、同一事業者が旅客・貨物両事業の許可をそれぞれ取得した場合には、一定の条件のもとで事業の「かけもち」を行うことができる（平成29年9月1日施行）

＜運行管理者の選任者数＞

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正（平成25年5月1日施行）

1　平成２５年５月１日以降、原則として、営業所における配置車両数にかかわらず、事業用自動車の運行を管理する全ての営業所に運行管理者の選任が義務付けられました。

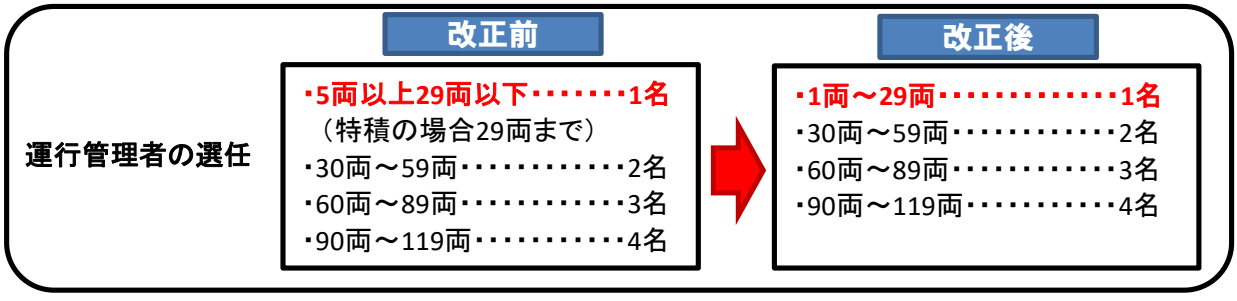

2　例外として、運行管理者の選任義務が課せられない営業所（５両未満）は、

①　専ら霊きゅう自動車の運行を管理する営業所

②　専ら一般廃棄物の収取運搬のために使用される自動車の運行を管理する営業所

③　一般的に需要の少ないと認められる島しょの地域に存する営業所

3　許可・認可申請、または届出・報告を必要とする事項

貨物自動車運送事業者として事業を経営していく過程で、以下の事項に関して「許可」「認可」「届出」「報告」を行う必要があります。（許可事業者の許可認可申請、届出及び報告事項）

※は重点項目

1．許可を受けなければならないもの

(1) **事業用自動車の運行の管理その他国交省令で定める輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託をしようとするとき**（法第29条第1項）

2．認可を受けなければならないもの

(1) **事業計画の変更**（法第9条1項）
※ア　営業所の位置（23区内、同一市町村の位置の変更は事後届出）
※イ　自動車車庫の位置・収容能力
ウ　休憩睡眠施設の位置・収容能力
エ　特別積合せ貨物運送をするかどうかの別
オ　貨物自動車利用運送をするかどうかの別

(2) **運送約款を変更するとき**（法第10条1項）

(3) **運送事業の譲渡し譲受けをしようとするとき**（法第30条第1項）

(4) **運送事業者たる法人を合併及び分割しようとするとき**（法第30条第2項）

(5) **相続により、運送事業を引き続き経営しようとするとき**（法第31条第1項）
［被相続人の死亡後60日以内］

3．事前届出をしなければならないもの

(1) **事業計画の変更**（法第9条3項）
ア　各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数の変更
イ　特別積合せ各営業所に配置する運行車の数の変更

(2) **貨物軽自動車運送事業を経営しようとするとき**（法第36条第1項）

4．事後届出をしなければならないもの

(1) **事業計画の変更**（法第9条3項）［変更後遅滞なく提出］
※ア　主たる事務所の名称･位置の変更
イ　営業所または荷扱所の名称･位置の変更
ウ　貨物自動車利用運送に係る事業計画の変更

(2) **運賃料金設定（変更）届出書**（貨物自動車運送事業報告規則第2条の2）
［運賃および料金を変更したとき30日以内］

(3) **運行管理者または整備管理者を選任または解任（変更）したとき**
（法第18条第3項、安全規則第19条、車両法第50条、第52条）
［運行管理者は1週間以内、整備管理者は15日以内］

(4) **事業を休止または廃止したとき**（法第32条）［30日以内］

(5) **運輸を開始したとき**（施行規則第44条第1項第1号）［届出事由の発生した後遅滞なく］

(6) **譲渡し譲受けまたは合併若しくは分割が終了したとき**（施行規則第44条第1項第2号）
［届出事由の発生した後遅滞なく］

(7) **休止していた事業を再開したとき**（施行規則第44条第1項第3号）
＊施設に変更のある場合はあらかじめ、認可申請が必要　[届出事由の発生した後遅滞なく]

(8) **行政庁からの命令を実施したとき**（施行規則第44条第1項第4号）
[届出事由の発生した後遅滞なく]

ア　事業計画違反に対する是正命令（法第8条第2項）

イ　輸送の安全確保の命令（法第23条）
例：必要な運転者の確保、運行計画の改善、運行管理者に対する権限の付与

ウ　公衆の利便を阻害する行為の停止変更命令（法25条）

エ　事業改善の命令（法第26条）
例：事業計画の変更、運送約款の変更、輸送施設に関する改善措置
保険契約の締結、運賃料金の変更、事業運営の改善措置

(9) **事業者の氏名、名称または住所に変更があったとき**（施行規則第44条第1項第5号）
[届出事由の発生した後遅滞なく]

(10) **法人の役員に変更のあったとき**（施行規則第44条第1項第6号）

・代表権を有する役員又は社員の変更　[変更後遅滞なく届出]

・代表権を有しない役員又は社員の変更
[前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更を7月31日までに届出]

５．報告をしなければならないもの

(1) **事業報告書**　（法第60条第1項・貨物自動車運送事業報告規則第2条）
[事業年度ごとの経過後（決算後）100日以内]

(2) **事業実績報告書**　（法第60条第1項・貨物自動車運送事業報告規則第2条）
[前年4月から3月までのものを毎年7月10日までに]

(3) **自動車事故報告書**　（法第24条・自動車事故報告規則第2条、第3条）
[国交省令で定める重大事故を引き起こしたとき30日以内]

(4) **ＩＴ点呼に係る報告書及びグループ企業間での対面による点呼に係る報告書**
（安全規則第7条点呼等・安全規則解釈と運用第7条第1項）
・ＩＴ点呼を実施しようとするとき[実施予定日の10日前までに報告]
・記載内容を変更しようとするとき[変更の実施に先立ち報告]
・ＩＴ点呼の実施を終了しようとするとき[遅延なく報告]

上記の申請、届出および報告先

原則として東京運輸支局、輸送部門貨物担当（℡:03-3458-9233）
※但し、次の事項は同支局、整備部門保安担当（℡：03-3458-9237）
・ 4（3）の運行管理者又は整備管理者の選任又は解任（変更）届出
・ 5（3）の自動車事故報告書

4　自動車事故報告、事故の記録

1．事故の報告　法第２４条

一般貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車が転覆し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

「自動車事故報告規則」（運輸省令第１０４号　改正：平成２７年１月３０日）

報告書の提出（同報告規則第３条）

貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く）**は、その使用する自動車について次の各号の事故があった場合には、当該事故のあった日から３０日以内**（第２条第１０号に掲げる事故にあっては事業者等が当該救護義務違反があったことを知った日、同条１５号に掲げる事故にあっては当該指示があった日）**に、当該事故ごとに自動車事故報告書３通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。**

※自動車事故報告書は様式が定められています。インターネットで「自動車事故報告様式」と検索すると国土交通省の様式が表示されますので、これを使用してください。

事故の種類（同報告規則第２条）

「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

(1)　自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。）と衝突し、若しくは接触したもの

(2)　１０台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの

(3)　死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第５条第２号又は第３号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じたもの

※**死者**とは２４時間以内に死亡したもの

※**重傷者**とは、次の傷害を受けた者（自動車損害賠償保障法施行令第５条第２号）

ア　脊柱の骨折で脊髄を損傷したと認められる症状を有するもの
イ　上腕又は前腕の骨折で合併症を有するもの
ウ　大腿又は下腿の骨折
エ　内臓の破裂で腹膜炎を併発したもの
オ　１４日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が３０日以上のもの

次の傷害(前号アからオまでに掲げる傷害を除く。)を受けた者(同施行令第５条第３号)

ア　脊柱の骨折
イ　上腕又は前腕の骨折
ウ　内臓の破裂
エ　病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が３０日以上のもの
オ　１４日以上病院に入院することを要する傷害

(4)　１０人以上の負傷者を生じたもの

(5)　自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの

ア　消防法第２条第７項に規定する危険物
イ　火薬類取締法第２条第１項に規定する火薬類
ウ　高圧ガス保安法第２条に規定する高圧ガス
エ　原子力基本法第３条第２号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
オ　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第２条第２項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
カ　シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第二に掲げる毒物又は劇物
キ　道路運送車両の保安基準第４７条第1項第３号 に規定する品名の可燃物

(6) 自動車に積載されたコンテナが落下したもの

(7) （旅客関係につき省略）

(8) 酒気帯び運転（道路交通法第６５条第１項の規定に違反する行為）、無免許運転（同法第６４条の規定に違反する行為）、大型自動車等無資格運転（同法第８５条第５項から第９項までの規定に違反する行為）又は麻薬等運転（同法第１１７条の２第３号の罪に当たる行為）を伴うもの

(9) 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの

(10) 救護義務違反（道路交通法第１１７条の罪に当たる行為）があったもの

(11) 自動車の装置（車両法第４１条各号に掲げる装置）の故障により、自動車が運行できなくなったもの（平成１７年２月取扱要領改正）

※「自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの」とは、

ア 装置の不具合により自動車の運行を中止したものであって、運行を再開することができなかったもの

イ 装置の不具合により自動車の運行を中止したものであって、乗務員以外の者の修理等により運行を再開したもの

(12) 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）

(13) 橋脚、架線その他の鉄道施設（鉄道事業法第８条第１項に規定する鉄道施設、軌道法による軌道施設を含む）を損傷し、３時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの

(14) 高速自動車国道（高速自動車国道法第４条第１項に規定する高速自動車国道）又は、自動車専用道路（道路法第４８条の４に規定する自動車専用道路）において、３時間以上の通行を禁止させたもの

(15) 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

速報事故（同報告規則第４条）

運送事業者は、その使用する自動車について、次の各号のいずれかに該当する事故があったとき又は国土交通大臣の指示があったときは、事故報告書（事故報告規則の規程に基づく）**の他、電話、ＦＡＸ、その他適当な方法により、２４時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。**

(1) ２人以上の死者を生じたもの

(2) ５人以上の重傷者を生じたもの

(3) １０人以上の負傷者を生じたもの

(4) 自動車に積載された危険物が全部もしくは一部が飛散、又は漏洩したもの（自動車が転覆、転落、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限る。）

(5) 酒気帯び運転を伴うもの

(6) 社会的影響が大きなもの

２．事故の記録（安全規則第9条の2）

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において**3年間保存**しなければならない。

(1) 乗務員の氏名

(2) 事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

(3) 事故の発生日時

(4) 事故の発生場所

(5) 事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名

(6) 事故の概要（損害の程度を含む。）

(7) 事故の原因

(8) 再発防止対策

なお、事故記録の作成時期は、当該事故**発生後30日**以内。

自 動 車 事 故 の 記 録

※３年間保存　　事故記録No　　―

作成日　平成　　年　　月　　日

事故発生日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分頃	天候	
発生場所			
乗務員の氏名		当方自動車登録番号(車番)	
乗務員を除く事故の当事者			
相手の氏名および会社名			
住所		連絡先	

事故の概要（損害の程度を含む。）

事故直後の処置

事故の有った運行の直前における、運行管理者による指示等

事故の原因

再発防止対策

東京都貨物自動車運送適正化事業実施機関 作成

５ 過労運転防止の管理

自動車運転者の過労運転等が交通事故の要因となる場合が多いため、事故防止対策の一環として、平成元年2月「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（労働省告示第７号）」が発令され、平成13年8月20日国土交通大臣告示第1365号として定められている。

過労運転を防止するには、先ず、貨物自動車運送事業者が告示に基づき、**勤務時間（拘束時間）及び乗務時間（運転時間）を定め**、運転者任せにせず、運行管理者が労働時間等の管理を実施することが重要である。

※拘束時間：労働時間、休憩時間その他の使用者に拘束されている時間

※運転時間：実際に運転している時間

１．自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の概要

項目	改 善 基 準 の 内 容
拘束時間	１か月２９３時間（１年のうち６か月までは３２０時間まで延長可） １年３，５１６時間 １日原則１３時間　最大１６時間（１５時間超えは１週２回以内）
運転時間	２日平均で１日あたり９時間 ２週平均で１週間あたり４４時間
連続運転時間	４時間以内 （運転中断には、1回連続１０分以上かつ合計３０分以上の運転離脱が必要）
休息期間	１日のうち継続８時間以上 （運転者の住所地での休息時間が、それ以外の場所での休息時間より長くなるよう努めること）
一の運行	１４４時間以内（平成１３年国交省告示第１３６５号のなお書き） ※一の運行とは、営業所を出発し営業所に帰着する期間

※上記基準の詳細については、Ｐ６７をご覧ください。

２．過労運転の防止措置義務

(1) 必要な員数の運転者の確保（法第17条1項・安全規則第3条第1項、2項）

常時選任運転者の不足が過労運転を引き起こす原因にならないようにする。

(2) 休憩・睡眠施設（安全規則第3条第3項）

休憩・睡眠施設を設けられている場合でも①実際に必要とする場所に設けられていない②寝具等必要な設備が整えられていない③施設・寝具等が不潔な状態にあると整備違反になる。保守とは、事業者が休憩・睡眠施設を良好に修復すること。管理とは、常に良好であるように計画的に運行管理者に管理させることをいう。

(3) 健康状態の把握（安全規則第3条第6項）

健康状態の把握とは労働安全衛生法に基づく健康診断の実施をいい、また、疾病・疲労･飲酒等の乗務が無いように対面点呼で確認する。

(4) 交替運転者の配置（安全規則第3条第7項）

交替運転者を添乗させるか交替箇所に待機させなければならない場合

ア　拘束時間が16時間を超える場合

イ　運転時間が平均して一日9時間を超える場合

ウ　連続運転時間が4時間を超える場合

３．作成すべき帳票類

(1) 運転日報（乗務等の記録）（安全規則第８条）

乗務員の乗務の状態を把握することを目的とし、過労防止及び過積載運送の防止等、業務の適正化を図るための資料として活用することが望まれている。

・過労運転防止のための休憩の地点、日時が記入されていないことが多い。
但し、10分未満の休憩については記録を省略して差し支えない。

(2) 運行指示書（安全規則第９条の３）

2泊3日以上の運行のような、乗務前、乗務後のいずれも対面での点呼が出来ない場合、運行指示書を携行させ、運送事業者と運転者の双方が運行経路や運行の安全確保上必要な事項について運転者への確実な伝達を期そうとするものである。

(3) 運行記録計による記録（安全規則第９条）平成26年12月1日公布 ※Ｐ５９・８６参照

連続運転4時間、1日の運転時間等を点検し確認する。

・運行記録計により瞬間速度、運行距離及び運行時間を記録し、その記録を1年間保存しなければならない車両

ア 車両総重量が７トン以上又は最大積載量が４トン以上の普通自動車である事業用自動車

イ 車両総重量が７トン以上又は最大積載量が４トン以上の被けん引自動車をけん引する事業用のけん引自動車

ウ 特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置する運行車

(4) 乗務基準（安全規則第３条第８項）

特別積合せを行う事業者は運行車の運行系統の起点から終点までの距離が100kmを超えるものごとに下記事項につき乗務基準を定め、これを遵守するように乗務員に対して指導及び監督しなければならない。

・主な地点間の運転時分及び平均速度
・乗務員が休憩・睡眠をする地点及び時間
・運転を交替する地点

(5) 乗務実績一覧表の作成（法に定めはない）

拘束時間、運転時間等の管理のため、作成していることが望ましい。

運転時間の限度

１日の運転時間は、２日の平均で９時間が限度です。この２日とは１日目の始業時間から４８時間を指します。

特定の日の最大運転時間は、特定日の運転時間とその前日、翌日の運転時間の平均がともに９時間を超える場合改善基準告示に違反することになります。

例. 特定日を1/2とした場合

	1/1	1/2	1/3	
○	9時間	9時間	10時間	
✕	10時間	9時間	10時間	⇦ 1／2の前日、翌日との平均時間がともに９時間を超えるためＮＧ
○	10時間	8時間	10時間	

６　労働保険・社会保険

※保険料率は平成30年1月現在のもの。年度により変更があるので注意のこと

１．労働保険（労災保険、雇用保険）の加入

(1) 労災保険（労働者災害補償保険法）

目的	労働者が業務上または通勤途上に、負傷や病気になった場合や、そのための休業、死亡及び後遺障害となった場合に、保険給付がされる。
保険者	政府（労働基準監督署）
被保険者	法人事業所、個人事業所ともに労働者を１人以上使用する事業所は**強制適用**
保険料と負担	保険料率　〔$\frac{9}{1,000}$〕　×労働者に支払う賃金総額 事業主が負担
届出の義務	事業所の強制適用、従業員採用時に届出の義務がある・・・10日以内
罰則	報告をしなかったり、虚偽の報告をしたりしたとき等に罰則がある。 ６ヶ月以下の懲役又は３０万円以下の罰金等（法５１条等）

(2) 雇用保険（雇用保険法）

目的	労働者が失業した場合、雇用の継続が困難となった場合、職業に関する教育訓練を受けた場合、などに必要な給付を行うことで従業員の生活や雇用の安定などを図るために設けられている。
保険者	政府（公共職業安定所）
被保険者	法人事業所、個人事業所ともに労働者を１人以上使用する事業所は**強制適用**
保険料と負担	保険料率　〔$\frac{9}{1,000}$〕　×労働者に支払う賃金総額 事業主が　〔$\frac{6}{1,000}$〕　従業員が　〔$\frac{3}{1,000}$〕　負担（平成29年4月より）
届出の義務	事業所の強制適用、従業員採用時・・・保険関係成立届10日以内
罰則	資格取得(喪失)届出の義務を怠ったり、虚偽の届出をすると罰則がある。 ６ヶ月以下の懲役又は３０万円以下の罰金等（法８３条等）

労働･社会保険共通事項

１　労災保険は例外を除いて、すべての事業に適用される

２　適用になるパートタイム労働者や嘱託労働者

(1) 一般被保険者・・高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の者

(2) 短時間就労者・・1週間の所定労働時間が20時間以上でかつ31日以上の雇用が見込まれる者（パートタイム労働者）

(3) 短期雇用特例被保険者・・季節的に雇用される者又は短期の雇用に就くことを常態とする者（雇用保険法38条）

(4) 日雇労働被保険者・・雇用保険の被保険者である日雇労働者（雇用保険法43条1項）

３　雇用保険の適用除外者（雇用保険法6条）

(1) 65才以後に雇用される者
（65才になる日以前から、引き続き雇用されている場合は被保険者となる。）
しかし、4月1日（保険年度の初日）において、満64才以上の者の雇用保険料は免除となるので、給与から控除されない。65才に達した日以後に雇用される者であっても、短期雇用特例被保険者又は日雇労働被保険者に該当する場合はそれぞれの被保険者となる。

(2) 短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間未満の者）である季節雇用者または短期雇用の常態者

(3) 日雇労働者であって日雇労働被保険者に該当しない者

(4) ４か月以内の期間を予定して行われる季節的事業に雇用される者

(5) 船員保険の被保険者、公務員

４　雇用保険に加入できない者

法人の代表者、取締役･監査役(労働者的な者を除く)、個人事業者、法人で役員待遇の親族労働者、家事使用人、昼間学生、週20時間未満又は６ヶ月未満の労働者

２．社会保険（健康保険、厚生年金保険）の加入

(1)健康保険（健康保険法）

目的	従業員とその家族の健康を守り、業務外の負傷、病気などの際の負担を軽減するための保険で、従業員を使用する事業主には**強制加入する義務がある**。
保険者	健康保険事業を運営するために保険料を徴収したり、保険給付を行ったりする運営主体は全国健康保険協会と健康保険組合である。
適用事業所	健康保険の適用を受ける事業所を適用事業所といい、次の事業所は、事業主や従業員の意思に関係なく、法律によって加入が義務づけられている強制適用事業所となり、その事業者の従業員は強制被保険者となる。 法人事業所は常時1人以上、個人経営事業所は常時５人以上の従業員を使用するもの。
被保険者	７５才未満の者は加入義務がある。 （①７５才以上の者、②６５～７４才で一定の障害の状態にあることにつき広域連合の認定を受けた者は、後期高齢者医療制度に加入。）
保険料と負担	保険料率　〔$\frac{99.1}{1,000}$〕　×報酬月額、事業主と従業員が折半（介護保険適用者 $\frac{115.6}{1,000}$） ※ 保険料率の詳細については、全国健康保険協会ホームページ等でご確認ください。
届出の義務	事業所が強制適用を受けるようになった時、従業員採用時等、5日以内に届出の義務がある。
罰則	届出の義務、督促に対する納付等の義務を怠ると罰則がある。 ６ヶ月以下の懲役又は５０万円以下の罰金等（法２０８条等） 未納の場合は国税徴収法による滞納処分で差押えの対象である。

(2)厚生年金保険（厚生年金保険法）

目的	従業員が老齢になって働けなくなったりしたときなどに、年金によって老後の生活保障を図るもので、従業員を使用する事業者には**強制加入する義務がある**。
保険者	事業運営のために保険料徴収、保険給付を行う運営主体は政府（日本年金機構）である。
適用事業所	事業主や従業員の意思に関係なく、次の事業所は加入が義務づけられている。 法人事業所は常時1人以上、個人経営事業所は常時５人以上の従業員を使用するもの
被保険者	従業員が強制被保険者となる。７０才未満の者は加入義務がある。
給付事由	老齢給付、障害給付、遺族給付
保険料と負担	保険料率　〔$\frac{183}{1,000}$〕　×報酬月額、事業主と従業員が折半 ※ 保険料率の詳細については、全国健康保険協会ホームページ等でご確認ください。
届出の義務	事業所が強制適用を受けるようになった時、従業員採用時等、5日以内に届出の義務
罰則	届出の義務、督促に対する納付等の義務を怠ると罰則がある。 ６ヶ月以下の懲役又は５０万円以下の罰金等（法102条等） 未納の場合は国税徴収法による滞納処分で差押えの対象である。

社会保険共通事項

１　適用になるパートタイム労働者や嘱託労働者

適用事業所に働く場合、次の2点とも該当すれば、加入しなければならない。
なお、一方のみの場合は加入しなくてよい。

(1)1週間の所定労働時間が一般社員の4分の3以上である場合
(2)1ヶ月の所定労働日数が一般社員の4分の3以上である場合

２　適用除外者

(1)日々雇い入れられる者（1ヶ月を超えて引続き使用される者はその日から被保険者となる。）

就業規則

就業規則は、労働者の労働時間・賃金などの労働条件や、就労に際しての権利と義務を具体的に定めたものですから、事業場の実態に合ったものでなくてはなりません。

なお、就業規則は、企業経営上有用な効果をもたらすものですが一旦制定された就業規則は、従業員を拘束するとともに、その反面使用者をも拘束する効用をもっていますので、その作成・変更については慎重な態度で臨むことが必要です。

１．就業規則の作成義務（労働基準法第89条）

常時１０人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、遅滞なく所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。なお、常時１０人未満の労働者を使用する場合であっても、トラブル防止のため、労働条件などを明らかにし就業規則を作成することが望ましいです。

２．就業規則の記載事項

(1) 絶対的必要記載事項（労働基準法第89条第１号～第３号）

ア　始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を２組以上に分けて交替に就業させる場合の就業時転換に関する事項

イ　賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項

ウ　退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

(2) 相対的必要記載事項（労働基準法第89条第3号の2～第10号）

ア　退職手当の適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項

イ　臨時の賃金等(退職手当を除く。)及び最低賃金額に関する事項

ウ　労働者の食費、作業用品その他の負担に関する事項

エ　安全衛生に関する事項

オ　職業訓練に関する事項

カ　災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項

キ　表彰及び制裁の種類及び程度に関する事項

ク　以上のほか、事業場の労働者のすべてに適用される事項

(3) 任意的記載事項

上記以外、使用者は、法令、公序良俗または労働協約に違反しないかぎり、いかなる事項についても自由に就業規則に定めることができます。

３．就業規則の作成・変更手続　（労働基準法第90条）

就業規則の作成・変更にあたって、その事業場で、労働者の過半数で組織される労働組合または労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければなりません。その後、所轄の労働基準監督署へ届出をする必要がありますが、その際、労働者代表の意見を記した書面を添付しなければなりません。意見の聴取は、必ずしも労働者の同意を必要とはしませんが、労使で就業規則の内容については十分に協議し、労働者側の理解を得ることが望ましいです。

また、「就業規則」は、労働基準法第106条に基づき、事業所の見やすい場所に掲示または備え付けること、書面を配付することなどの方法によって、労働者に周知を図らなければなりません。

３６協定

労働基準法は、法定労働時間を１日８時間、１週４０時間とし、また法定休日として原則１週間に１日の休日を与えなければならないと定めています。しかし、業務の状況などによっては、法定労働時間内で仕事が終わらない場合があり、このようなときのために時間外労働や休日労働が認められていますが、以下の手続きが必要です。

１．時間外労働や休日労働をさせるには（労働基準法第３６条）

法定労働時間を超える時間外労働や法定休日に労働をさせるためには、労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者と以下の内容を取り決め、協定を締結（いわゆる「３６協定」）する必要があります。

(1) 時間外労働・休日労働が必要な具体的な事由
(2) 業務の種類
(3) 労働者の数
(4) 時間外労働によって延長することができる時間又は労働させることができる休日
(5) 有効期間

２．届出

協定締結後、所定の書類に必要な事項を記載し、協定書・協定届を各々２部作成し、所轄の労働基準監督署にあらかじめ届け出なければならない。
（※所定の書類は、労働基準監督署やトラック協会支部で配布）

なお、３６協定の有効期間は原則１年以内であり、有効期間経過後に時間外労働等をさせるには再度、３６協定を締結・届出することを要します。

また、３６協定を締結し届け出ることと並行して、就業規則等に時間外労働または休日労働があることが定め、かつ、労働者はこれに従わなければならないことなどを定める必要があります。

３．割増賃金の支払い（労働基準法第37条）

時間外労働と休日労働については割増賃金の支払が必要です。

時間外労働の割増賃金の割増率は２割５分以上、休日労働の割増賃金の割増率は３割５分以上、深夜労働の割増賃金は２割５分以上、時間外労働が深夜に及んだ場合は５割以上、休日労働が深夜に及んだ場合は６割以上となっています。

なお、１ヶ月６０時間を超える時間外労働については、５割以上となる。（中小企業は、平成３１年４月１日より適用）

４．時間外労働の限度に関する基準（労働基準法第36条第3号）

労使協定さえ結べば無制限に時間外労働や休日労働をさせることができるわけではありません。３６協定を締結する場合の延長時間の限度などの基準が法律に基づく大臣告示により定められています。３６協定の締結当事者は協定がこの基準に適合したものとなるようにしなければなりません。

※自動車運転者については、拘束時間の限度や休息期間の確保などの基準は大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善の基準」（改善基準告示）により定められています。

９　健康診断

貨物運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努めるよう定められている（安全規則第3条第6項）ことから、運転者に対して、定期的に医師による健康診断を実施するものとしています。

健康診断の種類	対象者	実施時期
雇入時の健康診断（安衛則第43条） ※安衛則＝労働安全衛生規則	常時使用する労働者	雇い入れる際
定期健康診断（安衛則第44条）	常時使用する労働者 （特定業務従事者を除く）	１年以内ごとに１回
特定業務従事者の健康診断 （安衛則第45条）	深夜業等に常時従事する労働者	当該業務への配置替えの際 及び６月以内ごとに１回

常時使用する労働者（運転者）を雇い入れるときは、その直前または直後に健康診断を実施する必要があります。

また、深夜業を含む業務に常時従事する運転者は、６カ月以内ごとに１回健康診断を受診する必要があります。なお、深夜業とは「午後10時から午前５時まで」の間における業務に、「６カ月を平均して月４回以上」従事することを指します。受診結果表は**５年間保存**です。

＜検査項目＞

健康診断項目	定期健康診断	特定業務従事者の健康診断
既往歴及び業務歴（問診）	○	○
喫煙歴及び服薬歴	問診等で聴取を徹底する旨の通知あり。	
自覚症状及び他覚症状の有無の検査	○	○
身長	20歳以上の者については、医師の判断に基づき省略可	
体重、視力及び聴力の検査	○	○
腹囲	以下の場合に医師の判断に基づき省略可 ①40歳未満（35歳を除く）の者 ②妊娠中の女性その他の者であってその胸囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの ③BMIが20未満である者 ④BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者	
胸部エックス線検査及び喀痰検査	○　※１　※２	○　（年１回で可）　※２
血圧の測定	○	○
貧血検査（血色素量、赤血球数）	40歳未満（35歳を除く）の者については、医師の判断に基づき省略可	40歳未満（35歳を除く）の者のほか、前回健康診断を受けた者については、医師の判断に基づき省略可
肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）		
血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライド）		
血糖検査（空腹時血糖、ヘモグロビンA1cでも代替可）		
尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）	○	○
心電図検査	40歳未満（35歳を除く）の者については、医師の判断に基づき省略可	40歳未満（35歳を除く）の者のほか、前回健康診断を受けた者については、医師の判断に基づき省略可

○＝必ず受診する必要がある健診項目

※１＝胸部エックス線検査　40歳未満（20歳、25歳、30歳、及び35歳を除く）の者で以下のいずれにも該当しないものについては、医師の判断に基づき省略可
①感染症法で結核にかかる定期の健康診断の対象とされている施設等の労働者
②じん肺法で３年に１回じん肺健康診断の対象とされている労働者
※２＝喀痰検査　以下の場合に医師の判断に基づき省略可
①胸部エックス線検査によって病変の発見されない者
②胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
③※１の胸部エックス線検査の項に掲げる者

「定期健康診断」「特定業務従事者の健康診断」は、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるとき省略することができます。医師が必要でないと認めるとは、自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断することをいいます。従って、年齢等により機械的に決定されるものではありませんのでご注意ください。
詳しくは、都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

健康診断のアフターフォロー

事業主は、一般健康診断および特定業務従事者健康診断を実施した際に、その結果を従業員に通知する義務があります。
結果が思わしくない場合などは、医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは労働者に対して就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を講じなければならないことになっています。なお、その際は、その労働者と十分話し合ったうえで、就業上の措置を決めます。

二次健康診断

定期健康診断で、脳・心臓疾患の発生に関連する検査項目で異常が認められる場合、労災保険（無料）で、二次健診と医師による特定保健指導を受けることができます。

無料受診ができるための要件

１　一次健診で次の４つの検査のすべてに異常所見が認められた者
①血圧　②血中脂質　③血糖　④肥満度
２　脳・心臓疾患の症状を有していないこと

二次健診給付が受けられる病院

労災病院、地方労働局長の指定病院等に限られます。

労災給付の請求

「二次健診等給付請求書」に必要事項を記入し、事業主の証明を受け、一次健診の結果の写しを添付し、前記の指定病院等を経由して地方労働局長に対して行います。（一次健診後３か月以内に請求する必要があります。）

常時使用する労働者とは

（１）期間の定めのない契約により使用されるものであること。
なお、期間の定めのある契約により使用される者の場合は、更新により１年以上使用されることが予定されている者、及び更新により１年以上使用されている者。
（特定業務従事者健診の場合、１年以上を６か月以上と読み替えます。）

（２）　その者の１週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の１週間の所定労働時間数の４分の３以上であること。

第２　運行管理者の業務

１　運行管理者の選任、講習

事業者は、事業用自動車の運行の安全確保に必要な業務を行わせるために、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから運行管理者を選任しなければならない。
なお、運行管理者は、他の営業所の運行管理者又は補助者を兼務することはできない（兼務に該当しない場合あり）。

１．運行管理者の選任者数（法第18条・安全規則第18条）

運行管理者の選任届出員数は、営業所に配置する車両数に応じて決まっている。（P11参照）
なお、選任された運行管理者に変更（解任）があった場合、営業所ごとに、地方運輸局指定の届出書により、遅滞なく（１週間以内）支局長（整備部門）へ届出る。

２．運行管理者の講習（安全規則第23条）

事業者は、運行管理者の選任後、２年に１回運輸支局長が行う講習を受けさせなければならない。
なお、事故又は違反について相当の責任を有する運行管理者について運輸支局長から研修を行う旨の通知を受けた場合は、特別講習を受けなければならない。

３．補助者の選任（安全規則第18条）

事業者が補助者を選任する場合は、いずれかの要件に該当していることが必要。
（１）運行管理者資格者証を取得している
（２）運行管理者基礎講習を受講している
なお、補助者を選任した場合は、その地位と職務権限を運行管理規程などに明確に規定しなければならない。

４．統括運行管理者（安全規則第18条）

複数の運行管理者を選任している営業所においては、運行管理者を統括する統括運行管理者を選任しなければならないとし、運行管理規程に統括運行管理者の職務及び権限を規定しなければならない。

５．運行管理者資格者証の返納命令発令基準（通達国自貨第60号 平成25年9月17日一部改正）

次に該当する場合は、資格者証の返納命令が発令される。（抜粋）

（１）資格者が次のいずれかに該当する場合

ア　事業用自動車を運転した場合において、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は救護措置義務違反を行った場合

イ　運行の安全確保に関する違反の事実若しくはこれを証するものを隠滅し又は改ざんを行う等これを疑うに足りる相当の理由が認められる場合

ウ　資格者が実際に運行管理業務を行っていないにもかかわらず、その名義を当該事業者に使用（選任の届出をした場合を含む。）させた場合

エ　運行管理者試験の受験資格の詐称など、不正な手段により運行管理者資格者証を取得したことが判明した場合

（２）運行管理者である資格者が、次のいずれかに該当する場合

ア　事業用自動車の運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、過積載運行又は最高速度違反行為を引き起こした場合であって、資格者が当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から道路交通法に基づく通知等があった場合

イ　運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準が、著しく遵守されていない場合、もしくは点呼を全く行っていない場合又は運行管理者の安全確保に関する違反に対する違反処分日数の総和が１２０日以上となった場合（当該運行管理者。複数の運行管理者が選任されている場合には統括運行管理者。）

（３）運行管理者補助者である資格者が、次の該当する場合

事業用自動車の運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、過積載運行又は最高速度違反行為を引き起こした場合であって、当該補助者がその業務において運転者がこれらを引き起こすおそれがあることを認めたにもかかわらず、運行管理者への報告を行わず、又は運行管理者の指示に従わずに、当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から道路交通法に基づく通知等があった場合

2　運行管理者が事業者の代わりに行える業務（安全規則）

事業者の遵守事項		第20条：運行管理者の業務		
運転者の選任		第1項	第1号	選任された運転者以外の運転指示禁止
乗務員の休憩・睡眠施設の整備、管理及び保守			第2号	乗務員の休憩・睡眠施設の管理
運転者の勤務時間・乗務時間を定める			第3号	定められた勤務時間・乗務時間の範囲内で乗務割を作成し、それに従い乗務指示
酒気を帯びた状態にある乗務員の乗務禁止	→		第4号	酒気を帯びた状態にある乗務員の乗務禁止
疾病、疲労、その他の理由により安全な運転をし、又は補助することができない乗務員の乗務禁止	→		第4の2号	疾病、疲労、その他の理由により安全な運転をし、又は補助することができない乗務員の乗務禁止
長距離運転、又は夜間運転の交替運転者の配置	→		第5号	長距離運転、又は夜間運転の交替運転者の配置
過積載運送の禁止 従業員に対する過積載防止の指導	→		第6号	従業員に対する過積載防止の指導、監督
貨物の積載方法	→		第7号	従業員に対する貨物の積載方法の指導、監督
点呼の実施、報告、及び指示、並びにその記録、記録保存	→		第8号	点呼の実施、報告、確認及び指示、並びにその記録、記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持
運転者ごとに乗務記録をさせ、記録保存	→		第9号	運転者ごとに乗務記録をさせ、記録保存
運行記録計による記録、記録保存	→		第10号	運行記録計の管理及び記録保存
同上	→		第11号	運行記録計の記録不能車の運転禁止
事故の記録と保存	→		第12号	事故の記録と保存
運行指示書の作成、指示、運転者の携行、変更内容の記載、運行指示書等の保存	→		第12の2号	運行指示書の作成、指示、運転者の携行、変更内容の記載、運行指示書等の保存
運転者台帳を作成し、運転者の所属営業所に備える 注：運転者でなくなった場合は3年間保存する	→		第13号	運転者台帳を作成し、運転者の所属営業所に備える
乗務員の指導、監督及び運転者の特別な指導記録、3年間の保存	→		第14号	乗務員の指導、監督及び運転者の特別な指導記録
運転者に適性診断を受けさせる	→		第14の2号	運転者に適性診断を受けさせる
異常気象時等の乗務員への指示・措置	→		第15号	異常気象時等の乗務員への指示・措置
補助者の選任可	→		第16号	補助者に対する指導及び監督
事故の報告	→		第17号	事故警報に基づく従業員の指導、監督
運行管理者の助言の尊重	←	第3項		事業者に対する助言
統括運行管理者の選任	→	第4項		統括運行管理者は、前3項の規定による運行管理者の業務を統括しなければならない。

※青い矢印は、本来事業者が行うべき事項であるが、運行管理者が事業者にかわって行っても良いことを示している。

点呼実施要領

１．実施者及び実施方法

(1) 対面点呼（原則）

運行管理者は、乗務を開始又は乗務を終了した運転者に対し、必ず、**対面による点呼**を実施し、その結果を記録しなければならない。

なお、車庫と営業所が離れている場合及び早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等であっても対面点呼を要し、**電話点呼は認められない**。

乗務前点呼の目的の一つはその運転者を**乗務させて良いか否かを判断すること**。

ただし例外として、営業所と当該営業所の車庫間については一定の要件を満たせばＩＴ点呼が可能。

(2) 補助者による点呼

運行管理者が不在等のため点呼を行うことができない場合には、補助者を予め定め、確実に行わせること。

なお、補助者に点呼を行わせる場合であっても、当該営業所が選任している運行管理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数の少なくとも３分の１以上でなければならない。

(3) 電話点呼（例外）

運行管理者は、遠隔地で乗務が開始又は終了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼を当該運転者が所属する営業所で対面点呼ができない場合には**「運行上やむを得ない場合」**にあたるので、例外的に電話点呼ができる。

遠隔の行先地で１泊（休息期間）する運行の場合は対面点呼を行うことができないので、電話や無線等により**運転者と直接対話をする方法で点呼を行わなければならない**。（電子メール、ＦＡＸ等の一方的な連絡方法は点呼として認められない）その際に**アルコール検知器の携帯が必要**になる。

電話点呼を行う必要がある運行状況

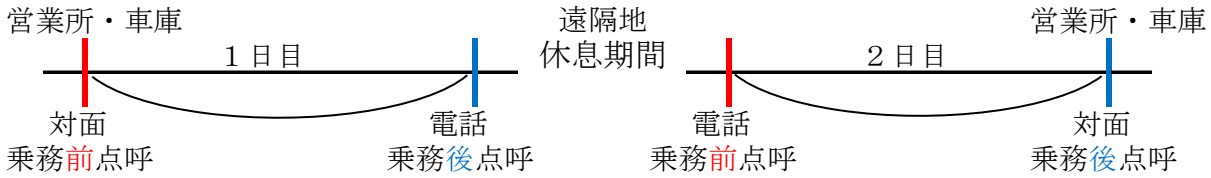

(4) 中間点呼（例外）

２泊３日以上の運行で乗務前、乗務後の点呼のいずれも対面で行うことができない乗務を行う運転者に対し、乗務前、乗務後の点呼のほか、乗務の途中に１回以上、電話や無線等で運転者と直接対話する方法で中間点呼を行わなければならない。

同時に**運行指示書の作成、携行及びアルコール検知器の携帯**も必要になる。

中間点呼を行う必要がある運行状況

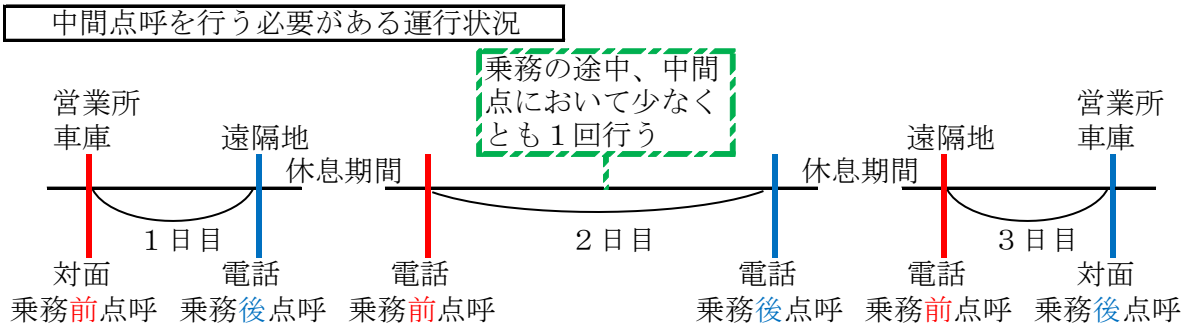

２．点呼の実施項目、報告、指示

運行管理者は点呼を行い、次の事項の報告を求め及び確認を行い運行に必要な指示をする

〇乗務前点呼

報告を求め、確認を行う事項

・アルコール検知器を使用し、酒気帯びの有無

・疾病、疲労、その他の理由により安全運転ができないおそれの有無

・日常点検の実施またはその確認

指示する事項

・事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示

〇乗務後点呼

報告を求め、確認を行う事項

・アルコール検知器を使用し、酒気帯びの有無

・事業用自動車、道路及び運行の状況並びに交替運転者に通告した内容

〇中間点呼

報告を求め、確認を行う事項

・アルコール検知器の使用の有無及び酒気帯び

・疾病、疲労、その他の理由により安全運転ができないおそれの有無

指示する事項

・事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示

３．記録及び保存

点呼を行ったときは、運転者ごとに点呼の結果及び報告、指示の内容を記録し、１年間保存する。

４．運行管理補助者（安全規則第１８条３項）

運行管理者が不在等のため業務を行うことができない場合には、運行管理規程に補助者を予め定め（補助者の選任方法、補助者の職務等について明記し）運行管理を確実に行わせる。

なお、補助者となるためには、次のいずれかの要件に該当していることが必要

（1）運行管理者資格者証を取得してること

（2）運行管理者基礎講習を受講していること

参考

●乗務前点呼、中間点呼の報告事項の「その他の理由」とは、覚せい剤等の薬物の服用、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等をいう。

●乗務後点呼の「交替運転者に通告した内容」とは、交替前の乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況をいう。

４　アルコール検知器使用の義務

アルコール検知器の義務付け

「事業用自動車総合安全プラン２００９」に基づき、事業用自動車の飲酒運転ゼロの目標を達成するため、**酒気を帯びた乗務員を乗務させてはならない**（平成２２年４月２８日施行）ことが明確化され、平成２３年５月１日より点呼時に**アルコール検知器の使用が義務付け**となりました。（平成２３年３月３１日輸送安全規則解釈と運用についての一部改正による）

１．アルコール検知器での点呼

⑴ 事業者は、点呼時（出庫・帰庫及び中間点呼）に酒気帯びの有無を確認する場合には、目視等で確認するほか、**アルコール検知器を用いて点呼**を行わなければなりません。そのため、**営業所ごとにアルコール検知器を備え置き**又は営業所に属する事業用自動車に設置しなければなりません。

⑵ 長距離運行等の電話点呼の場合には、**運転者に携帯型アルコール検知器を携行させる**か、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用し、測定結果を電話等により報告させなければなりません。

⑶ 営業所と車庫が離れている場合等、運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う場合については、運行管理者等が持参したアルコール検知器又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用します。

※「酒気帯びの有無」は、道路交通法施行令第４４条の３に規定する血液中のアルコール濃度0.3ｍｇ/ｍℓ又は呼気中のアルコール濃度0.15ｍｇ/ℓ以上であるか否かは問いません。

２．アルコール検知器の要件

アルコール検知器は、国土交通大臣が「呼気中のアルコールを検知し、その有無又は濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器とする。」と告示で定めており、機種についての指定や性能上の要件は、当面、問いません。

※ ＩＴ点呼を行う場合（複数のＧマーク営業所の点呼を、一の営業所が各営業所に設置したカメラ及びアルコール検知器を使用した点呼）は、運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を自動的に記録保存し、測定結果を運行管理者等が確認できるアルコール検知器である必要があります。

３．アルコール検知器を常時有効に保持

取扱説明書に基づき、適切に使用、管理及び保守するとともに、次のとおり、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければなりません。

⑴ 毎日確認すべき事項
　ア　アルコール検知器の電源が確実に入ること。
　イ　アルコール検知器に損傷がないこと。

⑵ 毎日確認することが望ましく、少なくとも１週間に１回以上確認すべき事項
　ア　確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと。
　イ　洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものを、スプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03alcohol/index.html
国土交通省ＨＰにて、アルコール検知器使用の詳細についてご覧いただけます。

2011年4月1日より、事業所ごとのアルコール検知器設置が義務化されます。

国土交通省は、「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づき、事業用自動車の飲酒運転ゼロの目標を達成するため、点呼時にアルコール検知器の使用を義務づける等の改正を行います。

- 事業者は、点呼時に**酒気帯びの有無を確認**する場合には、**目視等で確認するほかアルコール検知器を用いてしなければならない**（貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正）。
- 事業者は、**営業所ごとにアルコール検知器を備え、常時有効に保持**しなければならない（貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正）。
- このため、事業者は、アルコール検知器の**故障の有無を定期的に確認**しなければならない（関係通達の一部改正）。
- 電話点呼の場合には、運転者に**アルコール検知器を携行させ、検知結果を報告させる**等により行う（関係通達の一部改正）。

！違反した事業者には厳しい罰則が科せられます。

飲酒運転に係る行政処分基準（H21.10.1より）

	初違反	再違反
❶ 運転者が飲酒運転を引き起こした場合	100日車	▶ 200日車
❷ 事業所が飲酒運転等を下命容認した場合	即時14日間の事業停止	
❸ 事業所が飲酒運転等を伴う重大事故に係る指導監督義務違反の場合	即時 7日間の事業停止	
❹ 事業所が飲酒運転等に係る指導監督義務違反の場合	即時 3日間の事業停止	

点呼におけるアルコール検知器の備えに対する処分基準の創設（H23.4.1より）

	初違反	再違反
❶ アルコール検知器の備え義務違反　備えなし	60日車	▶ 120日車
❷ アルコール検知器の常時有効保持義務違反	20日車	▶ 40日車

５　点呼記録簿

１．実施者及び実施方法

点呼を行った時は、運転者ごとに点呼の結果及び報告、指示の内容を記録する。

２．記録事項

⑴乗務前点呼

ア 点呼執行者名
イ 運転者名
ウ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
エ 点呼日時
オ 点呼方法(イ．アルコール検知器の使用の有無、ロ．対面でない場合は具体的方法)
カ 酒気帯びの有無
キ 運転者の疾病、疲労等の状況
ク 日常点検の状況
ケ 指示事項
コ その他必要な事項

⑵中間点呼　※２泊３日以上の運行に記録・保存必要

ア 点呼執行者名
イ 運転者名
ウ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
エ 点呼日時
オ 点呼方法(イ．アルコール検知器の使用の有無、ロ．具体的方法)
カ 酒気帯びの有無
キ 運転者の疾病、疲労等の状況
ク 指示事項
ケ その他必要な事項

⑶乗務後点呼

ア 点呼執行者名
イ 運転者名
ウ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
エ 点呼日時
オ 点呼方法(イ．アルコール検知器の使用の有無、ロ．対面でない場合は具体的方法)
カ 自動車、道路及び運行の状況
キ 交替運転者に対する通告
ク 酒気帯びの有無
ケ その他必要な事項

３．保存期間　１年間

記録簿はパソコン管理でもよいが、いつでもプリントアウトできること。

※受委託点呼、ＩＴ点呼についてはⅡ部「安全性優良事業認定制度の概要紹介」をご覧ください。

点　呼　記　録　簿

	統括運行管理	運行管理者	補助者

平成　　年　　月　　日　　曜日　　天気

車両番号	運転者名	乗務前点呼								乗務後点呼							
		点呼時間	点呼方法		検知器の使用	酒気帯	疾病・疲労	日常点検	点呼執行者名	その他必要な指示事項	点呼時間	点呼方法		検知器の使用	酒気帯	点呼執行者名	自動車、道路運行の状況	交替運転者に対する連絡
		（出庫）	対面	電話（例外）							（帰庫）	対面	電話（例外）					
○-○○○○	東京太郎	○○：○○	✔		有 無	有 無	✔	✔	四谷	路面スリッ	○○：○○	✔		有 無	有 無	新宿		
					有 無	有 無					：			有 無	有 無			
					有 無	有 無								有 無	有 無			
		：			有 無	有 無								有 無	有 無			
		：			有 無	有 無					：			有 無	有 無			
					有 無	有 無												
					有 無	有 無												
		：			有 無	有 無												
		：			有 無	有 無					：			有 無	有 無			
		：			有 無	有 無					：			有 無	有 無			

電話点呼は、通常泊り仕事の場合のみ。

疾病．疲労・寝不足などについては必ず報告させ、異常のある場合には乗務させてはならない。

車両の状態、道路障害、迂回経路、遅延の有無などを報告させる。

アルコール検知器は必ず使用し、酒気帯びの有無を毎日確認。酒気のある場合は乗務させ

検知器の使用と点呼者による「酒気帯びなし」の確認が必要。

乗務後も乗務前と同様、アルコール検知器と対面による酒気帯びの有無を確認する。

前任運転者から交代運転者への通告内容、引き継ぎ事項など内容を報告させる。

稼働　　休車

1年間保存
東京都貨物自動車運送適正化事業実施機関

点　呼　記　録　簿

	統括運行管理	運行管理者	補助者

平成　　年　　月　　日　　曜日　　天気

車両番号	運転者名	乗務前点呼									乗務後点呼							
		点呼時間	点呼方法		検知器の使用	酒気帯	疾病・疲労	日常点検	点呼執行者名	その他必要な指示事項	点呼時間	点呼方法		検知器の使用	酒気帯	点呼執行者名	自動車、道路運行の状況	交替運転者に対する連絡
		（出庫）	対面	（電話例外）							（帰庫）	対面	（電話例外）					
		:			有無	有無					:			有無	有無			
		:			有無	有無					:			有無	有無			
		:			有無	有無					:			有無	有無			
		:			有無	有無					:			有無	有無			
		:			有無	有無					:			有無	有無			
		:			有無	有無					:			有無	有無			
		:			有無	有無					:			有無	有無			
		:			有無	有無					:			有無	有無			
		:			有無	有無					:			有無	有無			
		:			有無	有無					:			有無	有無			

稼働	休車

1年間保存
東京都貨物自動車運送適正化事業実施機関

点　呼　記　録　簿

	統括運行管理	運行管理者	補助者

平成　　年　　月　　日　　曜日　　天気

運転者名 (車両番号)	乗務前点呼								乗務途中点呼								乗務後点呼						
	点呼時間	点呼方法	検知器の使用	酒気帯	疾病・疲労	日常点検	点呼執行者名	その他必要な指示事項	点呼日時	点呼方法	検知器の使用	酒気帯	疾病・疲労	日常点検	点呼執行者名	その他必要な指示事項	点呼日時	点呼方法	検知器の使用	酒気帯	点呼執行者名	自動車、道路運行の状況	交替運転者に対する連絡
( )	:	対面 TEL その他 ( )	有 無	有 無					日 :	対面 TEL その他 ( )	有 無	有 無					日 :	対面 TEL その他 ( )	有 無	有 無			
( )	:	対面 TEL その他 ( )	有 無	有 無					日 :	対面 TEL その他 ( )	有 無	有 無					日 :	対面 TEL その他 ( )	有 無	有 無			
( )	:	対面 TEL その他 ( )	有 無	有 無					日 :	対面 TEL その他 ( )	有 無	有 無					日 :	対面 TEL その他 ( )	有 無	有 無			
( )	:	対面 TEL その他 ( )	有 無	有 無					日 :	対面 TEL その他 ( )	有 無	有 無					日 :	対面 TEL その他 ( )	有 無	有 無			
( )	:	対面 TEL その他 ( )	有 無	有 無					日 :	対面 TEL その他 ( )	有 無	有 無					日 :	対面 TEL その他 ( )	有 無	有 無			
( )	:	対面 TEL その他 ( )	有 無	有 無					日 :	対面 TEL その他 ( )	有 無	有 無					日 :	対面 TEL その他 ( )	有 無	有 無			
( )	:	対面 TEL その他 ( )	有 無	有 無					日 :	対面 TEL その他 ( )	有 無	有 無					日 :	対面 TEL その他 ( )	有 無	有 無			
( )	:	対面 TEL その他 ( )	有 無	有 無					日 :	対面 TEL その他 ( )	有 無	有 無					日 :	対面 TEL その他 ( )	有 無	有 無			
( )	:	対面 TEL その他 ( )	有 無	有 無					日 :	対面 TEL その他 ( )	有 無	有 無					日 :	対面 TEL その他 ( )	有 無	有 無			

（注）良‥‥○
　　否‥‥×

1年間保存
東京都貨物自動車運送適正化事業実施機関

６　運行指示書

１．目的

営業区域の廃止(平成１５年４月法改正)に伴い、**２泊３日以上の乗務**が増えることに備え、乗務前、乗務後の点呼のいずれも対面で実施できない乗務を行う場合は、電話等により**乗務途中点呼（中間点呼）を行うほか、運行指示書を作成**し、これに基づき運転者に対し、適切な指示を行なわなければならない。また、運行指示書を運行中携行させ、その写しを営業所に備え置かなければならない。

２．作成

(1) 作成義務

乗務前、乗務後いずれの点呼も対面で実施できない乗務を含む運行ごとに作成する。

(2) 作成者

運行管理者及び指示を受けた補助者

(3) 記載事項

ア 運行の開始および終了の地点および日時
イ 乗務員の氏名
ウ 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
エ 運行に際して注意を要する箇所の位置
オ 乗務員の休憩地点および休憩時間（休憩がある場合に限る）
カ 乗務員の運転または業務の交替の地点（運転または業務の交替がある場合に限る）
キ その他運行の安全を確保するために必要な事項

(4) 保存

運行指示書とその写しを運行終了の日から１年間

３．運行変更時の手続き

(1) 運行指示書を携行していない場合

運行指示書を必要としない乗務を行っている運転者に対し、運行指示書が必要となる乗務をするよう変更させる場合

① 運行管理者が営業所にて運行指示書を作成する。
② 作成した運行指示書に基づき運転者に対し電話などにより適切な指示を行う。
③ 乗務記録（運転日報）にその内容を記載させる。
④ 運行指示書と乗務記録に指示の日時、指示をした運行管理者の氏名を記載させる。

(2) 運行指示書を携行している場合

２泊３日以上の乗務で運行指示書を携行している運行で、前２．(3)記載事項のア又はウの事項に変更が生じた場合

① 運行指示書の写しに変更の内容（前同記載事項エ～キを含む。）を記載する。
② 変更した運行指示書に基づき運転者に対し電話などにより適切な指示を行う。
③ 運行指示書にその内容を記載させる。
④ 運行指示書とその写しに指示の日時、指示をした運行管理者の氏名を記載する。

運行指示書

作成日 平成　年　月　日

社長・所長	統括運行管理者	運行管理者	補助者

会社名

事業所
（営業所）

発行者　　㊞

車番又は車号		乗務員氏名	正		副	

開始地点及び日時		月　日　時　分
経　路　1	自動車道・国道・県道	号線
経　路　2	自動車道・国道・県道	号線
経　路　3	自動車道・国道・県道	号線
経　路　4	自動車道・国道・県道	号線
経　路　5	自動車道・国道・県道	号線
終了地点及び日時		月　日　時　分

運行に際して注意を要する箇所及び位置

中間点呼の地点			
日　時	月　日　時　分	月　日　時　分	月　日　時　分

日付	到着及び発車時間	経過地・場所	内容	積載物の内容			運行の安全を確保するための必要事項
				主な積載物	積載重量	積載状況	
／	着　： 発　：		1.作業 2. 休憩　3. 休息 4.運転交替				
／	着　： 発　：		1.作業 2. 休憩　3. 休息 4.運転交替				
／	着　： 発　：		1.作業 2. 休憩　3. 休息 4.運転交替				
／	着　： 発　：		1.作業 2. 休憩　3. 休息 4.運転交替				
／	着　： 発　：		1.作業 2. 休憩　3. 休息 4.運転交替				
／	着　： 発　：		1.作業 2. 休憩　3. 休息 4.運転交替				
／	着　： 発　：		1.作業 2. 休憩　3. 休息 4.運転交替				
／	着　： 発　：		1.作業 2. 休憩　3. 休息 4.運転交替				
／	着　： 発　：		1.作業 2. 休憩　3. 休息 4.運転交替				
／	着　： 発　：		1.作業 2. 休憩　3. 休息 4.運転交替				

指示伝達事項等			
	指示日時	月　日　時　分	指示内容：
	指示者名		
	指示日時	月　日　時　分	指示内容：
	指示者名		

【1年間保存】

※運行の途中で変更指示があった場合、乗務員は伝えられた変更内容を記載しなければならない。
※1日最大拘束時間は16時間まで。（15時間超は週2回以内）
※連続運転時間は4時間以内。（運転中断には1回10分以上かつ、合計30分以上の運転離脱が必要）
※運転時間は2日平均9時間までとし、1週間では44時間まで。
※休息時間は連続8時間以上、分割する場合は10時間以上（1回は4時間以上）とする。

7　運転者台帳

１．目的

運転者台帳は、運転者ひとりひとりの交通違反・事故歴、健康状態、適性診断の受診状況等を常に把握し効果的な事故防止対策を行うことを目的としたものです。一般貨物運送事業者、運行管理者は、運転台帳を作成し、保存しなければなりません。

２．記載しなければならない事項（安全規則第９条の５）

一般貨物運送事業者、運行管理者は、運転者ごとに運転者台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えておかなければならない。

(1) 作成番号及び作成年月日

(2) 事業者の氏名又は名称

(3) 運転者の氏名、生年月日及び住所

(4) 雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日

運転者として常時選任できない者

ア 日々雇い入れられる者

イ ２ヶ月以内の期間を定めて使用される者

ウ 試みの試用期間中の者(14日を超えて引続き使用されるに至った者を除く)

(5) 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

ア 運転免許証の番号及び有効期限

イ 運転免許の取得年月日及び種類

ウ 運転免許に条件が付されている場合は、当該条件

(6) 事故を引き起こした場合又は道路交通法第108条の34の規定による(違反)の通知を受けた場合は、その概要

（事故を引き起こした場合とは第一当事者である場合を指す。違反については、極力自主的に申告をさせ記載する）

(7) 運転者の健康状態

（健康診断個人票又は健康診断結果通知書を添付することで足りる）

(8) 下記の運転者に対する指導の実施及び適性診断の受診の状況

ア 事故惹起者（死者又は負傷者(重傷者、11日以上治療を要する負傷)）

イ 運転者として新たに雇い入れた者

ウ 高齢者（65歳以上）

(9) 運転者台帳の作成前６ヶ月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の写真

３．保存期間

一般貨物自動車運送事業者は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを**３年間保存**しなければならない。

運 転 者 台 帳

事業者名

作成年月日	平成　年　月　日	作成番号		運転者台帳作成前 ６ヶ月以内に撮影した 単独、上３分身、 無帽、正面、 無背景の**写真**
ふりがな 氏　名				
生年月日	昭和・平成　年　月　日	血液型		
住所				
雇入年月日	昭和・平成　年　月　日			
運転者選任年月日	昭和・平成　年　月　日			

運　転　免　許　証		免許証番号	
		免許年月日	年　月　日
種類	大型/中型/準中型/普通/けん引/大特/大2/普2/けん引2/大特2	免許の条件	
有効期間	平成　年　月　日まで	免許証番号	
	平成　年　月　日まで	免許証番号	
	平成　年　月　日まで	免許証番号	
	平成　年　月　日まで	免許証番号	

交通事故歴　第一当事者事故を記録（判断できないときは保留した旨記載し決定した時点で根拠の書類を添付する）

発生年月日	車両番号	事故記録No	事故種類・概要
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			

交通違反歴　道交法108条の34による通知を受けた場合、記載、その他の違反も極力自主的に申告させ記載

年　月　日	概要
年　月　日	概要
年　月　日	概要
年　月　日	概要

特定の運転者に対する特別な指導（初任,高齢,事故惹起者に実施）

年　月　日	種類　内容
年　月　日	種類　内容
年　月　日	種類　内容
年　月　日	種類　内容

特定の運転者に対する適性診断（初任,高齢,事故惹起者に実施）

年　月　日	種類　内容
年　月　日	種類　内容
年　月　日	種類　内容
年　月　日	種類　内容

運転者の健康状態　安衛則規定の健康診断個人票、健康診断結果の通知の写しを添付することで足りる

実施年月日	概　要	実施年月日	概　要	実施年月日	概　要
年　月　日		年　月　日		年　月　日	
年　月　日		年　月　日		年　月　日	
年　月　日		年　月　日		年　月　日	

運転者でなくなった年月日	年　月　日	理　由 （３年間保存）	

東京都貨物自動車運送適正化事業実施機関

８　運転者に対する安全教育の年間計画と実施記録

（平成13年8月20日　国土交通省告示第1366号）
（平成29年3月12日　国土交通省告示第485号一部改正）

１．指導及び監督の実施に当たって配慮すべき事項

(1) 運転者に対する指導及び監督の意義についての理解

貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項に関する知識のほか、トラックの運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を運転者に習得させることについて、重要な役割を果たす責務を有していることを理解する必要がある。

(2) 計画的な指導及び監督の実施

貨物自動車運送事業者は、運転者の指導及び監督を継続的、計画的に実施するための**基本的な計画を作成**し、計画的かつ体系的に指導及び監督を実施すること。

(3) 運転者の理解を深める指導及び監督の実施

運転者が自ら考えることにより指導及び監督の内容を理解できるように手法を工夫するとともに、常に運転者の習得の程度を把握しながら指導及び監督を進めるよう配慮することが必要である。

(4) 参加・体験・実践型の指導及び監督の手法の活用

必要な技能及び知識を体験に基づいて習得し、その必要性を理解できるようにするとともに、交通ルール等から逸脱した運転操作又は知識を身に付けている場合には、それを客観的に把握し、是正できるようにするため、参加・体験・実践型の指導及び監督の手法を積極的に活用することが必要である。

(5) 社会情勢等に応じた指導及び監督の内容の見直し

指導及び監督の内容は、社会情勢等の変化に対応したものでなければならない。関係法令等の動向及び他の事業者による交通事故の実例等を関係行政機関及び団体等から情報を収集することに努め、必要に応じて指導及び監督の内容を見直すことが必要である。

(6) 指導者の育成及び資質の向上

指導及び監督を実施する者を自社内から選任する事業者は、これらの者に対し、指導及び監督の内容及び手法に関する知識及び技術を習得させるとともに、常にその向上を図るよう努めることが必要である。

(7) 外部の専門的機関の活用

指導及び監督を実施する際には、指導及び監督のための専門的な知識及び技術並びに場所を有する外部の専門的機関を積極的に活用することが望ましい。

※　貨物自動車運送事業輸送安全規則第１０条（平成２１年１０月１日改正）

貨物自動車運送事業者は、運転者に対する指導及び監督を実施し、その**①実施日時・場所　②指導及び監督の内容　③指導及び監督を行った者　④受けた者**を記録し、かつ、その記録を営業所において**３年間保存**する。内容の記録は、具体的に記録するとともに、指導及び監督に使用した資料の写し等を添付する。

【指導・監督指針の改正】

国土交通省では、準中型免許創設に伴い、トラックの初任運転者等について安全運転の実技を義務化する等、運転者教育の強化を図るため、平成28年４月１日付で「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の一部を改正し、平成29年３月12日施行しました。

項　　目	内　　容
①トラックを運転する場合の心構え	**1．トラック輸送の社会的重要性** （1）トラック輸送の社会的に重要な役割 （2）トラック運転者の使命 **2．トラック事故の社会的影響** **3．交通事故統計を用いた教育** （1）トラックによる交通事故発生状況の推移 （2）トラックによる交通事故発生状況の傾向 **4．安全運行の心構え** （1）トラックの運転が他の運転者に与える影響の大きさ （2）模範となる運転者としての心構え
②トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	**1．トラック運行に係る法令** （1）貨物自動車運送事業に係る法令 （2）自動車の運転に係る法令 （3）車両管理に係る規定（トラックの点検、車両のチェックの必要性） **2．義務を果たさない場合の影響の把握** （1）運転者に対する刑事処分 （2）運転者に対する行政処分 （3）会社に対する行政処分 （4）重大事故を引き起こした場合の罰則及び加害者・被害者心理
③トラックの構造上の特性	**1．トラックの特性に合わせた運転** （1）トラックの「車高」に合わせた運転 （2）トラックの「車長」に合わせた運転 （3）トラックの「車幅」に合わせた運転 （4）トラックの「死角」 （5）トラックのスピードの特性 **2．トレーラの特性に合わせた運転** （1）トレーラの特性 （2）トレーラの安全運行 **3．貨物の特性を理解した運転** （1）貨物積載時と空車時の違い
④貨物の正しい積載方法	**1．偏荷重の危険性** （1）偏荷重の発生要因と危険性 （2）偏荷重による運転への影響 （3）軸重に関する規定及び軸重違反を防止するための積載方法 **2．安全輸送のための積付け・固縛の方法** （1）積載のルール （2）荷崩れしない積付けの方法 （3）荷崩れしない固縛の方法 **3．荷崩れ防止のための走行中の注意点**
⑤過積載の危険性	**1．過積載による事故要因と社会的影響** （1）過積載による事故の要因 （2）社会に対する影響 **2．過積載による罰則** （1）運転者に対する罰則 （2）過積載に対する警察の処置 **3．過積載の防止** （1）積載量の制限 （2）過積載防止のために運転者に求められること （3）過積載に対する荷主などへの禁止事項
⑥危険物を運搬する場合に留意すべき事項	**1．危険物の性状** **2．危険物輸送の基本事項** （1）輸送にあたっての安全確認事項 （2）事故が起こった場合の対処 **3．タンクローリー運行上の注意事項** （1）タンクローリーの車両特性 （2）タンクローリーの運行上の注意事項

⑦適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況	**１．適切な運行経路の選択と経路情報の把握** （１）適切な運行経路の選択の必要性 （２）運行経路情報（道路・交通）の事前把握 （３）情報を踏まえた安全運行のための留意点 **２．許可運送における経路選択** （１）許可運送について （２）許可運送を安全に運行するための留意点
⑧危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	**１．危険予測運転の必要性** **２．危険予測のポイント** （１）道路を利用する歩行者や自転車などの行動特性に応じた配慮 （２）悪天候・夜間の危険への配慮 **３．危険予知訓練** **４．指差呼称及び安全呼称** **５．緊急時における適切な対応** （１）交通事故や車両故障が発生した際の対応 （２）自然災害の発生に備えた対応
⑨運転者の運転適性に応じた安全運転	**１．適性診断の必要性** **２．適性診断結果の活用方法** （１） 適性診断結果の活用方法の例 （２）「性格」の診断結果の活用 （３）「安全運転態度」の診断結果の活用 （４）「認知・処理機能」の診断結果の活用
⑩交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法	**１．交通事故の生理的・心理的要因** **２．過労運転防止のための留意点** （１）労働時間についての規定 （２）運行中の留意点 （３）日常生活での留意点 **３．飲酒や薬物の影響による危険運転防止のための留意点** （１）飲酒運転に対する罰則 （２）飲酒運転防止のための留意点 （３）覚せい剤等の使用禁止の徹底 **４．ヒューマンエラーを防ぐために** （１）道路交通法の禁止事項（携帯電話等の使用規制） （２）あせり、イライラ、疲れ時の運転 （３）運転席周辺の環境整備
⑪健康管理の重要性	**１．健康起因の事故と健康管理の必要性** （１）疾病が要因の交通事故 （２）健康診断の受診の必要性 （３）ストレスチェック等の受診の必要性 **２．健康管理のポイント** （１）身体面の健康管理 （２）精神面の健康管理
⑫安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法 【新設】	**１．運転支援装置に係る事故の事例** **２．運転支援装置の性能及び留意点** （１）ブレーキ制御を行う装置 （２）ハンドル操作の警告や支援を行う装置 （３）車体維持を支援する装置

※乗務員に対する一般的な指導及び監督は、輸送安全規則第10条1項により、国土交通省告示１３６６号の指針に沿った内容で実施しなければならない。
※⑥については危険物を運搬しない事業者（事業所）、⑫については、運転支援装置を保有する事業用自動車のない事業者（事業所）は当該項目を省略することができる。
また、③の２．トレーラについても使用しない事業者（事業所）は省略できる。
※各項目の具体的な内容については、国土交通省「自動車運送事業者が事業用自動車運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル《第２編　本編》」を参照してください。

安全教育年間計画表（年５回実施予定の作成例）

①～⑫の項目は平成13年国交省告示1366号に沿った必須内容

実施月	項目及び内容
月 年始輸送安全総点検	**①トラックを運転する場合の心構え** ○ トラック輸送の社会的重要性 トラック輸送の社会的に重要な役割、トラック運転者の使命 ○ トラック事故の社会的影響 ○ 交通事故統計を用いた教育 トラックによる交通事故発生状況の推移、トラックによる交通事故発生状況の傾向 ○ 安全運行の心構え トラックの運転が他の運転者に与える影響の大きさ、模範となる運転者としての心構え **⑨ 運転者の運転適性に応じた安全運転** ○ 適性診断の必要性 ○ 適性診断結果の活用方法 適性診断結果の活用方法の例、「性格」の診断結果の活用、「安全運転態度」の診断結果の活用、「認知・処理機能」の診断結果の活用
月 春の全国交通安全運動を前に	**②トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項** ○ トラック運行に係る法令 貨物自動車運送事業に係る法令、自動車の運転に係る法令、車両管理に係る規定（トラックの点検、車両のチェックの必要性） ○ 義務を果たさない場合の影響の把握 運転者に対する刑事処分、運転者に対する行政処分、会社に対する行政処分、重大事故を引き起こした場合の罰則及び加害者・被害者心理 **③トラックの構造上の特性** ○ トラックの特性に合わせた運転 トラックの「車高」に合わせた運転、トラックの「車長」に合わせた運転、トラックの「車幅」に合わせた運転、トラックの「死角」、トラックのスピードの特性 ○ トレーラの特性に合わせた運転 トレーラの特性、トレーラの安全運行 ○ 貨物の特性を理解した運転 貨物積載時と空車時の違い
月 梅雨時を前に	**⑧ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法** ○ 危険予測運転の必要性 ○ 危険予測のポイント 道路を利用する歩行者や自転車などの行動特性に応じた配慮、悪天候・夜間の危険への配慮 ○ 危険予知訓練 ○ 指差呼称及び安全呼称 ○ 緊急時における適切な対応 交通事故や車両故障が発生した際の対応、自然災害の発生に備えた対応 **⑪ 健康管理の重要性** ○ 健康起因の事故と健康管理の必要性 疾病が要因の交通事故、健康診断の受診の必要性、ストレスチェック等の受診の必要性 ○ 健康管理のポイント 身体面の健康管理、精神面の健康管理

実施月	項目及び内容
月 秋の全国交通安全運動を前に	**④ 貨物の正しい積載方法** ○ 偏荷重の危険性 偏荷重の発生要因と危険性、偏荷重による運転への影響、軸重に関する規定及び軸重違反を防止するための積載方法 ○ 安全輸送のための積付け・固縛の方法 積載のルール、荷崩れしない積付けの方法、荷崩れしない固縛の方法 ○ 荷崩れ防止のための走行中の注意点 **⑩ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法** ○ 交通事故の生理的・心理的要因 ○ 過労運転防止のための留意点 労働時間についての規定、運行中の留意点、日常生活での留意点 ○ 飲酒や薬物の影響による危険運転防止のための留意点 飲酒運転に対する罰則、飲酒運転防止のための留意点、覚せい剤等の使用禁止の徹底 ○ ヒューマンエラーを防ぐために 道路交通法の禁止事項（携帯電話等の使用規制）、あせり、イライラ、疲れ時の運転、運転席周辺の環境整備 **⑫ 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法** ○ 運転支援装置に係る事故の事例 ○ 運転支援装置の性能及び留意点 ブレーキ制御を行う装置、ハンドル操作の警告や支援を行う装置、車体維持を支援する装置
月 年末輸送安全総点検	**⑤ 過積載の危険性** ○ 過積載による事故要因と社会的影響 過積載による事故の要因、社会に対する影響 ○ 過積載による罰則 運転者に対する罰則、過積載に対する警察の処置 ○ 過積載の防止 積載量の制限、過積載防止のために運転者に求められること、過積載に対する荷主などへの禁止事項 **⑥ 危険物を運搬する場合に留意すべき事項** ○ 危険物の性状 ○ 危険物輸送の基本事項 輸送にあたっての安全確認事項、事故が起こった場合の対処 ○ タンクローリー運行上の注意事項 タンクローリーの車両特性、タンクローリーの運行上の注意事項 **⑦ 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況** ○ 適切な運行経路の選択と経路情報の把握 適切な運行経路の選択の必要性、運行経路情報（道路・交通）の事前把握、情報を踏まえた安全運行のための留意点 ○ 許可運送における経路選択 許可運送について、許可運送を安全に運行するための留意点

◎ 上記の内容以外にも、業務の実態にあった内容を盛り込むことが必要

◎ この安全教育は、選任された全ての運転者が対象なので、教育実施日に当該教育を受けられなかった運転者には、後日フォローアップしておくことが必要です。

平成　　年度　安全教育計画表 会社名：

予定月	項　　目	内　　容
月	①トラックを運転する場合の心構え	1．トラック輸送の社会的重要性 2．トラック事故の社会的影響 3．交通事故統計を用いた教育 4．安全運行の心構え
月	②トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	1．トラック運行に係る法令 2．義務を果たさない場合の影響の把握
月	③トラックの構造上の特性	1．トラックの特性に合わせた運転 2．トレーラの特性に合わせた運転 3．貨物の特性を理解した運転
月	④貨物の正しい積載方法	1．偏荷重の危険性 2．安全輸送のための積付け・固縛の方法 3．荷崩れ防止のための走行中の注意点
月	⑤過積載の危険性	1．過積載による事故要因と社会的影響 2．過積載による罰則 3．過積載の防止
月	⑥危険物を運搬する場合に留意すべき事項	1．危険物の性状 2．危険物輸送の基本事項 3．タンクローリー運行上の注意事項
月	⑦適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況	1．適切な運行経路の選択と経路情報の把握 2．許可運送における経路選択
月	⑧危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	1．危険予測運転の必要性 2．危険予測のポイント 3．危険予知訓練 4．指差呼称及び安全呼称 5．緊急時における適切な対応
月	⑨運転者の運転適性に応じた安全運転	1．適性診断の必要性 2．適性診断結果の活用方法
月	⑩交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法	1．交通事故の生理的・心理的要因 2．過労防止のための留意点 3．飲酒や薬物の影響による危険運転防止のための留意点 4．ヒューマンエラーを防ぐために
月	⑪健康管理の重要性	1．健康起因の事故と健康管理の必要性 2．健康管理のポイント
月	⑫安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法	1．運転支援装置に係る事故の事例 2．運転支援装置の性能及び留意点

※乗務員に対する一般的な指導及び監督は、計画的に実施するための基本的な計画を作成し、計画的かつ体系的に指導及び監督を実施すること。

※輸送安全規則第10条1項により、国土交通省告示１３６６号に定められた、**１２項目の全てを１年に１回必ず実施する**必要がある。ただし、⑥に関しては該当する貨物の運送、⑫に関しては、該当する車両がない場合には、省略することができる。

一般の運転者に対する安全教育（記載例）

実施年月日	平成××年１０月　９日（　×曜）	時　間	１６時１５分～１８時００分
実施者名	○○○　○○○	開催場所	8階　会議室

法定項目（実施の際□にチェック）

- ☑ ①トラックを運転する場合の心構え
- □ ②トラックの運行の安全を…ために遵守すべき基本的事…
- ☑ ③トラックの構造上の特性
- □ ④貨物の正しい積載方法
- □ ⑤過積載の危険性
- □ …時における対処方法
- □ ⑨運転者の運転適性に応じた安全運転
- □ ⑩交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
- □ ⑪健康管理の重要性
- □ ⑫安全性の向上を図るための装備を備える事業用自動車の適切な運転方法

実施した法定項目にレ点を入れる。実施した項目が複数ある場合には該当するすべての項目にレ点を入れる。

指導教育の内容

① トラックを運転する場合の心構え
　交通事故統計を用いて事故の影響の大きさについて教育を行…

実施した全ての項目及び教育した内容を記載する。

③ トラックの構造上の特性
　××
　××

法定項目と教育内容を記載する
使用資料を記載する方が望ましい

使用資料
自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル

出席者氏名（欠席者は横にフォローアップ日を記載）

輸送　太郎			フォローアップ
輸送　次郎			翌日　裕太　10/10　16:00～
貨物　送太			
積載　良太			
安全　転助			
運行　大輔　17：00～			
事業　大介　18：00～			
項目　増太　18：12～			
高速　大助　18：30～			

実施した全ての運転者の名前を記載する。

教育実施時間が異なる運転者がいる場合には実施時間を記載する。

実施日当日に欠席した運転者に対しては、後日フォローアップの形にて実施する。
その際、実施日と実施時間を忘れずに記載する。
　又は、別途教育記録簿を作成する。

一般の運転者に対する安全教育

実施年月日	平成　　年　　月　　日（　　曜）	時　間	時　　分～　　時　　分
実施者名		開催場所	

法定項目（実施の際□にチェック）

- □ ①トラックを運転する場合の心構え
- □ ②トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- □ ③トラックの構造上の特性
- □ ④貨物の正しい積載方法
- □ ⑤過積載の危険性
- □ ⑥危険物を運搬する場合に留意すべき事項
- □ ⑦適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況
- □ ⑧危険の予測及び回避並びに緊急時における対処方法
- □ ⑨運転者の運転適性に応じた安全運転
- □ ⑩交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
- □ ⑪健康管理の重要性
- □ ⑫安全性の向上を図るための装備を備える事業用自動車の適切な運転方法

指導教育の内容

出席者氏名（欠席者は横にフォローアップ日を記載）

９ 特定の運転者に対して行う指導及び監督

（平成13年8月20日　国土交通省告示第1366号）
（平成29年3月12日一部改正）

１ 事故惹起運転者

事故惹起者への教育は、原則、再度事業用自動車に乗務する前に、やむを得ない場合には再度乗務を開始した後１か月以内に下記①～⑤の項目について**合計６時間以上**実施する。⑥については可能な限り実施することが望ましい。

≪指導項目≫
① 事業用自動車の運行の安全の確保に関する法令
② 交通事故の事例の分析に基づく再発防止策
③ 交通事故に関わる運転者の生理的および心理的要因並びにこれらへの対処方法
④ 交通事故を防止するために留意すべき事項
⑤ 危険の予測及び回避
⑥ 安全運転の実技

２ 初任運転者

新たに選任運転者として事業用自動車に乗務する者**（前３年間に他の事業者で事業用自動車の運転者として常時選任されたことがある者を除く。）**は、原則乗務開始前に、やむを得ない場合には乗務開始後１か月以内に、「一般の運転者に対する指導及び監督」の内容１２項目について**合計１５時間以上**の教育を実施する。加えて、実際に**事業用自動車を運転させ、道路及び交通の状況に応じた安全な運転方法の指導を添乗等により２０時間以上実施する。**

≪指導項目≫
◎一般の運転者に対する安全教育の「指導及び監督の内容」の１２項目⇒１５時間以上実施
そのうえで、下記項目については実際の車両を用いて指導する。
・ 事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項
→ 日常点検に関する事項
・ 事業用自動車の構造上の特性
→事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差及び制動距離等に関する事項
・ 貨物の正しい積載方法
→貨物の積載方法及び固縛方法

◎安全運転の実技⇒２０時間以上実施
実際に事業用自動車を運転させ、道路及び交通の状況に応じた安全な運転方法を添乗等により指導する。

※参考資料（国土交通省ホームページのＰＤＦファイルによる安全教育マニュアル）
https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html

３ 高齢運転者

満６５歳以上の高齢運転者に対し、適齢診断の結果が判明した後１か月以内に、**診断の結果を踏まえ**、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じたトラックの安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導し、その記録を保存する。

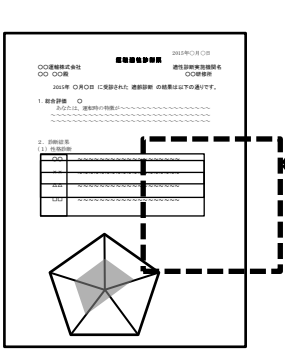

参考例

○○について××のような傾向があるので△△の様な意識をもって安全運転に努めてください。

平成29年×月×日
運行管理者　□□□□

安全運転の適性、また健康診断の結果等と合わせて、必要であれば業務内容の見直しを行う。

初任運転者　特別教育記録簿

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　営業所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

開催場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　実施者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

運転者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　初任運転者講習会の受講　有 ・ 無

教　育　内　容	日　時
1. トラックを運転する場合の心構え	年　月　日 ：　～　： （計　分） □運転者台帳記入
2. トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項 ①座学	年　月　日 ：　～　： （計　分） □運転者台帳記入
②実車を使用（日常点検について）	年　月　日 ：　～　： （計　分） □運転者台帳記入
3. トラックの構造上の特性 ①座学	年　月　日 ：　～　： （計　分） □運転者台帳記入
②実車を使用（車高、視野、死角、内輪差及び制動距離等について）	年　月　日 ：　～　： （計　分） □運転者台帳記入
4. 貨物の正しい積載方法 ①座学	年　月　日 ：　～　： （計　分） □運転者台帳記入
②実車を使用（貨物の積載方法及び固縛方法について）	年　月　日 ：　～　： （計　分） □運転者台帳記入
5. 過積載の危険性	年　月　日 ：　～　： （計　分） □運転者台帳記入

※指導監督指針１２項目について、座学及び実車を用いることにより、１５時間以上実施すること！

※教育指導の実施日時・内容については運転者台帳に転記すること！

教　　育　　内　　容	日　時
6. 危険物を運搬する場合に留意すべき事項(危険物を運搬する事業者のみ)	年　月　日 ：　～　： (計　　分) □運転者台帳記入
7. 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況	年　月　日 ：　～　： (計　　分) □運転者台帳記入
8. 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	年　月　日 ：　～　： (計　　分) □運転者台帳記入
9. 運転者の運転適性に応じた安全運転	年　月　日 ：　～　： (計　　分) □運転者台帳記入
10. 交通事故に係る運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法	年　月　日 ：　～　： (計　　分) □運転者台帳記入
11. 健康管理の重要性	年　月　日 ：　～　： (計　　分) □運転者台帳記入
12. 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法	年　月　日 ：　～　： (計　　分) □運転者台帳記入

初任運転者安全運転の実技の教育記録

事業者名・営業所名

運転者氏名		選任年月日	年　月　日

1	指導日時	年　月　日	:　～　:		管理者印	
	指導者名		使用車両		種別	
	指導内容・特記事項					

2	指導日時	年　月　日	:　～　:		管理者印	
	指導者名		使用車両		種別	
	指導内容・特記事項					累計指導時間 時間　分

3	指導日時	年　月　日	:　～　:		管理者印	
	指導者名		使用車両		種別	
	指導内容・特記事項					累計指導時間 時間　分

4	指導日時	年　月　日	:　～　:		管理者印	
	指導者名		使用車両		種別	
	指導内容・特記事項					累計指導時間 時間　分

5	指導日時	年　月　日	:　～　:		管理者印	
	指導者名		使用車両		種別	
	指導内容・特記事項					累計指導時間 時間　分

※合計20時間以上実施し、内容を運転者台帳に転記すること！

１０　運転者適性診断

１ 特定の運転者に義務付けられた運転適性診断の種類

(1) 事故惹起運転者

ア 特定診断Ⅰ(手数料9,100円)
　死者または重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の１年間に交通事故を引き起こしたことがない者及び軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の３年間に交通事故を引き起こしたことがある者

イ 特定診断Ⅱ(手数料29,300円)
　死者または重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の１年間に交通事故を引き起こしたことがある者

○再乗務開始前に受診する。やむを得ない場合は乗務開始後１ヶ月以内に受診する。
※重傷者の定義等はＰ１４参照

(2) 初任運転者

初任診断(手数料4,700円)

○乗務開始前に受診する。やむを得ない場合は乗務開始後１ヶ月以内に受診する。

(3) 高齢運転者

適齢診断(手数料4,700円)

○65歳に達した日以降１年以内、その後３年以内ごとに受診する。なお、新たに雇い入れた者が６５歳以上である場合には、適齢診断を受診させたことをもって初任診断を受診したとみなす。

前記(1)～(3)に記載した特定の運転者に義務付けられた適性診断を受けさせたときは、受診年月日を運転者台帳に記載し、適性診断の結果を記録した書面を同台帳に添付してください。

２．任意の診断（行政指導）

(1) 一般診断（手数料2,300円）

3年に1回(大型車･危険物運搬等2年に1回)受診が望ましい

対象者：特に定めはない

(2) 特別診断（手数料10,100円）

適性診断専門委員等が事故防止を助言指導

対象者：一般診断をより細かく多角的に調べたい方

※　その他、国土交通省（自動車総合安全情報）のホームページ上で「適性診断認定機関一覧」が公表されています。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html

１１　無事故無違反・運転記録証明書

１　新たに雇い入れた運転者の事故歴の把握

新規採用運転者に対し、自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書や運転記録証明書等で過去の事故歴（過去３年間以上）を初めてトラックに乗務する前に把握しなければならない。なお、証明書の取得に時間を要する場合は、申請が行われていれば乗務させても差し支えない。

確認の結果、事故惹起運転者に該当し、かつ特別な指導及び適性診断を受けていない場合には、特別な指導及び特定診断を実施する。その際は、初任診断又は適齢診断を受診したものとみなす。

２　無事故無違反・運転記録証明書の申請方法

(1) 証明書申込用紙(郵便振替用紙に印刷したもの)

証明書申込用紙は、警察署、交番、駐在所、及び自動車安全運転センター各都道府県事務所に備えています。

(2) 申請手続き

申込用紙(郵便振替用紙に印刷したもの)に必要事項を記入し、手数料を添えて最寄りの郵便局から申し込むか、もしくはセンター事務所の窓口へ直接申し込んでください。ただし、即時交付は行っていません。

証明書は、申込者の住所へ郵送します。住居以外へ郵送を希望する場合は、郵送先を通信欄へ記入（含・郵便番号）してください。

(3) 代理人による申請手続き

証明書は、本人の請求に基づいて発行します。また、申請者本人から委任を受けた方は、代理申請もできます。この場合には、委任を受けたことを明らかにする書面が必要です。事業所等で一括して代理申請することもできます。

なお、一括申請する場合は、自動車安全運転センター東京事務所(品川区東大井1-12-5　鮫洲運転免許試験場内　℡：03-5781-3660)から運転記録証明書交付申請書及び委任状（申請者一覧）を取り寄せ、必要事項を記載の上、センター事務所へ郵送か、もしくは窓口へ直接申し込んでください。

(4) 申請した証明書の交付

証明書とＳＤカードは、後日郵送か、もしくはセンター事務所で直接交付されます。

(5) 手数料

交付手数料は、1通につき630円です。(振込みの場合は、別途振込み手数料がかかります。)

(6) 証明に要する期間

通常は、１０日～２週間を要しますが、郵送による一括申請では３～４週間かかる場合もあります。

３　各証明書の内容

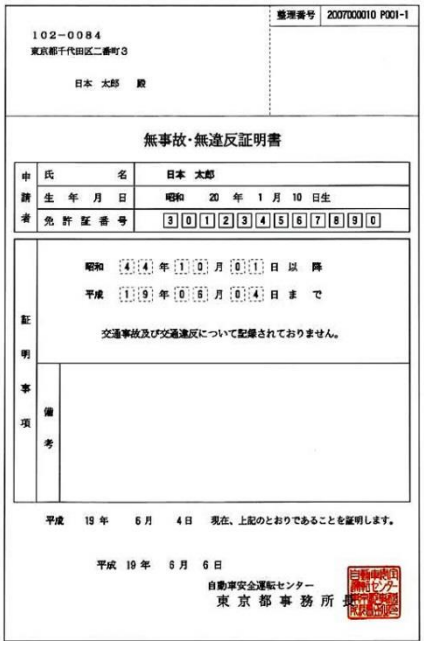
無事故・無違反証明書

102-0084
東京都千代田区二番町3
日本 太郎 殿

整理番号 2007000010 P001-1

申請者	氏名	日本 太郎
	生年月日	昭和 20 年 1 月 10 日生
	免許証番号	3 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

証明事項
昭和 44 年 10 月 01 日 以 降
平成 19 年 06 月 04 日 ま で
交通事故及び交通違反について記載されておりません。
備考

平成 19 年 6 月 4 日 現在、上記のとおりであることを証明します。

平成 19 年 6 月 6 日
自動車安全運転センター
東京都事務所長

運転記録証明書

102-0084
東京都千代田区二番町3
日本 次郎 殿

整理番号 2007000011 P001-1

申請者	氏名	日本 次郎
	生年月日	昭和 25 年 1 月 10 日生
	免許証番号	3 0 2 4 5 6 7 8 9 0 0

行政処分の前歴 0 回　累積点数 2 点

年月日	内容	点数
平成16年 9月10日	安全運転義務違反（物損事故）	8 点
平成16年10月15日	停止 30日（期間 25日）	**
平成17年 7月10日	信号無視（赤色等）	2 点
平成19年 3月15日	速度超過（２０以上２５未満）指定	2 点
	以下余白	

証明事項
備考

平成 19 年 6 月 4 日 現在の過去 3 年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。

平成 19 年 6 月 6 日
自動車安全運転センター
東京都事務所長

現時点での
・行政処分の前歴回数
・累積点数

交通事故の場合
・年月日
・内容（事故の種別と原因）
・点数

運転免許の行政処分があった場合
・年月日（処分がなされた日）
・内容

交通違反の場合
・年月日（違反を起こした日）
・内容
・点数（違反に伴う点数）

過去5年間
過去3年間
過去1年間　の3種類があります

第３　整備管理者の業務

１　整備管理者の選任、研修

整備管理者（車両法第５０条）

１　選任（車両法施行規則第３１条の３）

事業者は、事業用自動車を５両以上配置する営業所ごとに、自動車の点検および整備をし、自動車車庫の管理に関する必要な業務を処理させるための整備管理者を選任して、１５日以内に管轄する運輸支局へ届出なければなりません。また、整備管理者を変更したときも同様です。

２　資格（車両法施行規則第３１条の４）

平成１５年４月から、整備管理者の資格は、整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の整備または改造に関して２年以上の実務経験を有する者、自動車整備士技能検定に合格した者などが定められています。実務経験年数が、５年から２年に緩和されましたが、選任前に運輸支局で実施する選任前研修の修了が要件として追加されました。

３　研修（安全規則第１５条）

事業者は、地方運輸局長からの研修の通知を受けたときは、整備管理者に研修を受けさせなければなりません。（２年に１回）

４　権限（車両法施行規則第３２条第１項）

(1) 日常点検の実施方法を定め、それを実施すること又は運転者等に実施させること
(2) 日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること
(3) 定期点検の実施方法を定め、それを実施すること又は整備工場等に実施させること
(4) 日常点検及び定期点検以外の随時必要な点検を実施すること又は整備工場等に実施させること
(5) 日常点検、定期点検及び随時必要な点検の結果から判断して、必要な整備を実施すること
(6) 定期点検又は前号の必要な整備の実施計画を定めること
(7) 点検整備記録簿その他の記録簿を管理すること
(8) 自動車車庫を管理すること
(9) 上記に掲げる業務を処理するため、運転者、整備員その他の者を指導し、又は監督すること

５　整備管理規程（車両法施行規則第３２条第２項）

整備管理者は、自動車の使用者から与えられた権限に基づき管理者の地位や権限を明記した業務処理規程（車両・整備管理規程）を定めこれに従い業務を実施することが義務付けられました。

6 整備管理者の外部委託の禁止（平成19年9月10日施行）

事業用自動車については、原則として整備管理者の外部委託は禁止。
但し、委託先がグループ企業である等例外的に外部委託が認められる場合もある。

○事業用自動車について、例外的に外部委託を認める条件

(1) 委託者及び受託者がグループ企業内であること

(2) グループ企業が一体となって輸送の安全確保に取り組む体制を確保するため、安全管理規程及び整備管理規程その他必要な規程類について、次の条件を満たしていること。

ア　グループ企業が共同で作成していること。

イ　親会社と子会社の関係のみならず、子会社同士の関係においても親会社を介して判断基準を統一することを目的として、親会社が子会社に対し指揮、命令及び教育を行う旨が明記されていること。

ウ　整備管理者が委託者に対し財政面を含めた意見具申を直接行うことを目的として、定期（３月に１回以上）に会議等を開催する旨が明記されていること。

(3) 整備管理の適切な実施を担保するため、次の条件を満たしていること。

ア　外部委託をすることについて、受託者及び受託者の事業主又は事業場責任者が同意・承認していること。

イ　整備管理者が他の業務又は役職を兼ねている場合、その兼職内容及び兼職に関わる事業所間の距離が、整備管理者の業務を行うに支障とならないこと。

(4) 当該事業者が、過去２年間のうちに（1）～（3）の条件に違反したとして、整備管理者選任義務違反とされた者でないこと。

7 整備管理者の補助者制度の明確化（平成19年9月10日施行）

(1) 整備管理規程に業務処理基準を定め、予め選任した補助者を通じて、運行可否の決定及び日常点検の実施の指導等日常点検に係る業務を執行することができるよう明確化された。

(2) 補助者を選任するための条件

ア　補助者は、①整備管理者の資格要件を満足する者又は②整備管理者が研修等を実施して十分な教育を行ったものから選任すること。

イ　補助者の氏名等及び補助する業務の範囲が明確であること。

ウ　整備管理者が、補助者に対して下表に基づいて研修等の教育を行うこと。

教育をするとき		教育の内容
1	補助者を選任するとき	・整備管理規程の内容 ・**整備管理者選任前研修の内容**（整備管理者の資格要件を満足する者に対しては実施しなくてもよい。）
2	整備管理者が整備管理者選任後研修を受講したとき	・整備管理者選任後研修の内容（他の営業所において整備管理者として選任されている者に対しては実施しなくてもよい。）
3	整備管理規程を改正したとき	・改正後の整備管理規程の内容
4	行政から情報提供を受けたときその他必要なとき	・行政から提供された情報等必要な内容

エ　整備管理者が、業務の執行に必要な情報を補助者にあらかじめ伝達しておくこと。

オ　整備管理者が、業務の執行結果について、補助者から報告を受け、また必要に応じて結果を記録・保存すること。

２ 定期点検整備・車両台帳

定期点検整備（３ヶ月点検）

自動車は走行に伴い摩耗・劣化する部品や走行しなくても時間の経過とともに劣化する部品等が多く使用されています。

このような特性から、自動車メーカーにおいては適切に保守管理がなされることを前提として自動車を製作しています。従って、定期点検は車両の故障を未然に防止するために不可欠であり、事業用自動車は3ヶ月ごとに点検整備を実施しなければなりません。
（平成１２年５月１日より１ヶ月点検が廃止された。）

以下のように法律で定められています。

１ 道路運送車両法

(1) 使用者の点検及び整備の義務（第４７条）

自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

(2) 定期点検整備（第４８条）

自動車の使用者は、各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ保安基準により自動車を点検しなければならない。

一　自動車運送事業の用に供する自動車　３月

(3) 点検整備記録簿（第４９条）

自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について前条の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載しなければならない。（点検整備記録簿参照）

① 点検の年月日
② 点検の結果
③ 整備の概要
④ 整備を完了した年月日
⑤ 自動車登録番号
⑥ 点検又は分解整備時の総走行距離
⑦ 点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所（点検又は整備を実施した者が使用者と同一の者である場合にあっては、その者の氏名又は名称）

点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から事業用自動車にあっては１年間とする。

また、同記録簿の写しを当該営業所に備え置かなければならない。

２ 貨物自動車運送事業輸送安全規則

(1) 点検整備

第１３条貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法の規定によるもののほか、事業用自動車の点検及び整備について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1　事業用自動車の構造及び装置並びに運行する道路の状況、走行距離その他事業用自動車の使用の条件を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検をし、必要な整備をすること。

2　前号の点検及び整備をしたときは、道路運送車両法第４９条の規定に準じて、点検及び整備に関する記録簿に記載し、これを保存すること。

〇営業所での３ヶ月点検

分解整備を伴う点検は認証工場で実施することになっている。ただし、国土交通省自動車交通局技術安全部整備課長通達（国自整第214号平成１５年３月１７日）により、ライニングの残量を点検できる点検孔を有する構造又はドラムカバーが取り外せる構造の車両にあってはこれにより点検をして差し支えないとされ、この場合は分解整備には当たらないので、営業所で整備管理者による点検ができる。

(2) 分解整備

分解整備については道路運送車両法第４９条２項に原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造であって運輸省令（道路運送車両法施行規則３条）で定めるものをいうとなっている。

〇自動車分解整備事業の定義

整備課長通達：「自動車分解整備事業認証業務資料の送付について」（昭和２６年１０月１０日付け、自整第４７号）により『他人の需要に応ずると自己の必要のためにするとを問わず、有償無償に拘らず、自動車の分解整備を継続的に又反復的に行うもの（運送事業者の自家工場を含む）』となっているので、運送事業者の自家工場で分解整備を行うには認証が必要になる。

３ 車両台帳

車両台帳は以下の事項について記載し、営業所に備え付ける

（１）自動車登録番号
（２）初年度登録年月日
（３）型式
（４）車名
（５）車台番号
（６）自動車の種別
（７）最大積載量
（８）車両総重量
（９）自動車検査証の有効期限
(10) ＮＯｘ・ＰＭ法使用車種規制に係る事項
(11) 基準緩和車両に係る事項及び配属営業所
(12) 自賠責保険に係る事項

ただし、最新の自動車検査証の写しと自賠責保険の写しを綴じて、車両台帳の代わりとしても差支えない。

事業用等	点検	レ	交換	×	締付	T
			修理	△	清掃	C
	分解	○	調整	A	給油	L

点検整備記録簿
（分解整備記録簿写）
3か月点検整備

3/12 （□）（□+□）

使用者の氏名又は名称	車名および形式	自動車登録番号又は車両番号
住所	原動機形式 / 初度登録年又は初度検査年	車台番号

事業用等

点検の結果及び整備の概要

■ **かじ取り装置**
- □ ハンドルの操作具合
- □ ギヤ・ボックスの油漏れ
- □ ギヤ・ボックスの取付の緩み
- □ ロッドとアーム類の緩み、がた、損傷（※2）
- □ ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷
- □ ナックルの連結部のがた（※2）
- □ かじ取り車輪のホイール・アライメント
- □ パワー・ステアリング装置のベルトの緩み、損傷
- □ パワー・ステアリング装置の油漏れ、油量（※2）
- □ パワー・ステアリング装置の取り付けの緩み

■ **制動装置**
- □ ブレーキペダルの遊び、踏み込んだ時の床板とのすき間
- □ ブレーキの効き具合
- □ 駐車ブレーキ機構　引きしろ
- □ 駐車ブレーキの効き具合
- □ ホースとパイプの漏れ、損傷、取付状態
- □ リザーバ・タンクの液量
- □ マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ、ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷
- □ ブレーキ・チャンバのロッドのストローク
- □ ブレーキ・チャンバの機能
- □ ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレーバルブの機能
- □ 倍力装置のエア・クリーナの詰まり
- □ 倍力装置の機能
- □ ブレーキ・カムの摩耗
- □ ドラムとライニングのすき間
- □ シューの摺動部分、ライニングの摩耗（※2）
- □ ドラムの摩耗、損傷
- □ バック・プレートの状態
- □ ディスクとパッドとのすき間（※2）
- □ パッドの摩耗（※2）
- □ ディスクの摩耗、損傷
- □ センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み
- □ センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間
- □ センタ・ブレーキ・ライニングの摩耗
- □ センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗、損傷
- □ 二重安全ブレーキ機構の機能

■ **走行装置**
- □ タイヤの状態（※2）空気圧、亀裂、損傷、溝の深さ、異常摩耗
- □ ホイール・ナット、ホイール・ボルトの緩み
- □ フロント・ホイール・ベアリングのがた
- □ ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷（※3）
- □ リム、サイド・リング及びディスクホイールの損傷
- □ リヤ・ホイール・ベアリングのがた

■ **緩衝装置**
- □ リーフ・サスペンションのスプリングの損傷
- □ リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷
- □ コイル・サスペンションのスプリングの損傷
- □ コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷
- □ エア・サスペンションのエア漏れ
- □ エア・サスペンションのベローズの損傷（※2）
- □ エア・サスペンションの取付部、連結部の緩み、損傷（※2）
- □ エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能
- □ ショック・アブゾーバの油漏れ、損傷

■ **動力伝達装置**
- □ クラッチペダルの遊び、切れたときの床板とのすき間
- □ クラッチの作用
- □ クラッチの液量
- □ トランスミッション、トランスファの油漏れ、油量（※2）
- □ プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み（※2）
- □ プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの自在継手部のダスト・ブーツの亀裂、損傷
- □ プロペラ・シャフトドライブ・シャフトの継手部のがた
- □ プロペラ・シャフトドライブ・シャフト、センタ・ベアリングのがた
- □ デファレンシャルの油漏れ、油量（※2）

■ **電気装置**
- □ 点火プラグの状態（※2）（※4）
- □ 点火時期
- □ ディストリビュータのキャップの状態
- □ バッテリーのターミナル部の接続状態
- □ 電気配線の接続部の緩み、損傷

■ **原　動　機**
- □ エア・クリーナ・エレメントの状態
- □ シリンダ・ヘッド、マニホールドの各部の締付状態
- □ 低速及び加速の状態
- □ 排気の状態
- □ 潤滑装置の油漏れ
- □ 燃料装置の燃料漏れ
- □ 冷却装置のファン・ベルトの緩み、損傷
- □ 冷却装置の水漏れ

■ **ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置**

◇ **ブローバイ・ガス還元装置**
- □ メターリング・バルブの状態
- □ 配管の損傷

◇ **燃料蒸発ガス排出抑止装置**
- □ 配管等の損傷
- □ チャコール・キャニスタの詰まり、損傷
- □ チェック・バルブの機能

◇ **一酸化炭素等発散防止装置**
- □ 触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付の緩み、損傷
- □ 二次空気供給装置の機能
- □ 排気ガス再循環装置の機能
- □ 減速時排気ガス減少装置の機能
- □ 配管の損傷、取付状態

■ **警音器等**
- □ 警音器の作用
- □ 窓ふき器の作用
- □ 洗浄液噴射装置の作用
- □ デフロスタの作用
- □ 施錠装置の作用

■ **エグゾースト・パイプ及びマフラ**
- □ 取付の緩み、損傷（※2）
- □ マフラの機能

■ **エア・コンプレッサ**
- □ エア・タンクの凝水
- □ エア・コンプレッサ、プレッシャ・レギュレータ、アンローダー・バルブの機能

■ **高圧ガスを燃料とする燃料装置等**
- □ 導管、継手部のガス漏れ、損傷
- □ ガス容器取付部の緩み、損傷

■ **車枠及び車体**
- □ 非常口の扉の機能
- □ 車枠、車体の緩み、損傷

■ **連結装置**
- □ カプラの機能、損傷
- □ ピントル・フックの摩耗、亀裂及び損傷

■ **座席**
- □ 座席ベルトの状態（事業用バス、乗車用のみ）

■ **開扉発車防止装置**
- □ 防止装置の機能

■ **その他**
- □ シャシ各部の給油脂状態

■ **その他の点検項目**

注　（※2）印の箇所は、自動車検査証の交付を受けた日又は前回の点検を行った日以降の走行距離が3月当たり2,000キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き行わなくてもよい。

（※3）印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

（※4）印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジュウム・プラグの場合は行わないことができる。

この記録表は、整備管理者が保存してください。

記事（主な交換部品、測定結果等）	（測定結果） ●CO,HC濃度（アイドリング時） CO　% HC　ppm	自動車分解整備事業者の氏名又は名称（点検整備者）及び事業場の所在地並びに認証番号	整備主任者の氏名	
			点検の年月日	年　月　日
			整備完了年月日	年　月　日
			点検（整備）時の総走行距離	Km

会社保存用

第４　乗務員の遵守事項

１　ドライバーの義務

１．運行管理者の指導に従う義務（法第２２条第３項）

事業用自動車の運転者、その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならない。

２．乗務員の遵守事項（安全規則第１６条）

（乗務員とは運転者及び運転者の補助員）

(1) 酒気を帯びて乗務しないこと。

(2) 過積載をした事業用自動車に乗務しないこと。

(3) 貨物を積載するときは、偏荷重が生じないようにするほか、運搬中、荷崩れ等による落下を防止するためロープ又はシートをかける等の措置をすること。

(4) 自動車の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに列車に対し適切な防護措置をとること。

３．運転者の遵守事項（安全規則第１７条）

(1) 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。

(2) 疾病、疲労、その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときはその旨を事業者に申し出ること。

(3) 一日一回その運行開始前に灯火装置、方向指示器、制動装置、タイヤ等の日常点検を実施し、又はその確認をすること。

(4) 乗務前、乗務後に対面で点呼を受け、二泊三日以上の運行により乗務前、乗務後のいずれも対面で点呼が受けられないときは、乗務前、乗務後の点呼のほかに、乗務の途中において電話等による点呼を受け、規定による報告をすること。

(5) 乗務を終了して他の運転者と交替するときは交替する運転者に対し、自動車、道路及び運行の状況について通告すること。

(6) 他の運転者と交替して乗務を開始しようとするときは、交替した運転者の通告を受け、自動車の制動装置、走行装置その他重要な装置の機能について点検すること。

(7) 乗務等の記録(運行記録計の記録に付記する場合を含む)をすること。

(8) 運行指示書を乗務中携行し、運行指示書の記載事項に変更が生じた場合に携行している運行指示書に変更の内容を記載すること。

(9) 踏切を通過するときは、変速装置を操作しないこと。

２　乗務記録（運転日報）

１．目的

乗務記録（運転日報）は、運転者の日常の乗務実態を正しく把握し、過労防止及び過積載による運送の防止等の資料として活用することを目的としたものです。そのため運転者は、事業用自動車に乗務したときは、乗務に関する必要事項を運転者毎に記録しなければなりません。

なお、運行管理者は、運転者に対して乗務記録（運転日報）に記録させ、保存しなければなりません。

２．記載項目

(1) 運転者氏名

(2) 自動車登録番号又は車番

(3) 乗務開始及び終了の地点・日時、主な経過地・乗務距離

(4) 運転者の交替があった場合には、交替の地点、その日時

(5) 休憩・睡眠の地点、その日時（１０分未満の休憩については、その記録を省略して差し支えない。）

休憩は労働時間の**途中に**与える。（労働基準法第34条）
６時間超の労働＝休憩時間４５分
８時間超の労働＝休憩時間６０分

(6) 車両総重量８トン以上または最大積載量５トン以上の貨物自動車にあっては、貨物の積載状況（貨物の重量又は個数、貨物の荷台等への積付状況等を可能な限り詳細に記録させるほか、下記５に記載の荷待ち時間等についても記録）

(7) 事故または著しい運行の遅延、その他異常な状態があった場合は、その概要及び原因

(8) 運行指示書を必要としない運行から、必要とする運行に変更した場合にはその内容
（Ｐ３５参照）

３．保存期間

１年間

根拠法令

貨物自動車運送事業輸送安全規則第８条（乗務等の記録）
国土交通省通達「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」

４．運行記録計による記録　（平成２６年１２月１日公布）

事業用貨物自動車のうち車両総重量７トン以上または最大積載量４トン以上のもの、それに該当するトレーラをけん引するトラクタ及び特別積合せ貨物運送の運行車には、運行記録計の装着が義務付けられています。

なお、上記２の記載項目を運行記録計の記録紙に付記すれば、乗務記録（運転日報）に代えることができます。

根拠法令

貨物自動車運送事業輸送安全規則第９条（運行記録計による記録）

５．荷待ち時間等の記録　（平成２９年７月１日施行）

車両総重量８トン以上または最大積載量５トン以上のトラックに乗務した場合、荷主都合により、３０分以上待機したときは「集貨地点等、集貨地点等への到着・出発日時、荷積み・荷卸しの開始・終了日時」などを乗務記録に記載します。記録用紙は、必要な項目が記載されていれば、各事業者で作成した様式で構いません。　**※Ｐ８５参照**

根拠法令

貨物自動車運送事業輸送安全規則第８条（乗務等の記録）

平成○○年 ○ 月 ○ 日（　　）天候:

運　転　日　報

会社名　○○運輸㈱　　営業所名　○○

運転者氏名	東 京　太 郎	自動車登録番号	○○○○	最大積載量	○トン	運行管理者	○○○○　印

乗務開始地点		乗務終了地点	○○○	乗務終了キロ	○○○○ｷﾛ
乗務開始日時		乗務終了日時	○日　○○：○○	乗務開始キロ	○○○○ｷﾛ
主な経過地点		～	～	乗 務 距 離	○○○○ｷﾛ

８時間を超える場合
１時間以上、６時間を
超える場合４５分以上
の休憩が必要。

休憩・睡眠の記録

１回目の休憩睡眠　○○ 時間○○分		２回目の休憩睡眠　○○ 時間○○分		３回目の休憩睡眠　○○ 時間○○分	
休憩睡眠日時	○日 ○○：○○～○○：○○	休憩睡眠日時	○日 ○○：○○～○○：○○	休憩睡眠日時	○日 ○○：○○～○○：○○
休憩睡眠地点	○○○○	休憩睡眠地点	○○○○	休憩睡眠地点	○○○○

＊貨物の積載状況の記入は、過積載運送の有無を判断するもので大型車が対象。積付状況は荷台内に貨物が適切に固縛、固定され、偏荷重がないか確認し、適切である場合○印を記入すること。

顧　客 名	品　名	＊貨物の積載状況		出発地	出発時刻	発 メーター	到着地	到着時刻	着 メーター	実車 走行距離	所要時間
		重量又は個数	積付状況								
○○○	○○	○○	○	○○○	○：○	○○ｷﾛ	○○○	○：○	○○ｷﾛ	○○ｷﾛ	○：○
					：	ｷﾛ		：	ｷﾛ	ｷﾛ	：
					：	ｷﾛ					
					：	ｷﾛ					
					：	ｷﾛ					
					：	ｷﾛ		：		ｷﾛ	：
					：	ｷﾛ		：	ｷﾛ	ｷﾛ	：
					：	ｷﾛ		：	ｷﾛ	ｷﾛ	：

運転者が交替した場合、
その地点と日時を記載。

連続運転４時間を超える場合
３０分以上の運転離脱が必要。

運転者交替地点	交替日時　日　：	運転者交替地点	交替日時　日　：

著しい運行の遅延その他の異常な状態、ヒヤリハット等

東京都貨物自動車運送適正化事業実施機関

平成　　年　　月　　日（　　）天候:

運　転　日　報

会社名　　営業所名

運転者氏名		自動車登録番号		最大積載量	トン	運行管理者	印

乗務開始地点		乗務終了地点		乗務終了キロ	㌔
乗務開始日時	日　　:	乗務終了日時	日　　:	乗務開始キロ	㌔
主な経過地点	～　　～	～　　～		乗 務 距 離	㌔

休憩・睡眠の記録

1回目の休憩睡眠　　時間　　分		2回目の休憩睡眠　　時間　　分		3回目の休憩睡眠　　時間　　分	
休憩睡眠日時	日　　:　　～　　:	休憩睡眠日時	日　　:　　～　　:	休憩睡眠日時	日　　:　　～　　:
休憩睡眠地点		休憩睡眠地点		休憩睡眠地点	

＊貨物の積載状況の記入は、過積載運送の有無を判断するもので大型車が対象。積付状況は荷台内に貨物が適切に固縛、固定され、偏荷重がないか確認し、適切である場合○印を記入すること。

顧　客 名	品　名	＊貨物の積載状況		出発地	出発時刻	発 メーター	到着地	到着時刻	着 メーター	実車 走行距離	所要時間
		重量又は個数	積付状況								
					:	㌔		:	㌔	㌔	:
					:	㌔		:	㌔	㌔	:
					:	㌔		:	㌔	㌔	:
					:	㌔		:	㌔	㌔	:
					:	㌔		:	㌔	㌔	:
					:	㌔		:	㌔	㌔	:
					:	㌔		:	㌔	㌔	:
					:	㌔		:	㌔	㌔	:

運転者交替地点　　交替日時　　日　　:	運転者交替地点　　交替日時　　日　　:

著しい運行の遅延その他の異常な状態、ヒヤリハット等

東京都貨物自動車運送適正化事業実施機関

運　転　日　報

○車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上の車両については、※部分（品名、数量・重量、積載状況）及び◎荷主都合による待機時間等があった場合には、記載欄に必ず記載する。

平成　　年　　月　　日（　　）天候:

運転者氏名	
自動車登録番号	
乗 務 距 離	キロ

乗務開始地点		乗務開始時間	:	出庫時メーター	キロ
乗務終了地点		乗務終了時間	:	帰庫時メーター	キロ

荷主名	着時刻	発時刻	※品　名	※数量・重量	※積載状況
	:	:			
	:	:			
	:	:			
	:	:			
	:	:			
	:	:			
	:	:			
	:	:			
	:	:			
	:	:			
	:	:			
	:	:			

◎荷主都合による待機時間等の記載欄

集荷地点への到着時刻	集荷地点からの出発時刻
:	:
:	:

荷待ち待機　開始・終了時刻	付帯業務　開始・終了時刻
: ～ :	: ～ :
: ～ :	: ～ :
: ～ :	

荷積み/荷卸し　開始・終了時刻
: ～ :
: ～ :
: ～ :

荷主都合の待機時間合計
時間　　分

その他連絡事項

時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
乗務の開始・終了、運転交替の地点、または主な経過地																							
運転																							
作業など																							
休憩・休息・仮眠																							
休憩等の地点																							

荷待ち時間記録票

〔平成　　年　　月　　日〕

※車両総重量8ｔ以上又は最大積載量５t以上の車両が対象

車両番号：〔　　〕

集貨地点等（荷積み地／荷卸し地／附帯業務実施地）：〔　　〕

荷主指定の到着時刻（有る場合）
時　　分

集貨地点等への到着時刻
時　　分

荷待ち待機　開始･終了時刻
～

→

荷主都合による荷待ち待機の合計時間
時間　　分

附帯業務　開始･終了時刻
～

荷積み／荷卸し 開始･終了時刻
～

集貨地点等からの出発時刻
時　　分

注

1　集貨地点等に到着した時刻（荷主から指定された場合は当該時刻）から出発した時刻までに、荷主の都合により待機した時間の合計が30分未満の場合は記録不要です

2　また必要事項をデジタコなど他の方法で記録している場合は記載不要です

3　現在使用中の「乗務記録」に記載する方法もあります

3　日常点検整備

1．目的

使用者(運送事業者)または運転者は、日々の自動車の安全確保を目的に、運行前に目視等により自動車の点検を実施し、その結果、不良箇所があった場合には必要な整備をしてから運行を開始しなければならない。

なお、点検を実施する箇所等は、道路運送車両法及び自動車点検基準別表に示されている。

2．日常点検結果の報告

点検終了後は、日常点検表に記録し、整備管理者に点検結果を報告する。整備管理者は、点検結果に基づいて運行の可否を決定する。

また、運行管理者は、乗務前点呼時に、点検の実施又はその確認の報告を求めなければならない。

3．日常点検整備の義務付け

根拠法令

道路運送車両法 第４７条の２(日常点検整備)

自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

２　次条第１項第１号及び第２号に掲げる自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、前項の規定にかかわらず、一日一回、その運行の開始前において、同項の規定による点検をしなければならない。

３　自動車の使用者は、前２項の規定による点検の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならない。

4．点検等のための施設

根拠法令

安全規則 第１４条

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、事業用自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。（ここでの点検とは日常点検を指す。）

日常点検と点呼

出庫時における点呼及び日常点検の実施・確認の順番は下記のようになります。

① 運転者または整備管理者が日常点検を行う。
② 整備管理者が報告を受け、運行の可否を決定する。
③ 運転者が点呼の際に日常点検の状況を点呼実施者に報告する。

日 常 点 検 表

登録番号又は車番　　平成　　年　　月　　日（　　）天候

点検実施者名　　整備管理者印　　整備管理者補助者印

点検の結果　良好はレ点、要整備は×　修理整備後○を記入

点検個所	点検内容	良・否
1．ブレーキ	1 ブレーキペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。	
	2 ブレーキの液量が適当であること。	
	○ 3 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。	
	○ 4 ブレーキペダルを踏み込んで放した場合にブレーキバルブからの排気音が正常であること。	
	5 駐車ブレーキレバーの引きしろが適当であること。	
2．タ　イ　ヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。	
	2 亀裂及び損傷がないこと。	
	3 異常な摩耗がないこと。	
	※ 4 溝の深さが十分であること。	
	5 ディスクホイールの取付状態が不良でないこと(大型車のみ)。	
3．バッテリ	※　液量が適当であること。	
4．原　動　機	※ 1 冷却水の量が適当であること。	
	※ 2 ファンベルトの張り具合が適当である、かつ、ファンベルトに損傷がないこと。	
	※ 3 エンジンオイルの量が適当であること。	
	※ 4 原動機のかかり具合が不良でなく、異音がないこと。	
	※ 5 低速及び加速の状態が適当であること。	
5．燈火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。	
6．ウィンドウォッシャ及びワイパー	※ 1 ウィンドウォッシャの液量が適量であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。	
	※ 2 ワイパーの払拭状態が不良でないこと。	
7．エア・タンク	○　エア・タンクに凝水がないこと。	
8．前回の運行において異常が認められた箇所	当該箇所に異常がないこと。	
その他連絡事項		

注）1　※印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

2　○印の点検個所はエア・ブレーキ装着車の点検項目である。

3　この表は自動車点検基準別表第1（日常点検基準）に良・否の欄を付け加えた。

4　整備管理者の印は、整備管理者若しくは補助者が押印又はサインし、確認する。

登録番号または車番

日 常 点 検 表

平成　　年　　月

点検の結果：良好はレ点、要整備は×、修理整備後○を記入

点検項目 ＼ 日付		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
1．ブレーキ	踏みしろ、きき																															
	液量																															
	○空気圧力の上り具合																															
	○バルブからの排気音																															
	レバーの引きしろ																															
2．タ　イ　ヤ	空気圧																															
	亀裂・損傷・異常磨耗																															
	※溝の深さ																															
	ディスクホイールの取付状態等(大型車のみ)																															
3．バッテリ	※液量																															
4．原　動　機	※冷却水の量																															
	※ファンベルトの張り具合､損傷																															
	※エンジンオイルの量																															
	※かかり具合、異音																															
	※低速、加速の状態																															
5．燈火装置及び方向指示器の点灯･点滅具合､汚れ及び損傷																																
6．ウィンドウォッシャ及びワイパー	※液量、噴射状態																															
	※ワイパー払拭状態																															
7．エア・タンク	○エア・タンクに凝水がない																															
8．前回の運行において異常が認められた箇所に異常がない																																
9．フルエアブレーキ車	○ブレーキチャンバ・ロッドのストローク																															
	○ブレーキドラムとライニングのすき間																															
点検実施者印またはサイン																																
整備管理者・補助者印またはサイン																																

注1　※印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。
　2　○印はエア・ブレーキ装着車の点検項目である。

東京都貨物自動車運送適正化事業実施機関

トラックドライバーの労働時間等の改善基準

項目		改善基準の内容	備考
拘束時間		1ヵ月　293時間	労使協定があるときは、1年のうち6ヵ月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において320時間まで延長可
		1日　原則　13時間	
		1日　最大　16時間	1日の拘束時間が15時間を超えて勤務ができるのは1週2回以内
休息期間		継続8時間以上	運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努力
拘束時間・休息期間の特例	休息期間分割の特例	1回　継続　4時間以上 合計10時間以上	業務の必要上やむを得ない場合に限り、当分の間1回4時間以上の休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過終了後に合計10時間以上の分割可 ※1．一定期間における全勤務回数の1／2が限度 ※2．一定期間＝原則として2週間から4週間程度
	2人乗務の特例	1日　20時間	2人乗務（ベッド付）の場合、最大拘束時間は1日20時間まで延長でき、休息期間は4時間まで短縮可
	隔日勤務の特例	2暦日　21時間	2週間で3回まで拘束時間は24時間まで延長可（事業所内仮眠施設等において、夜間4時間以上の仮眠が必要） ただし、2週間で総拘束時間は126時間が限度 勤務終了後、継続20時間以上の休息期間が必要
	フェリーに乗船する場合の特例	乗船時間は原則休息期間	乗船時間は休息期間として勤務終了後の休息期間から減算可 ただし、減算後の休息期間はフェリー下船から勤務終了時までの時間の1／2以上必要
連続運転時間		4時間以内	運転開始後4時間以内に連続30分以上の運転中断が必要 または、1回10分以上、合計30分以上の運転中断も可
運転時間		1日　9時間	2日平均で1日当たり9時間が限度
		1週間　44時間	2週平均で1週間当たり44時間が限度
時間外労働		1日、2週間、 1ヵ月以上3ヵ月、 1年の上限時間	改善基準告示の範囲内で左記の条件で労使協定（36協定）を結ぶ
休日労働		2週間に1回	2週間に1回以内、かつ、1ヵ月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内
労働時間の取り扱い		労働時間は拘束時間から休憩時間（仮眠時間を含む）を差し引いたもの 事業場以外の休憩時間は仮眠時間を除き3時間以内	
休日の取扱		休日は休息期間に24時間を加算した時間 いかなる場合であっても30時間を下回ることは不可	
適用除外		緊急輸送・危険物輸送等の業務については厚生労働省労働基準局長の定めにより適用除外	

Ⅱ部　安全性優良事業認定制度の概要紹介

貨物自動車運送事業安全性評価事業の概要（Gマーク）　- - - - - - - 70

貨物自動車運送事業安全性評価事業（Ｇマーク）

１　貨物自動車運送事業安全性評価事業の概要

(1) 目的

これからのトラック運送事業は、今まで以上に“安全性”の視点から優良な事業者が選ばれる時代である。

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（（公社）全ト協）は、平成１５年度から利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の安全性を向上させるため事業者の安全性を正当に評価し、認定し、公表する「安全性優良事業所」認定制度をスタートした。

(2) 申請の区分と資格要件

ア．新規申請

新たに認定を希望する事業所が行う申請

申請資格要件
① 営業所が事業を開始してから3年以上経過していること
② 営業所の保有する事業用自動車の数が5台以上であること
③ a. 虚偽の申請等により申請を却下された場合、2事業年度を経過していること
b. 不正申請等により認定の取り消しを受けた場合、2年を経過していること
④ 認定証等を不正に使用し、是正勧告を受けた場合、3年を経過していること

イ．更新申請

有効期間満了に伴う認定継続申請

前回認定時の評価結果等により、Ａ～Ｅ方式の申請方法があります。詳細は年度ごとに作成される「貨物自動車運送事業安全性評価事業　申請案内」をご覧ください。

(3) 認定要件（平成２９年度）

ア．評価項目(100点満点)の評価点数の合計が80点以上である。

イ．各評価項目が次の基準点以上を満たしている。

(ｱ) 安全性に対する法令の遵守状況・・・32点（40点満点）
適正化実施機関の巡回指導結果及び安全マネジメントの取組状況
(ｲ) 事故や違反の状況・・・・・・・・・21点（40点満点）
(ｳ) 安全性に対する取組の積極性・・・・12点（20点満点）

ウ．法に基づく認可申請、届出、報告が適正である。

エ．社会保険・労働保険への加入が適正である。

※所属する従業員(要件を満たすパート・アルバイトも含む。)がもれなく加入していること

(4) 評価の認定

全国実施機関が第三者機関の「評価委員会」への諮問・答申を得て、評価の認定を行う。

(5) 有効期間等（平成２９年度）

ア．有効期間

・新規申請事業所　　平成30年1月1日～平成31年12月31日(2年間)
・初回更新事業所　　平成30年1月1日～平成32年12月31日(3年間)
・２回目以降更新事業所　　平成30年1月1日～平成33年12月31日(4年間)

イ．認定証の授与等

認定事業所には、認定証を授与し認定マーク、認定ステッカーの使用を許可し、全日本トラック協会のホームページで公表する。

※http://www.jta.or.jp/gmark/gmark.html

２ 貨物自動車運送事業安全性評価事業認定結果

（１）認定事業所数

平成28年12月15日現在

	２４年度	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	合計	取得率
全国	10	1,405	4,842	8,124	9,033	23,414	27.8%
関東	0	346	1,245	2,347	2,696	6,634	25.1%
東京	0	84	224	511	576	1,395	23.1%

※「平成24年度3更」「平成25年度初更」は、平成28年熊本地震に係る特例措置により有効期間を1年間伸長した事業所数

３ （一社）日本経済団体連合会の「安全運送に関する荷主としての行動指針」について

（１）行動指針

日本経団連では、行政当局（国交省、警察庁）から「交通事故や違反を減少させるため荷主の立場から輸送の安全対策について特段の配慮をされたい」との強い要請を受けて、平成１５年１０月２１日傘下の荷主企業・団体に対して『安全運送に関する荷主として行動指針』を示した。

その一つとして、「運送事業者の選定にあたっては、ISO9001基準や安全性優良事業所認定制度などの客観的な基準を積極的に活用する」という方針が示されている。

（２）荷主及び元請運送事業者の動向

前記の行動指針を受けて、ISO9001基準を取得している荷主から運送事業者に対し、あるいは安全性の認定を取得した元請運送事業者から下請運送事業者に対して、この認定を取得するようにとの具体的な働きかけがなされている状況がみられる。

これは荷主及び元請運送事業者が運送という仕事のパートナーを選ぶ際の選定の基準としてこの制度を活用する動きが出ていることを示している。

４ 荷主へ向けたＧマーク広報活動

全日本トラック協会によって、以下の荷主向けのＧマークアピール用のリーフレットが作成され、ＬＰガス協会や石油連盟等２２５の荷主団体に送付している。

また、国土交通省より、このリーフレットを用いて荷主団体を訪問し、支局長、協会長の連名でＧマークを取得している事業者を利用するよう働きかけを行うよう通達が出されている。

下記全日本トラック協会のホームページで閲覧できます。

http://www.jta.or.jp/tekiseika/pdf/gmark_ninushi.pdf

４．安全性優良事業所に対するのインセンティブ付与

（１） 行政処分等を行う際の軽減対象

貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について（平成16.6.30）

輸送の安全確保に係る違反行為（初回違反であり、基準日車等が２０日車以下、勧告又は警告とされているものに限る。）については、乗務員に対する輸送の安全に関する訓示及び関係法令の遵守に関する指導の実施状況、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う安全性評価事業による安全性優良事業所への認定の有無その他の事実関係から総合的に判断して、違反行為を行った事業者が運行管理及び車両管理を概ね適切に行っていたと認められる場合は、日車数等を軽減することができる。

（２） 行政処分後の違反等の点数の消去制度

行政処分等の基準の改正（平成16.8.1）

国土交通省は、貨物運送事業者の安全運行への意識を向上させ、自主的な安全対策への取り組みを促進させるため、安全性について一定の要件を満たす営業所については、違反等により点数を付与されても、その後２年間無事故・無違反であれば当該点数を消去できる制度を新たに設けた。（通常、点数は３年間で消滅。）

※ 安全対策に対するインセンティブを付与する対象営業所
① 処分以前の２年間、点数付与のない営業所
② 安全性優良事業所

（３）点呼制度の一部改正

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（平成23.3.31）

ア．機器を活用した点呼（ＩＴ点呼）

点呼は対面点呼を原則とするが、輸送の安全確保に関する取り組みが優良であると認められる営業所（Ｇマーク営業所）においては、国土交通大臣が定めた機器（営業所又は車庫に設置した装置のカメラ、若しくは運転者が携帯する装置のカメラによって、運行管理者等が酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を確認でき、乗務前点呼及び乗務後点呼において、当該運転者の酒気帯びに関する測定結果を営業所の端末へ自動的に記録し保存するとともに当該運行管理者が当該測定結果を確認できるものをいう。）を活用しての点呼を行うことができる。

ＩＴ点呼実施予定日の原則１０日前まで、運輸支局長等に報告書を提出。

イ．同一事業者の複数営業所及び車庫での点呼（P68参照）

同一の事業者の複数のＧマーク営業所又は車庫間における点呼についても、一のＧマーク営業所において上記機器を活用した点呼を行うことができる。

（一営業日の連続した１６時間以内）

ウ．他営業所の点呼

２地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内のＧマーク営業所に所属する運転者は、他のＧマーク営業所の運行管理者等による対面点呼を受けることができる。

エ．グループ企業の点呼

同一敷地内に複数の営業所が所在するグループ企業（資本関係があるグループ企業）が、当該敷地内の一のＧマーク営業所の運行管理者等による対面点呼を行った場合は、所属する営業所の補助者との対面点呼に代えることができる。

（閑散時間帯で連続した８時間、原則、早朝、深夜をいう）
点呼実施予定日の原則１０日前までに、運輸支局長等に報告書を提出。

オ．運転者の交替

２地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業所内の双方のＧマーク営業所は、運行途中において他営業所の運転者と相互に交替することができる。

（４）補助条件の緩和

ＣＮＧトラック等に対する補助について、最低保有台数要件が３台から１台に緩和される。

（５）助成の優遇

全日本トラック協会が行う会員事業者に対する助成事業に関し、予算の範囲内で次の優遇措置が受けられる。

① ドライバー等安全教育訓練促進助成制度に係る特別研修について、受講料助成金の増額（通常７割⇒全額助成）

② 安全装置等導入促進助成事業に係るＩＴ点呼に使用する携帯型アルコール検知器について、１台１万円の助成

③ 経営診断受診促進助成事業に係る診断助成金の増額（通常上限８万円⇒１０万円）

（６）損害保険会社による保険料の割引

一部の損害保険会社では、Ｇマーク認定事業者との間で独自の保険料割引を適用している。

（７）受委託点呼（共同点呼）の導入

平成25年7月30日

「貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託について」

制度の概要

管理の受委託許可時において、以下の要件の適合性を確認

⑴確実な点呼の実施のための措置

下記を含め、受託者・委託者において契約を締結。

・ 委託営業所は受託営業所に対し、あらかじめ通常の運転者の健康状態や自動車の点検整備の状況が分かる書類を提出

・ 受委託点呼実施時、運転者は、前日からの休息期間等労働時間が分かる書類等を点呼実施者に提示等

⑵受託営業所等の要件

・ 受託営業所は、Ｇマーク営業所

・ 委託営業所は、Ｇマーク営業所又は過去３年間に重大事故を惹起せず、かつ、点呼実施違反に係る行政処分を受けていない営業所等

許可申請手続

受託営業所を管轄する運輸支局を経由して地方運輸局に申請

（８）基準緩和自動車の有効期間の延長（平成29年７月３日施行）

（９）安全性優良事業所表彰

安全性優良事業所のうち、連続して10年以上取得している営業所で、さらに一定基準以上の取組みをしている事業所が表彰されます。（関東運輸局長表彰、東京運輸支局長表

表彰の範囲（表彰要件）については、（一社）東京都トラック協会ホームページ（http://www.totokyo.or.jp/）「安全性優良事業所関東運輸局長表彰について」「安全性優良事業所東京運輸支局表彰について」を参照してください。

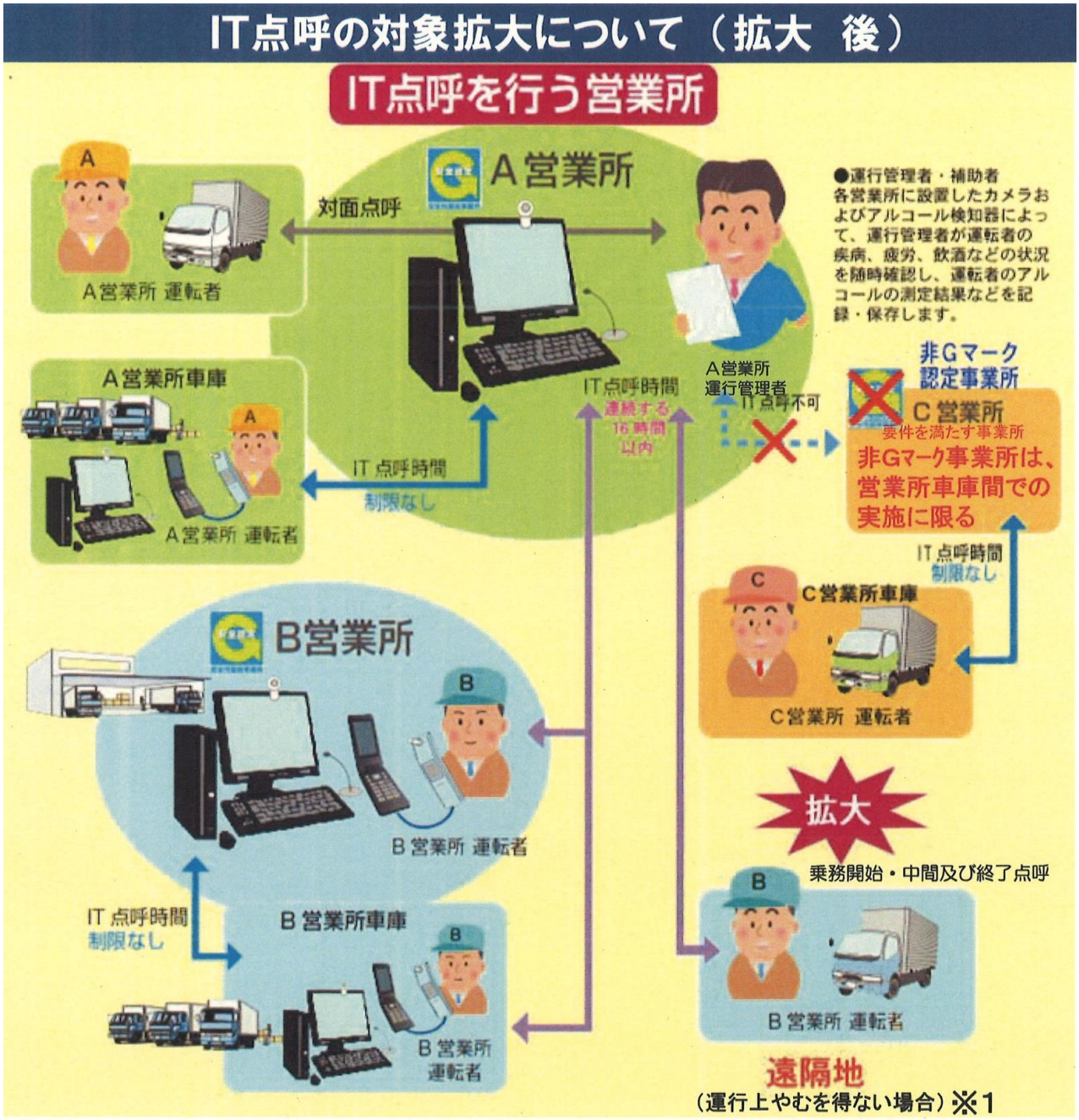

※1
「運行上やむを得ない場合」とは、
遠隔地で乗務が開始又は終了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼を当該運転者が所属する営業所において対面で実施できない場合等。
車庫と営業所が離れている場合及び早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。

IT点呼実施要領

参照法令:貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について　第七条　点呼等

Ⅰ　IT点呼とは

対面の点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器により行うことのできる点呼のことをいう。

IT点呼を行うことのできる事業所はGマークを取得していること、または、Gマーク未取得の場合は、下記Ⅲの条件を満たしている事業所について限定的に実施できる。

Ⅱ　安全性優良事業所(Gマーク)を所持している事業者がIT機器を利用して行える点呼

(1)　営業所と認可を受けている車庫で行うIT点呼

(2)　点呼者のいる営業所と運行上やむを得ず遠隔地において行うIT点呼

(3)＊　点呼者のいる営業所と他所の営業所との間で行うIT点呼

(4)＊　点呼者のいる営業所と他営業所の車庫との間で行うIT点呼

(5)＊　点呼者のいる営業所と他営業所所属の運転者とで遠隔地において行うIT点呼

注1)＊については、IT点呼を行う**両営業所**がGマークを取得していること。
注2)(5)については、当該営業所の**補助者**との電話点呼と同等に扱う。

Ⅲ　Gマークを取得してない事業者がIT機器を利用して行える点呼

営業所と認可を受けている車庫でのIT点呼を行う場合

条件①:　当該営業所が開設されてから3年以上経過していること。

条件②:　過去3年間、第一当事者となる自動車事故報告規則第2条各号に掲げる事故を起こしていないこと。

条件③:　過去3年間、点呼の違反に係る行政処分及び警告を受けていないこと。

上記条件①～③を全て満たしたうえで、条件④a～dのいずれかを満たす必要がある。

条件④-a :　・直近の巡回指導での総合評価が「A～C」
・点呼の項目の判定が「適」の事業者

条件④-b:　・直近の巡回指導での総合評価が「A～C」
・点呼の項目の判定が「否」の事業者
⇒　改善報告書が3ヶ月以内に提出され、点呼の項目が「適」へ改善が図られていること。

条件④-c:　・直近の巡回指導での総合評価が「D，E」
・点呼の項目の判定が「適」の事業者
⇒　改善報告書が3ヶ月以内に提出され、総合評価が「A～C」へ改善が図られていること。

条件④-d:　・直近の巡回指導での総合評価が「D，E」
・点呼の項目の判定が「否」の事業者
⇒　改善報告書が3ヶ月以内に提出され、総合評価が「A～C」へ改善が図られていること。また、点呼の項目が「適」へ改善が図られていること。

Ⅳ　IT点呼を行うために必要な提出書類・機器

IT点呼・遠隔地IT点呼に係る報告書(**新規**)
※書類の入手方法については管轄の運輸支局もしくは適正化事業部へご連絡ください。
※提出期限等については次ページに記載

提出期限:　IT点呼を実施する10日前までに運輸支局長へ提出

注1) 提出時に、使用するIT機器の使用構成図やカタログ等の添付資料が必要。

注2) IT点呼を行う時間帯の記載項目がある為、提出前に実施時間帯等を確認しておく必要がある。

⇒　**Gマークを取得していない**事業者は　4項目を報告書に記載する必要がある。

① 巡回指導を受けた年月日
② 改善報告を行った年月日
③ 総合評価(**巡回時の評価または改善報告後の評価A・B・C・D・E**)
④ 点呼の項目の判定(**巡回時または改善報告後の適・否の判定**)

⇒　直近の巡回指導・改善報告の結果を適正化事業実施機関に確認してください。
(巡回指導報告書及び改善報告書の公布は致しません。)連絡先:03-3359-4138

Ⅴ IT点呼実施可能な時間

・「2営業所間」、「営業所と他の営業所の車庫間」並びに、「営業所と他の営業所所属の運転者の遠隔地」でのIT点呼を行う場合

⇒　「1営業日のうち、連続する16時間以内」に限り実施できる。
※実施する時間は、運輸支局長へ提出する報告書に記載する必要がある。

・営業所と認可を受けている車庫でのIT点呼を行う場合

⇒　営業所と車庫が離れている場合において、IT点呼を実施する際には、時間帯に関係なく実施可能

Ⅵ IT点呼実施時の運行管理関係及び整備管理関係

下記(1)～(3)の取り扱いや必要な事項について、**運行管理規程に明記する**とともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。

(1)2つの営業所が係るIT点呼の場合、両営業所にて点呼記録を保存する

(2)営業所間でのIT点呼を行った場合、速やかに(翌営業日以内)IT点呼を受けた営業所に通知し、下記内容を双方の点呼簿へ記録し保存すること。

・IT点呼実施営業所の名称
・IT点呼を実施した運行管理者の名称
・点呼内容

(3)IT点呼を受ける運転者が所属する営業所の運行管理者等は、適切なIT点呼を実施できるよう、あらかじめ点呼に必要な情報をIT点呼を実施する運行管理者等に伝達すること。

※ 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日付国自整第216号)により行うこと。

Ⅶ IT点呼の取扱いにおける注意点

(1)対面による点呼として取り扱うIT点呼において、運行管理者が執行した場合には運行管理者の点呼として、補助者が執行した場合には補助者の点呼として取り扱う。

(2)下記の点呼の場合においては、電話その他の方法による点呼として扱う。

・ 営業所の運行管理者と他営業所所属の運転者とで遠隔地にてIT点呼を行う場合

Ⅷ IT点呼の内容の変更、IT点呼の終了について

IT点呼の内容の変更

⇒　提出した報告書の内容を変更する場合、変更の**「実施前」**に該当する営業所を管轄する運輸支局長等に、「IT点呼・遠隔地IT点呼に係る報告書(変更・終了)」を提出する。

IT点呼の終了

⇒　IT点呼を終了する場合、**遅滞なく、**該当する営業所を管轄する運輸支局長等にIT点呼・遠隔地IT点呼に係る報告書(変更・終了)を提出する。

安全への
取り組みを見える化!
Gマークを
取得しませんか?

認定事業者は、様々な面で取得による効果を実感しています。

1. Gマークをつけて走ることで常に見られているという意識を持つようになり、ドライバーにプロの模範であるという自覚が芽生え安全に対する意識が高まりました。(A 運送)
2. これまで曖昧だった安全対策がGマークの取得をきっかけに明確化され、会社全体で統一した安全管理方法が根付きました。(B 物流)
3. 社内の安全会議などで問題提起や対処法について積極的に意見が交わされるようになり、自発的な安全推進活動への提案や実践が行われています。(C 通運)
4. 安全に力を入れている会社、従業員を大事にしている会社と評価されるようになり、荷主や同業他社とのコミュニケーションが活発化して営業活動がやりやすくなりました。(D 運輸)

「安全性優良事業所　認定事例集」より抜粋。詳細は、全ト協ホームページに掲載。

国土交通省

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
JTA 公益社団法人 全日本トラック協会

国土交通省が推進するGマーク認定制度!

「安全性優良事業所」は全日本トラック協会が認定する安全・安心な運送事業所です

平成26年12月末現在、全国で21,125事業所（全事業所の25.3%）のトラックがGマークを付けて走っています。

申請事業者（事業所単位）

申請資格要件：事業開始後（運輸開始後）3年を経過していること、配置する事業用自動車の数が5両以上であること等

↓ 申請

地方実施機関（都道府県トラック協会）

↓ 申請書、添付資料送付

全国実施機関（全日本トラック協会）

↓

安全性評価委員会

評価項目

次の３項目を点数化し評価

①	安全性に対する法令の遵守状況	（配点40点）（基準点数32点）	・地方実施機関の巡回指導結果 ・運輸安全マネジメント取組状況
②	事故や違反の状況	（配点40点）（基準点数21点）	・重大事故・行政処分の状況
③	安全性に対する取組の積極性	（配点20点）（基準点数12点）	・安全対策会議の実施、運転者の教育などの取組の自己申告事項

認定要件

1）上記①～③の評価点数の合計点が 80 点以上
2）上記①～③の各評価項目において上記の基準点数以上
3）法に基づく認可申請、届出、報告事項が適正になされていること
4）社会保険等の加入が適正になされていること

↓ 認定・公表

安全性優良事業所

安全性優良事業所とは

荷主企業が、より安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするために、安全性評価委員会の評価を経て、全日本トラック協会（全国貨物自動車運送適正化事業実施機関）が認定した事業所です。

認定の要件は

法令の遵守状況と安全性に関する取組の積極性を評価するため、38項目の評価基準が設けられており、100点満点中80点以上の評価と社会保険等の適正加入などが認定の要件となっています。

なお、認定の有効期間は、新規が2年間、初回更新が3年間、2回目更新以降は4年間です。

申請については

申請は会社単位ではなく、事業所単位です。都道府県トラック協会（地方貨物自動車運送適正化事業実施機関）で申請書類等の受付を行っています。

★★★★★★★ 評価結果の活用で更なる安全向上へ ★★★★★★★

審査を行った全ての事業所に対して、評価する38項目の各項目の評価結果を通知します。これにより事業所の各項目の状況が確認できますので、今後重点を置く項目など更なる安全への取り組みを行う上で活用することができます。

どのような内容が評価されるのでしょう？

（平成 26 年度時点）

Ⅰ．安全性に対する法令の遵守状況（配点 40 点・基準点数 32 点）

中　項　目	小　項　目	配点
1．事業計画等（注 1）	（1）乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	1
2．帳票類の整備、報告等（注 1）	（1）事故記録が適正に記録され、保存されているか。	1
	（2）運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。	1
	（3）車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	1
3．運行管理等（注 1）	（1）運行管理規程が定められているか。	1
	（2）運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	1
	（3）事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	1
	（4）過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。	3
	（5）過積載による運送を行っていないか。	3
	（6）点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	3
	（7）乗務等の記録（運転日報）の作成・保存は適正か。	3
	（8）運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	1
	（9）運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	1
	（10）乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	3
	（11）特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	1
	（12）特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	2
4．車両管理等（注 1）	（1）整備管理規程が定められているか。	1
	（2）整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	1
	（3）日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	1
	（4）定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	3
5．労基法等（注 1）	（1）就業規則が制定され、届出されているか。	1
	（2）36協定が締結され、届出されているか。	1
	（3）労働時間、休日労働について違法性はないか（運転時間を除く）。	1
	（4）所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	1
6．運輸安全マネジメント（注 2）	運輸安全マネジメントを的確に実施し、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善の一連の過程を円滑に進めているか。	3
	小　計	40

注１：①項目毎に、巡回指導結果が「適」の場合は加点し、「否」の場合は加点しません。なお、巡回指導後に改善されても加点しません。
②事業所により該当しない項目がある場合、当該項目は加点します。
③巡回指導時に書類不備等により判定できなかった項目は加点しません。
注２：申請時に提出された書類により、判断基準を満たした場合は加点します。

巡回指導の結果

運輸安全マネジメントの取組状況

Ⅱ．事故や違反の状況（配点 40 点・基準点数 21 点）

中　項　目	小　項　目	配点
1．事故の実績	基準日から過去３年間に、事業所の事業用自動車が有責の第一当事者となる、自動車事故報告規則（国土交通省令）第２条各号に定める事故がないか。	20
2．違反（行政処分）の実績	基準日において、事業所に、貨物自動車運送事業法に基づく行政処分の点数が付加されていないか。また、点数がある場合には、当該事業所に係る行政処分の累積点数は何点か。	20
	小　計	40

注：①事故の実績について、上記に該当する有責の第一当事者となる事故がある場合は 0 点、無い場合は 20 点とします。
②違反（行政処分）の実績について、累積点数が 20 点以上の場合は 0 点、20 点未満の場合は、（20 点）－（累積点数）で求めた得点を加点します。

安全対策会議

個別の指導

Ⅲ．安全性に対する取組の積極性（配点 20 点・基準点数 12 点）

自　認　項　目	配点
1．事故防止対策マニュアル等を活用している。	2
2．事業所内で安全対策会議（安全に関する QC 活動を含む。）を定期的に実施している。	3
3．荷主企業、協力会社又は下請会社との安全対策会議を定期的に実施している。	2
4．自社内独自の運転者研修等を実施している。	3
5．外部の研修機関・研修会へ運転者等を派遣している。	2
6．特定の運転者以外にも適性診断（一般診断）を計画的に受診させている。	2
7．安全運行につながる省エネ運転を実施し、その結果に基づき、個別の指導教育を実施している。	1
8．定期的に「運転記録証明書」を取り寄せ、事故、違反実態を把握して、個別指導に活用している。	2
9．グリーン経営認証や ISO（9000 シリーズ又は 14000 シリーズ）等を取得している。	1
10．過去に行政、外部機関、トラック協会から、輸送の安全に関する表彰を受けたことがある。	1
11．その他輸送の安全に関する自主的、積極的、独創的、先進的又は高度な取り組みを実施している。	1
小　計	20

注：申請時に提出された書類により、判断基準を満たした場合は加点します。

安全性優良事業所に対しては、国土交通省等から様々なインセンティブが付与されています

（平成 26 年度時点）

国土交通省	違反点数の消去	通常、違反点数は 3 年間で消去されますが、違反点数付与後 2 年間違反点数の付与のない場合、当該違反点数を消去できます。
	IT 点呼の導入	対面点呼に代えて、国土交通大臣が定める設置型又は携帯型のカメラを有する機器による営業所間又は車庫間での点呼が可能となります。
	点呼の優遇	2 地点間を定時で運行する形態の場合の他営業所における点呼、同一敷地内に所在するグループ企業間における点呼が承認されます。
	補助条件の緩和	CNG トラック等に対する補助について、新車のみの導入については最低台数要件が 3 台から 1 台に緩和されます。
	安全性優良事業所表彰	安全性優良事業所のうち、連続して 10 年以上取得しているなど、さらに一定の高いレベルにある事業所が表彰されます。
全日本トラック協会	助成の優遇	全日本トラック協会が行う会員事業者に対する助成事業に関し、予算の範囲内で次の優遇措置が受けられます。 ①ドライバー等安全教育訓練促進助成制度に係る特別研修について、受講料助成金の増額（通常 7 割 ⇒ 全額助成） ②安全装置等導入促進助成事業に係る IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器について、1 台 1 万円の助成 ③経営診断受診促進助成事業に係る診断助成金の増額（通常上限 8 万円 ⇒ 10 万円）
損保会社	保険料の割引	損害保険会社の一部企業では、運送保険等において独自の保険料割引を適用しています。

※上記の他にも、国土交通省の平成26 年度補正予算で実施された「中小トラック事業者の燃料費対策」に係る補助事業において、Gマーク取得事業者に対し、優先的な補助が行われるなど、安全性優良事業所に対しインセンティブが付与されています。

「安全性優良事業所」認定の G マークは、厳正な審査により高評価を得た事業所のみに与えられる“安全性”の証です。
G の由来は Good「よい」、Glory「繁栄」の頭文字 G を取ったものです。

「安全性優良事業所」認定制度の詳細を知るには？

安全性優良事業所（G マーク事業所）は、全日本トラック協会のホームページにて、事業所名、住所、電話番号を公表しています。また、平成 27 年からは、認定事業所の希望によりホームページへのリンク及び主な輸送品目を掲載しています。

安全性優良事業所トップページ　Gマーク　検索

http://www.jta.or.jp/gmark/gmark.html

お気軽にお問い合わせください

認定の要件は、法令を遵守し、安全運行を心がけている事業所にとっては、必ずしも難しいものではありません。認定を受けるためにどのような取組が必要か、申請書の記載方法や必要書類など、お気軽に都道府県トラック協会又は全日本トラック協会にお問い合わせください。

公益社団法人 全日本トラック協会　〒160-0004　東京都新宿区四谷三丁目2番5　TEL：03-3354-1067

Ⅲ部　省令等の改正

監査方針・行政処分の基準改正

第１　標準貨物自動車運送約款等の改正概要 ---------- 82
第２　荷待ち時間等の記録義務付け ---------- 85
第３　運行記録計装着義務範囲の拡大 ---------- 87
第４　速報制度 ---------- 88
第５　監査方針・行政処分の基準改正 ---------- 90
第６　過労運転の処分 ---------- 91
第７　運輸安全マネジメント ---------- 92

帳票注文書
付録　連絡先一覧

平成29年11月4日よりトラック運送における
運賃・料金の収受ルールが変わります。

標準貨物自動車運送約款等の改正概要

① 「運賃」と「料金」の区別を明確化します

運賃が運送の対価であることを明確化します。

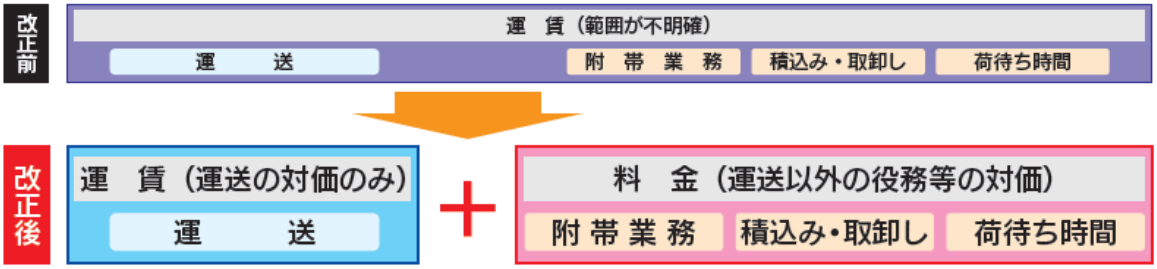

② 「待機時間料」を新たに規定します

荷主都合による
荷待ち時間の対価を
「待機時間料」とします。

③ 附帯業務の内容をより明確化します

附帯業務の内容に「棚入れ」、
「ラベル貼り」等※を追加します。

※その他追加する附帯業務：「横持ち」、「縦持ち」、
「はい作業（倉庫等において箱等を一定の方法で
規則正しく積み上げたり崩したりする作業）」

標準貨物自動車運送約款とは？

国土交通省が制定するトラック事業者と荷主の契約書のひな形です。

国土交通省　公益社団法人 全日本トラック協会　都道府県トラック協会

荷主に行っていただきたいこと

☑ 運送状に「運賃」と「料金」を区別して記載する。

▶運賃とは別に積込み・取卸し、附帯業務の料金を記載する必要があります。

☑ 運送以外の役務等が生じる場合はトラック事業者にその対価となる料金を支払う。

▶運送状に記載がない作業や荷待ち時間が発生した場合においても料金を支払う必要があります。

トラック事業者が行うべきこと

☑ 新標準約款を営業所に掲示する

▶約款を掲示していない場合、罰則の対象となります。

☑ 運賃・料金表の変更届出を行う

▶「積込料」「取卸料」「待機時間料」を新たに設定する必要があります。

問 合 せ 先

国土交通省貨物課　☎ 03-5253-8575

北海道運輸局貨物課	☎ 011-290-2743	中国運輸局貨物課	☎ 082-228-3438
東北運輸局貨物課	☎ 022-791-7531	四国運輸局貨物課	
関東運輸局貨物課	☎ 045-211-7248	（平成29年11月19日まで）	☎ 087-835-6365
北陸信越運輸局貨物課	☎ 025-285-9154	（平成29年11月20日～）	☎ 087-802-6773
中部運輸局貨物課	☎ 052-952-8037	九州運輸局貨物課	☎ 092-472-2528
近畿運輸局貨物課	☎ 06-6949-6447	沖縄総合事務局陸上交通課	☎ 098-866-1836

または、全日本トラック協会、お近くの都道府県トラック協会へお問い合わせください。

国土交通省　JTA 公益社団法人 全日本トラック協会　都道府県トラック協会

標準貨物自動車運送約款等の改正に伴いトラック事業者に行っていただくこと

国土交通省

○待機時間料、積込料及び取卸料を収受するためには、①運賃及び料金の変更届出、②新標準約款の掲示が必要です。

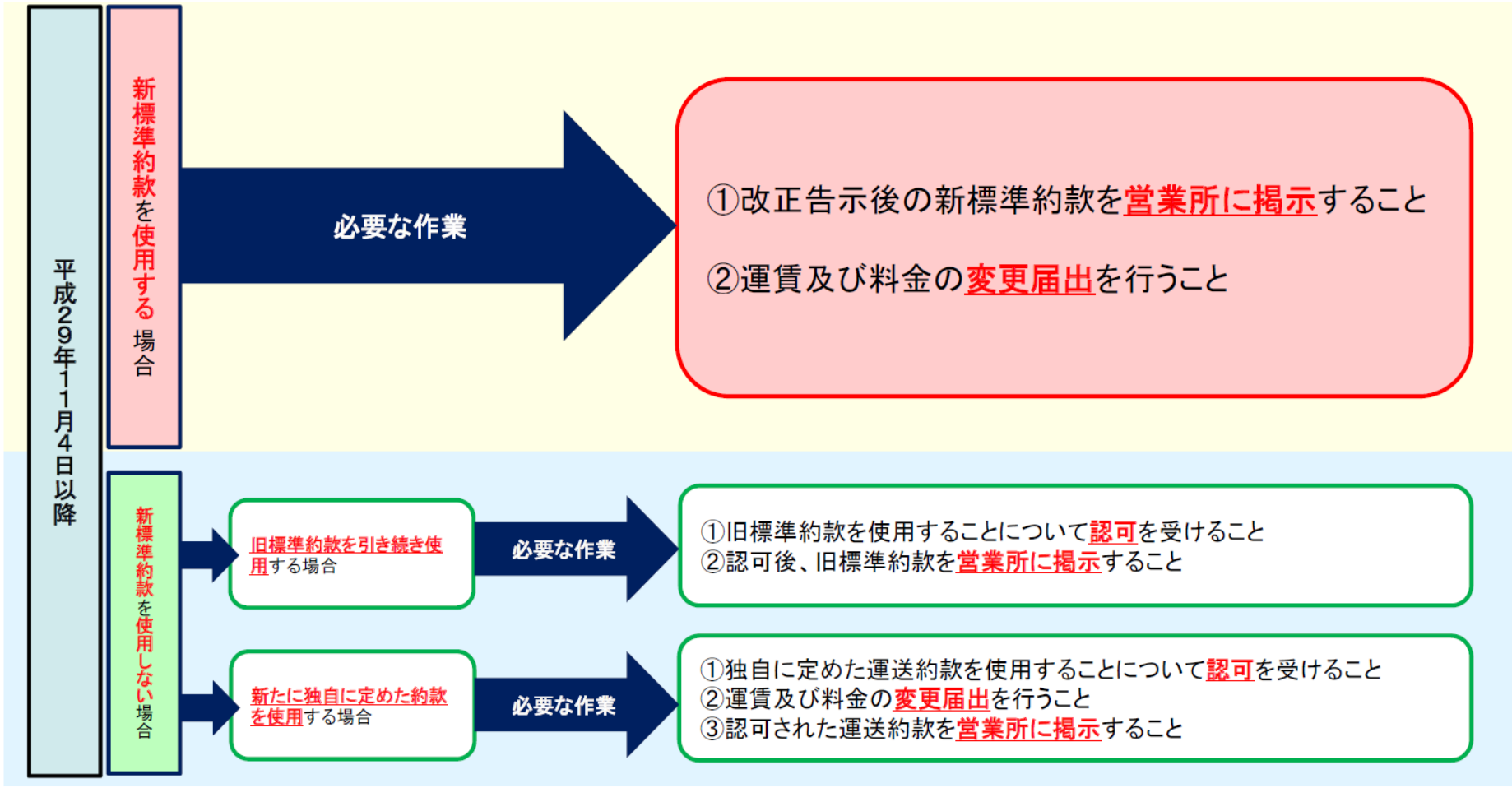

（その他：従前から独自の約款を使用している場合）
○独自の約款を引き続き使用する場合については手続きは不要
○独自の約款の変更を行う場合については①認可申請、②運賃及び料金の届出、③約款の掲示が必要

※新標準約款：平成29年11月4日に施行される標準貨物自動車運送約款及び標準貨物軽自動車運送約款
※旧標準約款：平成29年11月3日以前に適用されていた標準貨物自動車運送約款及び標準貨物軽自動車運送約款

平成29年7月1日から、荷主都合30分以上の荷待ちは「乗務記録」の記載対象です。

トラックドライバーの荷待ち時間削減と適正取引構築のために

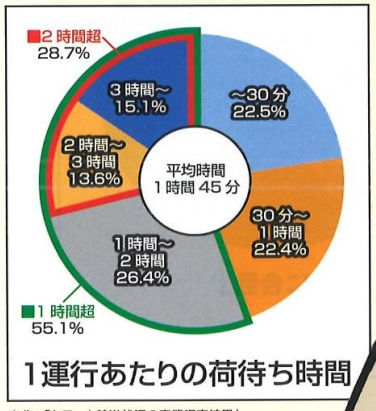

1運行あたりの荷待ち時間

出典：「トラック輸送状況の実態調査結果」
（国土交通省、平成27年調査）

記載はカンタン。
荷主都合による荷待ち時間が30分を超えたら、
集貨地点等、集貨地点等への到着・出発日時、
荷積み・荷卸しの開始・終了日時などを書くだけです。

※デジタコなど他の方法で記録している場合は記載不要です。

トラックドライバーの長時間労働の要因の一つとなっている荷待ち時間。これを削減するためには、トラックドライバーの乗務実態を把握する必要があります。そこで、国土交通省では「貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令」を平成29年5月31日に公布、29年7月1日に施行しました。この省令は、トラックドライバーが車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のトラックに乗務した場合、荷主の都合により、30分以上待機したときは「集貨地点等、集貨地点等への到着・出発日時、荷積み・荷卸しの開始・終了日時」などを乗務記録の記載対象として追加するものです。

国土交通省では、今回の一部改正により、荷待ち時間等の実態を把握することで、トラック運送事業者と荷主の協力による改善への取り組みを促進するとともに、国としても、トラック運送事業者やトラックドライバーに対して過度な要求をし、長い荷待ち時間や長時間労働を生じさせている荷主に勧告等を行うにあたっての判断材料とします。

ムダな荷待ち時間を減らし、トラックドライバーの労働環境を改善するためにも、荷主都合による荷待ち時間が30分以上あった場合は必ず「乗務記録」に記載し、最低1年間は保存してください。

国土交通省

公益社団法人 全日本トラック協会　　全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

荷待ち時間等の記録義務付け
(貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正)にともなう
乗務記録付票［記載例］

集貨・荷卸しのパターン例（サンプル）

① 集貨地点等に到着（乗務記録記載）
- →②-1　荷待ち待機　（20 分：荷主都合）
- →③-1　附帯業務　（20 分：本来業務）
- →②-2　再荷待ち待機（20 分：荷主都合）
- →③-2　附帯業務　（30 分：荷主都合）
- →④　荷積み　（60 分：本来業務）

⑤ 集貨地点等を出発（乗務記録記載）

※ 上記の場合、(②-1)+(②-2)=待機時間 40 分
「乗務記録記載要件［荷主都合による（荷待ち待機時間 30 分以上）］に合致」

記載は こんなにカンタン。
集貨地点等と時刻を書き込むだけ!
記入見本のように、集貨地点等への到着時刻、荷待ち待機の開始・終了時刻、附帯業務の開始・終了時刻、荷積み・荷卸しの開始・終了時刻などの必要事項をご記入ください。記録用紙は、必要な項目が記載されていれば、各事業者で作成した様式で構いません。

記入見本

荷待ち時間記録（例）

（平成 29 年 7 月 12 日）

※ 車両総重量 8t 以上又は最大積載量 5t 以上の車両が対象

車両番号：（　　）
集貨地点等（荷積み地 / 荷卸し地 / 附帯業務実施地）：（○○食品□□物流センター）

① 荷主指定の到着時刻（有る場合）：9 時 00 分
集貨地点等への到着時刻：8 時 00 分

②-1 ②-2 荷待ち待機　開始・終了時刻：9：00 ～ 9：20、9：40 ～ 10：00 → 荷主都合による荷待ち待機の合計時間：時間 40 分

③-1 ③-2 附帯業務　開始・終了時刻：9：20 ～ 9：40、10：00 ～ 10：30

④ 荷積み / 荷卸し　開始・終了時刻：10：30 ～ 11：30

⑤ 集貨地点等からの出発時刻：11 時 30 分

注
1. 集貨地点等に到着した時刻（荷主から指定された場合は当該時刻）から出発した時刻までに、荷主の都合により待機した時間の合計が30分未満の場合は記録不要です。
2. また、必要事項をデジタコなど他の方法で記録している場合は記載不要です。
3. 現在使用中の「乗務記録」に記載する方法もあります。

※この事例・様式は、見本として示したものです。

車両総重量　　最大積載量

7トン以上または4トン以上の事業用トラックの全てに運行記録計（タコグラフ）の装着が義務付けされます。

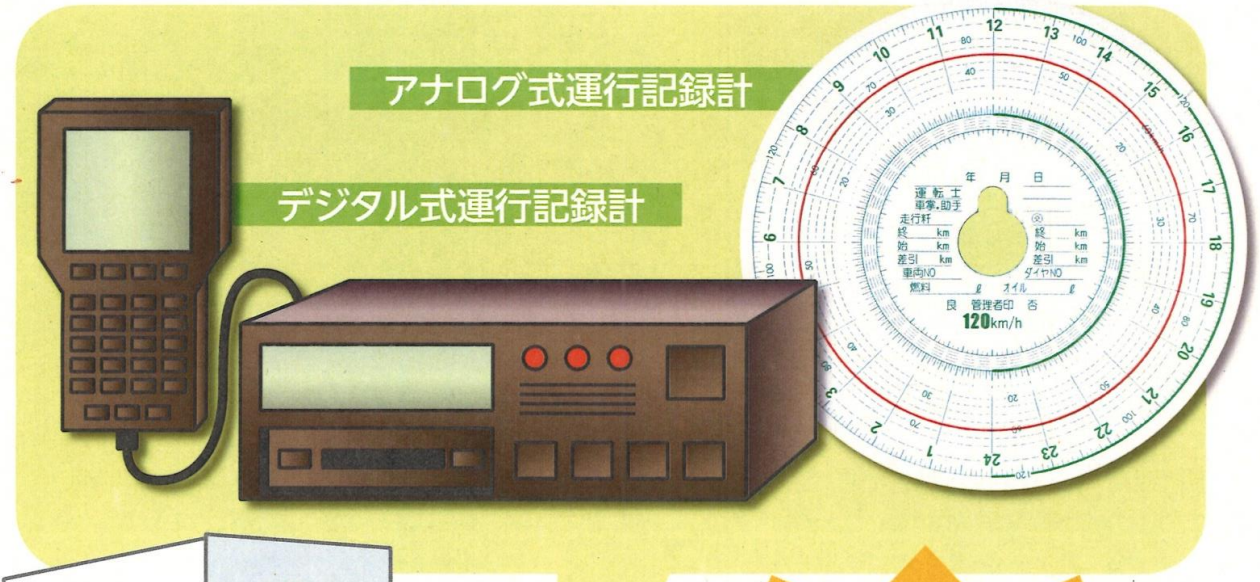

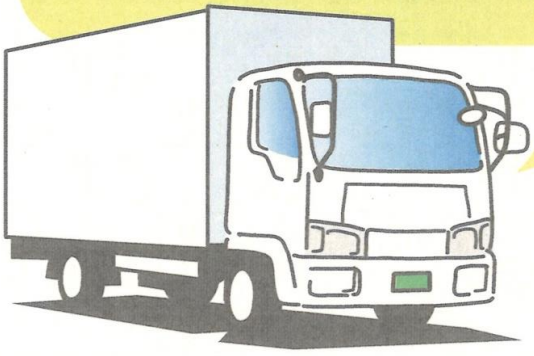

平成29年4月1日から適用

現在使用中の車両にも
平成29年3月31日
までに運行記録計を
装着する必要があります。

運行記録計による記録違反は **30日間の車両使用停止処分！**

公益社団法人 全日本トラック協会　全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

悪質性の高い営業所は

即 通報

平成２５年１０月１日より、
適正化事業実施機関が行う巡回指導結果の報告が強化されます。

適正化事業実施機関は、貨物自動車運送事業法第39条第1号に基づき適正化事業指導員が行う巡回指導の結果について、同法第60条第2項に基づき運輸支局へ報告していますが、平成25年10月１日より、悪質性の高い違反項目については速報の対象となります。

速報制度の概要

点呼を全く行っていない	運行管理者整備管理者が全くいない	定期点検を全く行っていない
【具体的な要件】 ①点呼の実施記録が全く保存されていない ②点呼の実施記録に係る帳簿に記録が全くされていない	【具体的な要件】 ①選任されている運行管理者が全くいない ②選任されている整備管理者が全くいない ※運行管理者及び整備管理者の資格者がいても、法令に基づく届出がされていない場合は、速報対象	【具体的な要件】 ①定期点検整備記録簿が全く保存されていない ②定期点検整備記録簿に記録が全くされていない
速報	速報	速報

地 方 運 輸 支 局

「点呼を全く行っていない」「運行管理者・整備管理者が全くいない」
「定期点検を全く行っていない」営業所は速報対象になり、
厳しい行政処分が科せられることもあります。

「記録をしていないことは、実施をしていない疑いがある」と判断され、速報の対象となります。

国土交通省 自動車局　JTA 公益社団法人 全日本トラック協会　全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

http://wwwtb.mlit.go.jp/chubu/aichi/kansa/kansasokutuhou.pdf

平成 25 年 10 月 1 日から

悪質な違反は運輸支局に速報します。

国土交通省は貨物自動車運送事業者に係る輸送の安全を図るため、悪質性の高い違反行為に係る適正化事業実施機関からの情報について、報告方法等を定めました。

平成２５年１０月１日からは、「点呼を全く行っていない」「運行管理者･整備管理者が全くいない」「定期点検を全く行っていない」重大･悪質な法令違反状態を巡回指導において適正化事業指導員が確認した場合は、運輸支局へ速報することとなりました。また、その他不適切な事項についての運輸支局への報告、連携等の仕組みが整備されました。

運輸支局への報告等

速報事案

点呼を全く行っていない
①点呼の実施記録が全く保存されていない
②点呼の実施記録に係る帳簿に記録が全くされていない

運行管理者・整備管理者が全くいない
①選任されている運行管理者が全くいない
②選任されている整備管理者が全くいない
（運行管理者及び整備管理者の資格者がいても、法令に基づく届出がされていない場合は、速報対象）

定期点検を全く行っていない
①定期点検整備記録簿が全く保存されていない
②定期点検整備記録簿に記録が全くされていない

速やかに通報

定期通報事案

①巡回指導評価がＥで、３ヶ月以内に適正化事業実施機関に対し改善報告が行われない営業所
②巡回指導評価がＥで、改善報告は行ったが一部に未改善が見られ、再度の巡回指導において当該違反の改善が見られない営業所
（再度の巡回指導で確認後、定期通報）
③巡回指導を拒否した営業所
④社会保険等未加入の営業所
（巡回指導で確認後、定期通報）

※E評価とは巡回指導の調査結果で、「適」の占める割合が 60%未満の判定のことをいう。

定期的に通報

相談事案

①名義貸し、白トラ利用等悪質であるが、構成要件該当性の判断が困難な法令違反について疑いが認められる営業所
②記録の改ざんが疑われる営業所
（疑いが高い場合即相談）
③巡回指導評価がＤで、３ヶ月以内に適正化事業実施機関に対し改善報告が行われない営業所　　等

※D評価とは巡回指導の調査結果で、「適」の占める割合が 60%以上 70%未満の判定のことをいう。

定例会議で相談

効率的・効果的な監査、実効性のある処分の実施について

別 紙 2

バス・タクシー・トラック事業者に対する監査方針・行政処分等の基準に係る通達を下記のとおり改正

監査方針

平成25年10月1日施行

（１）悪質な事業者に対する集中的な監査実施
- 監査端緒の充実を図りつつ、違反歴等の当該事業者に関する情報等を適切に把握し、**重大かつ悪質な法令違反の疑いのある事業者に対して優先的に監査を実施**
- このため、各種通報、法令違反歴等を基に優先的に監査を実施する事業者及び**継続的に監視していく事業者のリストを整備**

（２）街頭監査を新設
- バス分野を念頭に**街頭監査を新設**
- 利用者等からの情報や多客期等をとらえ、バスの発着場などにおいて、交替運転者の配置、運転者の飲酒、過労等の**運行実態を点検**

行政処分等の基準

平成25年11月1日施行

- 悪質・重大な法令違反の**処分を厳格化→事業停止（30日間）**
  ※処分厳格化により新たに追加された事業停止（３０日間）については、平成26年1月1日から適用
  - 運行管理者の未選任（現行：４０日車）
  - 整備管理者の未選任（現行：４０日車）
  - 全運転者に対して点呼未実施（現行：点呼未実施率５０％以上、４０日車）
  - 監査拒否、虚偽の陳述（現行：６０日車）
  - 名義貸し、事業の貸渡し（現行：６０日車×違反車両数）
  - 乗務時間の基準に著しく違反（現行：１２０日車）
  - 全ての車両の定期点検整備が未実施（現行：２０日車×違反車両数）
- 事業停止後も引き続き法令違反の改善なし→**許可取消**
- その他、記録類の改ざん、交替運転者の配置違反、日雇い運転者の選任等→**処分量定の引き上げ**

- **軽微な法令違反の対象を拡大→文書警告**
  記録の記載不備については、違反件数の多寡によらず文書警告（行政指導）

- **運行管理者資格者証返納命令の厳格化**
  返納命令の適用事項を見直し、運行管理者の名義貸しの禁止を明示等

過労運転を撲滅しよう!!

労働時間を守って
安全運転

トラックドライバーの労働時間を定めた基準（改善基準告示）に違反すると
最大で**30日間の事業停止処分**を受ける場合があります。

改善基準告示（厚生労働省）の概要

拘束時間	**1日原則13時間**（最大16時間まで。ただし15時間超えは1週間2回まで）
休息期間	**勤務終了後、継続して8時間以上**
連続運転時間	**4時間以内**（1回連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転離脱が必要）
運転時間	**2日平均で1日当たり9時間**

国土交通省行政処分基準

違反項目	処分内容
各事項の未遵守　5件以下	**警告**（再違反：10日車）
各事項の未遵守　6件以上　15件以下	**10日車**（再違反：20日車）
各事項の未遵守　16件以上　30件以下	**20日車**（再違反：40日車）
各事項の未遵守　31件以上	
未遵守が1ヵ月で計31件以上あった運転者が3名以上確認され、かつ、過半数の運転者が拘束時間の未遵守	**事業停止30日間**

荷主の指示により過労運転となった場合は荷主名が公表されることもあります。

**トラック運送事業者と荷主の相互理解で過労運転を撲滅し
過労運転に配慮した運行計画で重大事故の防止を！**

JTA 公益社団法人 全日本トラック協会　全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

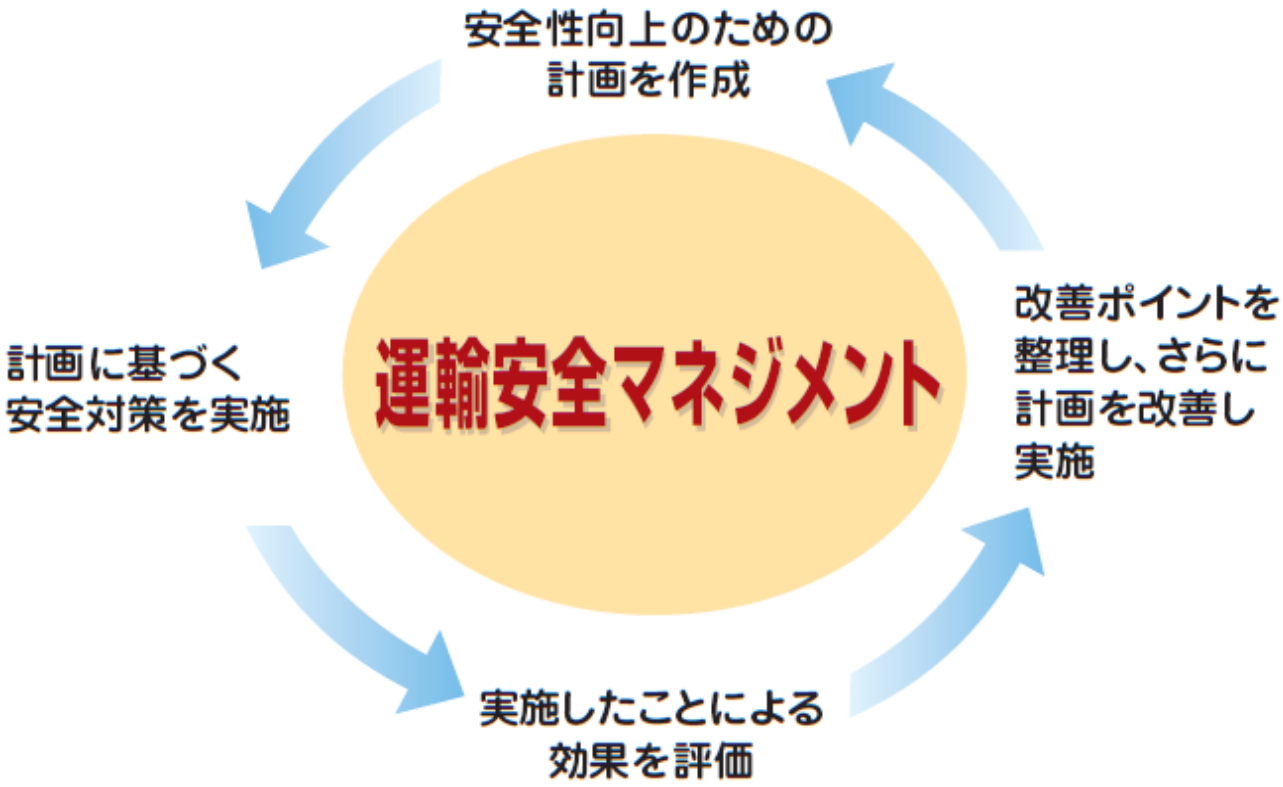

すべての事業者が安全対策に取り組み輸送の安全のレベルアップを図ります

平成18年10月から貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律が施行され、トラック事業者の経営トップから現場の運転者まで一丸となって安全性の向上を図り、企業全体に安全意識を浸透させる「運輸安全マネジメント」が導入されています。すべての事業者が安全性向上のための計画を作成して実施し、その効果を評価し、改善ポイントを整理しさらに改善計画を実施するという取り組みを行い、常に輸送の安全のレベルアップを図ろうとするものです。

平成19年1月からは保有車両数300両以上の事業者への評価が実施されており、平成19年4月からは300両未満の事業者へも監査等の際に経営者の安全に対する取り組みに明らかに問題があると認められる事業者等に対して評価が実施されます。

パンフレットでは、300両未満の事業者においても取り組まなければならない具体的な運輸安全マネジメントの実施方法について事例を交え紹介いたします。

輸送の安全にかかわる情報を公表しなければなりません

○事業者は、毎年度、

- 輸送の安全に関する基本方針
- 輸送の安全に関する目標（例えば事故件数等）及び目標の達成状況
- 事業用自動車の事故に関する情報（総件数及び類型別の事故件数）

等を公表しなければなりません。

○また、事業者は、輸送の安全に係る処分を受けた場合には、

- 当該処分の内容
- 講じた措置
- 講じようとする措置

について、随時、公表しなければなりません。

※公表の手段・方法については、会社のホームページへの掲載、営業所など利用者の出入りのある施設での掲示などにより行ってください。

国土交通省では、運輸安全マネジメントの浸透・定着を図るため、取り組み状況のチェック（評価）を行います。

事業者の規模別に定められた、「安全マネジメントの実施に当たっての手引き」に基づいて、基本方針や目標を定めるなどして、運輸安全マネジメントについて十分な取り組みが行われているかどうかチェックします。

評価の実施予定時期は		
	・安全管理規程作成等の義務のある事業者*	平成19年1月より
	・その他の事業者	平成19年4月より

*事業用自動車の保有車両数が、以下に示す数以上の事業者の皆さんには、「安全管理規程」の作成及び届出、「安全統括管理者」の選任及び届出の義務付けがなされます。

- ●貨物自動車運送事業（被けん引自動車を除く）……300両
- ●旅客自動車運送事業（一般乗用を除く）……200両
- ●一般乗用旅客自動車運送事業……300両

※平成30年4月1日から保有車両200両以上の事業者も対象となります。

各地方運輸局に相談窓口を設置しています

国土交通省	自動車交通局貨物課（トラック）	☎03-5253-8576	中部運輸局	自動車交通部	☎052-952-8037、8035、8036
	旅客課（バス、タクシー）	☎03-5253-8572	近畿運輸局	自動車交通部	☎06-6949-6447、6445、6446
北海道運輸局	自動車交通部	☎011-290-2743、2741、2742	中国運輸局	自動車交通部	☎082-228-3438、3436、3437
東北運輸局	自動車交通部	☎022-791-7531、7529、7530	四国運輸局	自動車交通部	☎087-835-6365（貨物課）、6363（旅客課）
北陸信越運輸局	自動車交通部	☎025-244-7579（貨物課、旅客課）	九州運輸局	自動車交通部	☎092-472-2528、2521、2527
関東運輸局	自動車交通部	☎045-211-7248、7245、7246	沖縄総合事務局	運輸部	☎098-866-0061（陸上交通課）

※北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、九州の各運輸局の電話番号下4桁は、順に貨物課（トラック関係）、旅客第1課（バス関係）、旅客第2課（タクシー関係）の番号です。

平成18年10月1日より、すべての自動車運
実施し、輸送の安全性の向上に努めなければ

法律で安全管理規程等の作成義務がない
事業者のみなさんにおいても同様です。

こうした事業者の皆さんにおかれましては、以下の事例を参考に、**運輸安全マネジメント**に積極的に取り組んで頂き、安全性の更なる確保を図るようお願いします。

1 経営者の皆さんは、輸送の安全が第一であることを常に考え、事故防止のための安全方針を作り、率先して会社内に広めましょう。

安全方針としては、例えば以下の例が挙げられます。

（例）・「輸送の安全はわが社の根幹」
・「安全は最大の顧客満足」
・「安全は業務の基本動作」
・「無理な運行は　しない　させない」　等

会社内へ広める方法としては、例えば以下の例が挙げられます。

（例）・社内、営業所内へ掲示する。
・点呼の際に唱和する。
・安全方針を記載したカードを作成し、全社員が携行する。　等

2 経営者の皆さんは、安全方針に基づいて、事故防止のための目標や計画を作りましょう。

目標としては、例えば以下の例が挙げられます。

（例）・「今年度、人身事故をゼロに!」
・「飲酒運転、速度超過の撲滅!」
・「社内全員がゴールド免許を保有しよう!」　等

計画としては、例えば以下の例が挙げられます。

（例）・「出庫時の対面点呼実施計画」
・「ヒヤリハット情報の報告会実施計画」
・「▲▲講習の受講計画」　等

目標や計画は、短期的に達成できるもの、長期にわたり取り組んでいくもの等、いくつ定めても構わないものですが、実現不可能なものとならないよう自社の実状に応じて作成することが大切です。

送事業者の皆さんは運輸安全マネジメントをなりません。

3

経営者の皆さんは、現場の方々と話す場を率先して設け、安全に関する意見等に耳を傾けることにより、安全上の問題点を把握しましょう。

現場の方々との会話の場として、例えば以下の例が挙げられます。

（例）・定期的に営業所において運転者等との輸送の安全に関する意見交換会等を開催する。
・社長自ら定期的に添乗を行う。
・定期的にドライバーとの個人面談を行う。　等

従業員から安全に関する意見等を聞くことによって、安全上の問題点や反省すべき事項がないか考えることが必要です。

安全上の問題点としては、例えば以下の例が挙げられます。

（例）・安全運行に関するドライバーの意識が不十分。
・ヒヤリ・ハット情報が数多いにもかかわらず、これらの情報を共有していないため、同じ過ちを繰り返している。
・研修等を計画的に実施していないため、ドライバーの法令知識が不十分。　等

4

安全上の問題点があった場合には、改善を図っていきましょう。

問題点を改善する方法は、その内容によって各社様々であると思いますが、例えば以下の例が挙げられます。

（例）・ドライバーの安全運行への意識や法令知識が低い場合の改善方法
➡対面点呼を確実に実施することによる安全意識の啓発。
関係団体や研修施設が実施する講習会への参加。　等

・ヒヤリ・ハット情報の共有がなされていない場合の改善方法
➡ヒヤリ・ハット情報の報告会等の開催。
ヒヤリ・ハット情報の掲示板等の作成。　等

改善を図るにあたっては、次期における事故防止のための目標や計画に反映させて実施していくことが必要です。

これまで示した上記の取り組みは、あくまでも参考事例です。
皆さんが運輸安全マネジメントを確実に進めていくためには、❶から❹までの流れに応じ、各社の実状を踏まえた独自の取り組みを行うことが大切です。

様 式 の 記 載 要 領

下記の内容を念頭におき、貴社ならではの「運輸安全マネジメント」を実施し、周知徹底させましょう。

Ⓐ 毎年度等、下記の具体的な取組方策を定めたら社内及び営業所内へ掲示するとともに、反省事項や改善方法については、後日、改善措置等必要な方策を立てたときに掲示し直します。

- **わが社の事故防止のための安全方針**
  - ・社長は安全委員会などを設置し、自社独自の「安全方針」を定めます。
- **社内への周知方法**
  - ・「安全方針」が決まったら、従業員に周知徹底し安全意識の高揚に努めます。

- **安全方針に基づく目標**（○○年度もしくは○○期等の時期を定めて設定）
  - ・「安全方針」の周知後、従業員の意見も取り入れた「安全目標」を定めます。
  - ・「安全目標」は、その達成状況がわかるよう具体的に定めるとともに、その安全目標を従業員にも認識させます。
  - ・前年度の「安全目標」の達成状況を分析して、次年度の「安全目標・安全計画」へ活かします。
- **目標達成のための計画**（○○年度もしくは○○期等の時期を定めて設定）
  - ・「安全目標」を達成するための従業員教育や車両の安全対策、安全運行のための「安全計画」を立てます。

- **わが社における安全に関する情報交換方法**
  - ・社長は従業員と安全に関する意見交換を定期的に行い、安全意識の向上に努めます。

- **わが社の安全に関する反省事項**（○○年度もしくは○○期等の時期を定めて設定）
  - ・社長は「安全方針・目標・計画」の取組状況を定期的にチェックし、安全対策上の問題点を把握します。

- **反省事項に対する改善方法**（○○年度もしくは○○期等の時期を定めて設定）
  - ・チェックした結果、安全上の問題点があれば、積極的に改善に取り組みます。

Ⓑ 毎年度、下記の取組状況を把握して社内及び営業所内へ掲示します。なお、安全方針、安全目標、安全目標達成状況、自動車事故報告規則で定める事故に関する統計は公表しなければなりません。

- **わが社の安全に関する目標達成状況**（○○年度もしくは○○期等の達成状況を記載）
  - ・社長は従業員とともに前年度の「安全目標」の達成状況を把握して掲示等により公表します。

- **わが社の事故に関する情報**（○○年度もしくは○○期等の重大事故発生状況を記載）
  - ・社長は社内で発生した事故に関する統計資料を作成するとともに、事故の統計資料のうち自動車事故報告規則で定める事故の総件数および事故類型別の件数を掲示等により公表します。

（注） 輸送の安全に係る行政処分を受けた場合には、法令に基づき遅滞なく警告書等（写）、改善報告書（写）を社内及び営業所等に掲示等により公表すること。

様 式 の 記 載 例

下記の取り組みは参考事例です。貴社にふさわしい「運輸安全マネジメント」を、経営者が中心となり全社一丸となって実施してください。

●わが社の事故防止のための安全方針 1参照

・「輸送の安全はわが社の根幹」
・「安全運行はプロドライバーの社会的使命」

●社内への周知方法

・「安全方針」を従業員に配布するとともに社内及び営業所等に掲示する。
・点呼の際に唱和することを習慣化する。

●安全方針に基づく目標 2参照

平成19年度の安全目標
・「人身事故ゼロを貫徹しよう！」
・「酒気帯び運転、速度超過の撲滅」

●目標達成のための計画

平成19年度の安全計画
・安全教育計画：ヒヤリハット情報の報告会を計画する。安全運転講習の受講を計画する。
・安全車両投資計画：デジタルタコグラフを計画的に導入する。

●わが社における安全に関する情報交換方法 3参照

・定期的に輸送の安全に関する意見交換会を運転者等と開催する。

●わが社の安全に関する反省事項 3参照

・平成19年度の内部チェックは19年10月を予定。問題点等の結果は後日、社内及び営業所等に掲示する。

●反省事項に対する改善方法 4参照

・平成19年度の内部チェックにより把握した問題点の改善方法を、後日、社内及び営業所等に掲示する。

●わが社の安全に関する目標達成状況

(例)
○○年度

目標	結果	目標達成状況
人身事故0件	人身事故3件	目標達成できず
酒気帯び運転、速度超過撲滅	速度超過違反2件	目標達成できず

●わが社の事故に関する情報

(例)
○○年度

重大事故発生件数	2件
事故の種類	衝突2件
衝突の状態	側面衝突1件（重傷者1名）　追突1件（重傷者1名）

わが社の運輸安全マネジメントの取り組み

A 毎年度等、下記の具体的な取組み方策を定めたら社内及び営業所内へ掲示するとともに、反省事項や改善方法については、後日、改善処置等必要な方策を立てたときに掲示し直します。

●わが社の事故防止のための安全方針

●社内への周知方法

●安全方針に基づく目標

●目標達成のための計画

●わが社における安全に関する情報交換方法

●わが社の安全に関する反省事項

●反省事項に対する改善方法

B 毎年度、下記の取組み状況を把握して社内及び営業所内へ掲示します。なお、安全方針、安全目標、安全目標達成状況、自動車事故報告規則で定める事故に関する統計は公表しなければなりません。

●わが社の安全に関する目標達成状況

●わが社の自動車事故報告規則第2条に規定する事故

（注）輸送の安全に係る行政処分を受けた場合には、法令に基づき遅滞なく警告書等（写）、改善報告書（写）を社内及び営業所等に掲示等により公表すること。

期間:　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

会社名

代表者名

帳　票　注　文　表

平成　　年　　月　　日

帳　票　名		価 格	ご注文部数	帳　票　名		価 格	ご注文部数
運転日報（基本）	1箱30冊	165					
運転日報（応用）	1箱15冊	310		運賃表（貸切・掲示）	H29.11.4	様式A,B,C	
運転日報（準応）	1箱15冊	310		A.役務等の料金表示（国交省様式）		165	
指図書	1箱20冊	155		B.役務等の料金表示（料金表示額・記載例様式）		165	
車両別実績表		650		C.役務等の料金表示（料金表示額・記入様式）		165	
日常点検（１年）		410		運賃表（引越・掲示）	H16.4.1	185	
日常点検（１日）		115		運賃表（積合・掲示）	H11.3.26	175	
点検整備記録簿	B5サイズ	215					
受託表		295					
点呼記録票（30段）	アルコール検知器中間点呼対応	460		運送約款（掲示）	H29.11.4	155	
点呼記録票（15段）	アルコール検知器中間点呼対応	310		〃　（冊子）	〃	175	
				〃（引越・掲示）	H15.4.1	205	
				〃（引越・冊子）	〃	205	
運行指示書	1冊30組	520		〃（利用・掲示）	H29.11.4	205	
運転者台帳	10枚	110		〃（利・引・冊）	H15.4.1	205	
〃　ファイル		865					
乗務員教育記録	10枚	110					
〃　ファイル		865		運行管理者試験問題集（貨物）	29年版	2700	
車両使用管理台帳	10枚	130		（日通総合研究所・ｶｰｺﾞﾆｭｰｽ共同出版）			
事故報告（重大）	1冊5組	1180					
事故記録簿	10枚	110					
整管手帳		460					
整運カード（選任届）	提出2部	60					
引越見積書	1冊30組	1030					
事業報告書（利用）		195					
事業報告書（１段）		125					
事業報告書（２段）		125					
事業報告書の書き方	H19.2.1	310					
就業規則		2160					
３６協定届		515					

※価格は税込み価格です。改定等により価格は変動することがございます。

貴社名（部署名等）	ご住所　〒
ご担当者名	ＴＥＬ
備考	ＦＡＸ

後程、**送料を含めました見積書**をＦＡＸ致します。

東京都トラック運送事業協同組合連合会　　〒160-0004　東京都新宿区四谷１－２３
東京貨物運送健康保険組合会館　４階
ＴＥＬ：03-3359-4168　　ＦＡＸ：03-3359-6310

連絡先一覧

東京運輸支局　監査部門貨物担当　03-3458-9234
輸送部門貨物担当　03-3458-9233
整備部門保安担当　03-3458-9237

公益社団法人　全日本トラック協会　03-3354-1009（代表）
一般社団法人　東京都トラック協会　03-3359-6251（代表）

適正化事業部　TEL　03-3359-4138
FAX　03-3359-6009

支部連絡課　03-3359-4132
輸送相談室　03-3357-3881
事業振興部　03-3359-3401
環境部　03-3359-3617
※グリーン・エコ・プロジェクト　03-3359-6670
※相談　03-3359-6671
※低公害車　03-3359-6672

東京都トラック協会支部事務局

支部・団体名	電話
千代田	03-3518-8006
中央	03-3553-2881
港	03-5730-1100
品川	03-3471-7561
大田	03-3766-3261
渋谷	03-6276-2472
世田谷	03-3706-1011
目黒	03-5701-9832
新宿	03-3352-7800
中野	03-3384-3275
杉並	03-5397-0520
文京	03-5807-6385
豊島	03-3981-5414
板橋	03-3932-3701
練馬	03-3998-0695

支部・団体名	電話
北	03-3905-3301
台東	03-3844-4527
深川	03-3643-4851
城東	03-3699-7083
墨田	03-3624-6607
江戸川	03-5674-1211
葛飾	03-3690-4551
荒川	03-3807-3641
足立	03-5242-5431
多摩	042-524-3469
八丈島	04996-2-0011
三宅島	04994-5-0506
環境	03-3264-7911
全国物流ネット	03-6805-1362

（C）一般社団法人　東京都トラック協会　2018